

平成 30 年

奈良市議会 3 月定例会
提出議案

奈良市

目 次

| | | |
|-------------|---|------|
| 奈良市報告第 16 号 | 株式会社奈良市清美公社の事業計画の報告について…………… | 1 |
| 〳 第 17 号 | 奈良市市街地開発株式会社の事業計画の報告について…………… | 14 |
| 〳 第 18 号 | 公益財団法人奈良市生涯学習財団の事業計画の報告について…………… | 20 |
| 〳 第 19 号 | 一般財団法人奈良市総合財団の事業計画の報告について…………… | 29 |
| 奈良市議案第 14 号 | 平成30年度奈良市一般会計予算…………… | 46 |
| 〳 第 15 号 | 平成30年度奈良市住宅新築資金等貸付金特別会計予算…………… | 56 |
| 〳 第 16 号 | 平成30年度奈良市国民健康保険特別会計予算…………… | 58 |
| 〳 第 17 号 | 平成30年度奈良市土地区画整理事業特別会計予算…………… | 62 |
| 〳 第 18 号 | 平成30年度奈良市市街地再開発事業特別会計予算…………… | 65 |
| 〳 第 19 号 | 平成30年度奈良市公共用地取得事業特別会計予算…………… | 67 |
| 〳 第 20 号 | 平成30年度奈良市駐車場事業特別会計予算…………… | 69 |
| 〳 第 21 号 | 平成30年度奈良市介護保険特別会計予算…………… | 71 |
| 〳 第 22 号 | 平成30年度奈良市母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算…………… | 74 |
| 〳 第 23 号 | 平成30年度奈良市針テラス事業特別会計予算…………… | 76 |
| 〳 第 24 号 | 平成30年度奈良市後期高齢者医療特別会計予算…………… | 78 |
| 〳 第 25 号 | 平成30年度奈良市病院事業会計予算…………… | (別冊) |
| 〳 第 26 号 | 平成30年度奈良市水道事業会計予算…………… | (別冊) |
| 〳 第 27 号 | 平成30年度奈良市下水道事業会計予算…………… | (別冊) |
| 〳 第 28 号 | 奈良市附属機関設置条例の一部改正について…………… | 81 |
| 〳 第 29 号 | 奈良市手数料条例の一部改正について…………… | 82 |
| 〳 第 30 号 | 奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の全部改正について…………… | 85 |

| | | |
|-------------|---|-----|
| 奈良市議案第 31 号 | 奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の全部改正について…………… | 90 |
| 〃 第 32 号 | 奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の全部改正について…………… | 95 |
| 〃 第 33 号 | 奈良市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の全部改正について…………… | 100 |
| 〃 第 34 号 | 奈良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の全部改正について…………… | 104 |
| 〃 第 35 号 | 奈良市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の全部改正について…………… | 107 |
| 〃 第 36 号 | 奈良市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の全部改正について…………… | 110 |
| 〃 第 37 号 | 奈良市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の全部改正について…………… | 114 |
| 〃 第 38 号 | 奈良市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の全部改正について…………… | 118 |
| 〃 第 39 号 | 奈良市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の全部改正について…………… | 122 |
| 〃 第 40 号 | 奈良市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の全部改正について…………… | 126 |
| 〃 第 41 号 | 奈良市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の全部改正について…………… | 130 |
| 〃 第 42 号 | 奈良市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準等に関する条例の制定について…………… | 134 |
| 〃 第 43 号 | 奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の全部改正について…………… | 137 |

| | | |
|-------------|--|-----|
| 奈良市議案第 44 号 | 奈良市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の 基準等に関する条例の全部改正について…………… | 142 |
| 〃 第 45 号 | 奈良市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準 に関する条例の全部改正について…………… | 147 |
| 〃 第 46 号 | 奈良市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関す る条例の全部改正について…………… | 151 |
| 〃 第 47 号 | 奈良市地域活動支援センターの設備及び運営の基準 に関する条例の全部改正について…………… | 155 |
| 〃 第 48 号 | 奈良市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条 例の全部改正について…………… | 158 |
| 〃 第 49 号 | 奈良市住宅宿泊事業の実施の制限等に関する条例の 制定について…………… | 161 |
| 〃 第 50 号 | 奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改 正について…………… | 164 |
| 〃 第 51 号 | 奈良市国民健康保険条例の一部改正について…………… | 165 |
| 〃 第 52 号 | 奈良市介護保険条例の一部改正について…………… | 170 |
| 〃 第 53 号 | 奈良市後期高齢者医療に関する条例の一部改正につ いて…………… | 172 |
| 〃 第 54 号 | 奈良市観光自動車駐車場条例の一部改正について…………… | 173 |
| 〃 第 55 号 | 包括外部監査契約の締結について…………… | 174 |
| 〃 第 56 号 | 市道路線の廃止について…………… | 175 |
| 〃 第 57 号 | 市道路線の認定について…………… | 178 |
| 〃 第 58 号 | 公の施設の指定管理者の指定について…………… | 202 |

株式会社奈良市清美公社の事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、株式会社奈良市清美公社の事業計画を次のとおり報告する。

平成30年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 平成30年度事業計画書

平成30年度株式会社奈良市清美公社事業計画書

自 平成30年4月1日

至 平成31年3月31日

1. 事業方針

株式会社奈良市清美公社は、公益事業所として公共への奉仕をモットーに生活環境の保全と美化の推進に寄与しようとするものである。業務を誠実に遂行するとともに、公共下水道の普及に伴い、し尿収集運搬及び浄化槽清掃業務が減少する社会情勢下において、一層これに代わる業務の拡大と開発に努め、事業の効率化を図り、財務体質の不断の見直しにより経営の安全性を確保していく。

平成30年度においては、家庭系ごみ及び再生資源収集運搬業務の受託拡大を計画している。

2. 事業内容

次の各受託業務及び受託外許認可業務等を実施する。

(1) 受託業務

○し尿収集運搬及び手数料の徴収に関する業務

○公園・広場等の清掃、公衆便所の清掃、地下道等の清掃に関する業務

○アダプトプログラム、グリーンサポートによるごみ収集運搬に関する業務

○東部地域、月ヶ瀬地域、都祁地域、精華地域、高円山離宮・鉢伏地域、中高層住宅、平城第1・第2団地及び奈良市市街地地域（一部）の一般家庭ごみ収集運搬、東部地域、月ヶ瀬地域、都祁地域、中高層住宅及び環境清美センター内再生資源回収コーナーの再生資源（空き缶・空きびん・ペットボトル・飲料用紙パック）収集運搬、発泡スチロール製食品トレイ、環境清美工場の焼却灰及び非鉄の運搬に関する業務

○建物清掃に関する業務

○犬・猫等の動物捕獲・運搬・飼育に関する業務

(2) 受託外許認可業務等

○浄化槽の清掃・保守点検に関する業務

3. 業務の方針

(1) 受託業務

業務の運営については、常に適正な処理を行い、市民の生活環境をより清潔に保ち、公衆衛生の向上を目標に、その効率的運用を図る。

(2) 受託外許認可業務等

浄化槽の清掃等については、浄化槽法施行規則第3条の規定に基づいて行い、実施にあたっては計画的かつ円滑な運用を図る。

4. 作業計画

(1) 受託業務

- ① し尿収集運搬については、対象家庭の状況及び交通事情等を勘案し、早朝からの作業を行い、受託外許認可業務等との連携を図り、全車両の効率的な運用を図る。

また、汲取手数料の徴収事務については、口座振替制度への移行を促進し、収納率の向上を図る。

○汲取作業件数（月平均）

| 種別 | 当年度 | 前年度 | 増減 |
|-----------|--------|--------|-------|
| 定額制汲取 | 1,183件 | 1,323件 | △140件 |
| 一般従量制汲取 | 80件 | 92件 | △12件 |
| 事業所等従量制汲取 | 206件 | 318件 | △112件 |

- ② 公園・広場等の清掃業務については、当社現有諸機（器）材と人員の効率的な運用により作業を実施する。

○都市公園、ちびっ子広場、広場緑地、近隣公園

| 当年度 | 前年度 | 増減 |
|-------|-------|------|
| 596か所 | 580か所 | 16か所 |

○街路樹等のかん水

- ・西部第475号線
- ・西部第24号線

- ・西部第38号線他1路線
- ・西大寺一条線
- ・奈良北2号線、北部第595・604・611号線
- ・中部第1124号線

| 当年度 | 前年度 | 増減 |
|-----|-----|----|
| 6路線 | 6路線 | 0 |

- ③ 公衆便所の清掃業務については、利用者の状況を考慮し、早朝作業による効率的な運用により業務を実施する。

- ・近鉄高の原駅前

| 当年度 | 前年度 | 増減 |
|-----|-----|----|
| 1か所 | 1か所 | 0 |

- ④ 地下道等清掃業務については、利用状況等を考慮し、計画的に実施する。

- ・近鉄新大宮駅前地下道
- ・近鉄新大宮駅西側地下道
- ・JR平城山駅旅客通路
- ・JR平城山駅西側歩道橋
- ・近鉄高の原駅歩道橋及び広場
- ・近鉄学園前駅前歩道橋

| 当年度 | 前年度 | 増減 |
|------------------|------------------|----|
| (6か所) 13,792㎡ | (6か所) 13,792㎡ | 0 |

- ⑤ 東部地域、月ヶ瀬地域、都祁地域、精華地域、高円山離宮・鉢伏地域、中高層住宅、平城第1・第2団地、奈良市市街地地域（一部）の一般家庭ごみ及び再生資源の収集運搬、環境清美センター内再生資源回収コーナーの再生資源収集運搬、発泡スチロール製食品トレイ収集運搬の各業務については、収集計画に基づき実施する。

また、環境清美工場より発生する焼却灰及び非鉄の大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地への運搬業務については、受託条件による年間計画に基づき実施する。

○家庭ごみ及び再生資源

(対象：東部地域、月ヶ瀬地域、都祁地域、精華地域、高円山離宮・鉢伏地域、中高層住宅、平城第1・第2団地、奈良市市街地の一部)

| 当年度 | 前年度 | 増減 |
|----------|----------|---------|
| 95,526世帯 | 86,276世帯 | 9,250世帯 |

○環境清美センター内再生資源回収コーナー

| 当年度 | 前年度 | 増減 |
|-----|-----|----|
| 1か所 | 1か所 | 0 |

○発泡スチロール製食品トレイ

・市役所・出張所・公民館・人権文化センター等

| 当年度 | 前年度 | 増減 |
|------|------|----|
| 30か所 | 30か所 | 0 |

○焼却灰運搬

・年間運搬量

| 当年度 | 前年度 | 増減 |
|---------|---------|--------|
| 2,200 t | 2,800 t | △600 t |

○非鉄運搬

・年間運搬量

| 当年度 | 前年度 | 増減 |
|---------|---------|-------|
| 2,000 t | 1,800 t | 200 t |

- ⑥ 犬・猫等の動物捕獲・運搬・飼育に関する業務については、保健所の指導・指示のもと、迅速かつ効率的に実施する。

(2) 受託外許認可業務等

- ① 浄化槽の清掃・保守点検業務については、受託業務との連携を図り、効率的な運用により作業を実施する。(月平均)

| 業務名 | 当年度 | 前年度 | 増減 |
|-----------|------|------|-------|
| 浄化槽清掃業務 | 338件 | 577件 | △239件 |
| 浄化槽保守点検業務 | 302件 | 304件 | △2件 |

(3) 作業体制

① 従業員数

| 職名 | 当年度 | 前年度 | 増減 |
|-----|-------------|-------------|----|
| 事務職 | 10名(内臨時5) | 10名(内臨時3) | 0 |
| 現業職 | 114名(内臨時76) | 108名(内臨時70) | 6名 |
| 合計 | 124名(内臨時81) | 118名(内臨時73) | 6名 |

② 車両台数

| 車種 | 当年度 | 前年度 | 増減 |
|--------|-----|-----|----|
| バキューム車 | 13台 | 13台 | 0 |
| パッカー車 | 43台 | 40台 | 3台 |
| 貨物車 他 | 20台 | 18台 | 2台 |
| 営業車 | 3台 | 3台 | 0 |
| 合計 | 79台 | 74台 | 5台 |

5. 事業予算の概要

(収入の部)

① 受託事業収入

(単位：千円)

| 受託事業名 | 当年度 | 前年度 | 増減 |
|------------------------|---------|---------|--------|
| し尿収集運搬及び手数料徴収事務 | 151,000 | 159,712 | △8,712 |
| 公園・広場等清掃業務 | 58,750 | 57,980 | 770 |
| アダプトプログラム・グリーンサポートごみ収集 | 1,806 | 1,770 | 36 |
| 公衆便所清掃業務 | 1,221 | 924 | 297 |

| 受託事業名 | 当年度 | 前年度 | 増減 |
|------------------------|---------|---------|--------|
| 地下道等清掃業務 | 3,245 | 3,244 | 1 |
| 東部地域・精華地域等一般家庭ごみ収集運搬業務 | 24,100 | 24,089 | 11 |
| 月ヶ瀬・都祁地域ごみ収集運搬業務 | 33,620 | 33,589 | 31 |
| 中高層住宅一般家庭ごみ収集運搬業務 | 82,903 | 82,895 | 8 |
| 市街地家庭系ごみ収集運搬業務 | 351,000 | 280,800 | 70,200 |
| 一般家庭ごみ収集地域の大型ごみ収集運搬業務 | 14,043 | 14,015 | 28 |
| 東部地域再生資源収集運搬業務 | 3,960 | 3,932 | 28 |
| 中高層住宅再生資源収集運搬業務 | 6,842 | 6,837 | 5 |
| 月ヶ瀬・都祁地域再生資源収集運搬業務 | 4,300 | 0 | 4,300 |
| 環境清美センター内再生資源分別及び運搬業務 | 2,618 | 2,205 | 413 |
| 発泡スチロール製食品トレイ収集運搬業務 | 3,365 | 3,263 | 102 |
| 焼却灰運搬業務 | 11,681 | 13,628 | △1,947 |
| 非鉄運搬業務 | 7,732 | 6,959 | 773 |
| 犬・猫等の捕獲・運搬・飼育業務 | 17,800 | 17,800 | 0 |
| 音声館清掃業務 | 1,458 | 1,653 | △195 |
| 受託事業収入合計 | 781,444 | 715,295 | 66,149 |

② 受託外許認可事業等収入

(単位：千円)

| 事業名 | 当年度 | 前年度 | 増減 |
|---------------|---------|---------|---------|
| 浄化槽清掃・保守点検業務 | 112,452 | 128,354 | △15,902 |
| 雑排水管洗浄業務 | 0 | 1,664 | △1,664 |
| 受託外許認可事業等収入合計 | 112,452 | 130,018 | △17,566 |

③ 事業外収入

(単位：千円)

| 科目 | 当年度 | 前年度 | 増減 |
|---------|-----|-----|----|
| 受取利息 | 81 | 81 | 0 |
| 事業外収入合計 | 81 | 81 | 0 |

収入合計 (上記①～③の合計)

(単位：千円)

| 収入合計 | 当年度 | 前年度 | 増減 |
|------|---------|---------|--------|
| | 893,977 | 845,394 | 48,583 |

(支出の部)

① 事業直接費

(単位：千円)

| 科目 | 当年度 | 前年度 | 増減 |
|-------|---------|---------|--------|
| 人件費 | 465,109 | 438,932 | 26,177 |
| 福利厚生費 | 14,429 | 14,327 | 102 |
| 燃料費 | 47,829 | 40,755 | 7,074 |
| 事故整理費 | 700 | 700 | 0 |
| 保険料 | 10,633 | 12,363 | △1,730 |
| 旅費交通費 | 2,044 | 2,134 | △90 |
| 雑費 | 3,060 | 2,259 | 801 |
| 法定福利費 | 76,053 | 72,723 | 3,330 |
| 被服費 | 3,121 | 2,968 | 153 |
| 修繕費 | 48,466 | 35,109 | 13,357 |
| 公租公課 | 7,614 | 7,340 | 274 |
| 消耗品費 | 12,017 | 9,758 | 2,259 |
| 賃借料 | 8,212 | 7,320 | 892 |
| 減価償却費 | 30,158 | 29,070 | 1,088 |
| 合 計 | 729,445 | 675,758 | 53,687 |

② 一般管理費

(単位：千円)

| 科目 | 当年度 | 前年度 | 増減 |
|-------|--------|--------|--------|
| 人件費 | 63,794 | 70,863 | △7,069 |
| 福利厚生費 | 1,733 | 1,966 | △233 |
| 水道光熱費 | 2,282 | 2,264 | 18 |
| 保険料 | 229 | 324 | △95 |
| 旅費交通費 | 63 | 63 | 0 |

| 科目 | 当年度 | 前年度 | 増減 |
|-------|--------|---------|--------|
| 通信費 | 2,370 | 2,254 | 116 |
| 図書費 | 260 | 260 | 0 |
| 会議費 | 292 | 292 | 0 |
| 支払手数料 | 4,116 | 4,142 | △26 |
| 減価償却費 | 2,100 | 2,100 | 0 |
| 法定福利費 | 10,285 | 11,701 | △1,416 |
| 公租公課 | 2,198 | 2,204 | △6 |
| 修繕費 | 784 | 784 | 0 |
| 消耗品費 | 1,723 | 1,723 | 0 |
| 燃料費 | 253 | 240 | 13 |
| 交際費 | 145 | 145 | 0 |
| 広告費 | 185 | 185 | 0 |
| 調査研究費 | 20 | 20 | 0 |
| 賃借料 | 5,265 | 5,229 | 36 |
| 雑費 | 59 | 59 | 0 |
| 合 計 | 98,156 | 106,818 | △8,662 |

③ 事業外費用

(単位：千円)

| 科目 | 当年度 | 前年度 | 増減 |
|-----|--------|--------|-------|
| 雑損失 | 168 | 212 | △44 |
| 消費税 | 66,208 | 62,606 | 3,602 |
| 合 計 | 66,376 | 62,818 | 3,558 |

④ 予備費

(単位：千円)

| 予備費 | 当年度 | 前年度 | 増減 |
|-----|-----|-----|----|
| | 0 | 0 | 0 |

費用合計 (上記①～④の合計)

(単位：千円)

| 費用合計 | 当年度 | 前年度 | 増減 |
|------|---------|---------|--------|
| | 893,977 | 845,394 | 48,583 |

当期利益金 (収入合計－費用合計)

(単位：千円)

| 当期利益金 | 当年度 | 前年度 | 増減 |
|-------|-----|-----|----|
| | 0 | 0 | 0 |

予 定 貸 借 対 照 表

平成31年3月31日

(単位：千円)

| 科 目 | 当 年 度 | 前 年 度 | 増 減 | 備 考 |
|--------------|---------|---------|-----------|-----|
| I 資産の部 | | | | |
| 1. 流動資産 | | | | |
| 現金預金 | 136,148 | 338,006 | △ 201,858 | |
| 未収入金 | 13,298 | 15,477 | △ 2,179 | |
| 受託事業未収金 | 69,830 | 63,826 | 6,004 | |
| 手数料未収金 | 2,467 | 2,422 | 45 | |
| 前払費用 | 728 | 679 | 49 | |
| 貯蔵品 | 1,761 | 1,996 | △ 235 | |
| 仮払法人税等 | 0 | 0 | 0 | |
| 立替金 | 0 | 0 | 0 | |
| 貸倒引当金 | △ 508 | △ 487 | △ 21 | |
| 流動資産合計 | 223,724 | 421,919 | △ 198,195 | |
| 2. 固定資産 | | | | |
| (1) 有形固定資産 | | | | |
| 建物 | 88,764 | 76,883 | 11,881 | |
| 建物附属設備 | 3,094 | 3,624 | △ 530 | |
| 構築物 | 627 | 764 | △ 137 | |
| 機械器具 | 5 | 16 | △ 11 | |
| 車両運搬具 | 13,725 | 11,139 | 2,586 | |
| 什器備品 | 1,428 | 1,958 | △ 530 | |
| 電話設備 | 604 | 755 | △ 151 | |
| 土地 | 41,963 | 41,963 | 0 | |
| 有形固定資産合計 | 150,210 | 137,102 | 13,108 | |
| (2) 無形固定資産 | | | | |
| 電話加入権 | 310 | 310 | 0 | |
| 地役権 | 300 | 300 | 0 | |
| ソフトウェア | 4,830 | 815 | 4,015 | |
| 無形固定資産合計 | 5,440 | 1,425 | 4,015 | |
| (3) 投資その他の資産 | | | | |
| 出資金 | 1,430 | 1,430 | 0 | |
| 長期貸付金 | 4,072 | 4,360 | △ 288 | |
| 保証金 | 10 | 10 | 0 | |
| リサイクル預託金 | 486 | 494 | △ 8 | |
| 投資その他の資産合計 | 5,998 | 6,294 | △ 296 | |
| 固定資産合計 | 161,648 | 144,821 | 16,827 | |
| 資産合計 | 385,372 | 566,740 | △ 181,368 | |

| 科 目 | 当 年 度 | 前 年 度 | 増 減 | 備 考 |
|-------------|---------|---------|-----------|-----|
| Ⅱ 負債の部 | | | | |
| 1. 流動負債 | | | | |
| 前受金 | 0 | 3 | △ 3 | |
| 未払金 | 36,935 | 28,836 | 8,099 | |
| 未払法人税等 | 141 | 141 | 0 | |
| 預り金 | 12,888 | 12,548 | 340 | |
| 仮受金 | 441 | 378 | 63 | |
| 手数料未払金 | 2,467 | 2,422 | 45 | |
| 未払消費税 | 22,106 | 11,640 | 10,466 | |
| 流動負債合計 | 74,978 | 55,968 | 19,010 | |
| 2. 固定負債 | | | | |
| 退職給与引当金 | 215,480 | 275,334 | △ 59,854 | |
| 固定負債合計 | 215,480 | 275,334 | △ 59,854 | |
| 負債合計 | 290,458 | 331,302 | △ 40,844 | |
| Ⅲ 純資産の部 | | | | |
| 1. 株主資本 | | | | |
| 資本金 | 10,000 | 10,000 | 0 | |
| 利益剰余金 | 84,914 | 225,438 | △ 140,524 | |
| 利益準備金 | 2,500 | 0 | 2,500 | |
| 任意積立金 | 0 | 70,000 | △ 70,000 | |
| 繰越利益剰余金 | 82,414 | 155,438 | △ 73,024 | |
| 純資産合計 | 94,914 | 235,438 | △ 140,524 | |
| 負債及び純資産の部合計 | 385,372 | 566,740 | △ 181,368 | |

予 定 損 益 計 算 書

自 平成 3 0 年 4 月 1 日

至 平成 3 1 年 3 月 3 1 日

(単位：千円)

| 科 目 | 当 年 度 | 前 年 度 | 増 減 | 備 考 |
|--------------|---------|---------|----------|-----|
| 売上高 | | | | |
| 受託事業収入 | 723,562 | 662,312 | 61,250 | |
| 浄化槽収入 | 104,129 | 118,733 | △ 14,604 | |
| 高压洗浄収入 | 0 | 1,541 | △ 1,541 | |
| 建物清掃収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 売上高合計 | 827,691 | 782,586 | 45,105 | |
| 売上原価 | | | | |
| 事業直接原価 | 729,445 | 675,758 | 53,687 | |
| 売上原価合計 | 729,445 | 675,758 | 53,687 | |
| 売上総利益 | 98,246 | 106,828 | △ 8,582 | |
| 販売費及び一般管理費 | 98,156 | 106,818 | △ 8,662 | |
| 営業利益 | 90 | 10 | 80 | |
| 営業外収益 | | | | |
| 受取利息 | 73 | 76 | △ 3 | |
| 受取配当金 | 5 | 5 | 0 | |
| 雑収入 | 0 | 121 | △ 121 | |
| 営業外収益合計 | 78 | 202 | △ 124 | |
| 営業外費用 | | | | |
| 支払利息 | 0 | 0 | 0 | |
| 雑損失 | 168 | 212 | △ 44 | |
| 営業外費用合計 | 168 | 212 | △ 44 | |
| 経常利益 | 0 | 0 | 0 | |
| 特別利益 | | | | |
| 貸倒引当金戻入益 | 0 | 0 | 0 | |
| 退職給与引当金戻入益 | 15,808 | 8,439 | 7,369 | |
| 特別利益合計 | 15,808 | 8,439 | 7,369 | |
| 特別損失 | | | | |
| 資産廃棄損 | 0 | 0 | 0 | |
| 貸倒引当金繰越損 | 7 | 9 | △ 2 | |
| 貸倒損失 | 73 | 193 | △ 120 | |
| 退職給与引当金繰入損 | 0 | 0 | 0 | |
| 特別損失合計 | 80 | 202 | △ 122 | |
| 税引前当期純利益 | 15,728 | 8,237 | 7,491 | |
| 法人税、住民税及び事業税 | 142 | 184 | △ 42 | |
| 当期純利益 | 15,586 | 8,053 | 7,533 | |

奈良市市街地開発株式会社の
事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、奈良市市街地開発株式会社の事業計画を次のとおり報告する。

平成30年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 平成30年度事業計画書

平成30年度奈良市市街地開発株式会社事業計画書

自 平成30年4月1日

至 平成31年3月31日

1. 事業方針

奈良市市街地開発株式会社は市内における新しい都市拠点の形成を目指し、地域社会と調和した都市づくりを推進するため設立され、市街地開発事業によるJR奈良駅前再開発第1ビルの商業床の管理運営、近鉄学園前駅南再開発ビル管理組合業務代行及び奈良市営駐車場の管理等を行っている。

平成29年6月にJR奈良駅西側にホテルが開業し、エリアの賑わいがより一層求められている状況を踏まえ、平成30年度は現在空きとなっている3区画に対し積極的なテナント誘致を行い、収益の確保と商業エリアへの集客を図っていく。

2. 事業内容

- JR奈良駅前再開発第1ビル商業床の管理運営
- JR奈良駅西口周辺の市営駐車場の管理運営
(奈良市営JR奈良駅第1・第2・なら100年会館駐車場)
- 近鉄学園前駅南地区再開発ビルの管理業務
- 奈良市営西部会館駐車場の管理運営
- 前各号に関連又は付帯する事業

3. 業務の方針

(1) ビル管理運営業務

再開発ビルの管理運営については、ビル利用者の利便性の確保のため、ビルの各種設備の適切な保守管理を行うとともに、駅直近の商業施設として地域の賑わいを担い利用者の増に努める。

(2) 駐車場管理運營業務

利用者へのサービス向上と運営管理の質的改善を常に実施し、安全で快適かつ適切な奈良市営駐車場の管理等を行う。

4. 事業予算の概要

平成30年度は、JR奈良駅周辺の市営駐車場の指定管理料が約12,000千円の減額となるが、再開発ビルの商業施設への新規テナント入居が1件あり、また委託内容の変更により経費を約10,000千円削減したことで、当期の利益金は前年度とほぼ同額の10,600千円を見込む。

(収入の部)

(単位：千円)

| 科 目 | 当年度 | 前年度 | 増減 |
|----------------|---------|---------|----------|
| 事業収入 | 225,400 | 234,600 | △ 9,200 |
| (内訳) 商業床等管理収入 | 118,700 | 116,000 | 2,700 |
| 駐車場管理運営収入 | 61,700 | 73,600 | △ 11,900 |
| 学園前再開発ビル関係受託収入 | 45,000 | 45,000 | 0 |
| 事業外収入 (利息収入) | 300 | 300 | 0 |
| 収入合計 | 225,700 | 234,900 | △ 9,200 |

(支出の部)

(単位：千円)

| 科 目 | 当年度 | 前年度 | 増減 |
|----------|---------|---------|----------|
| 事業費用 | 215,100 | 224,700 | △ 9,600 |
| (内訳) 人件費 | 16,180 | 15,580 | 600 |
| 福利厚生費 | 3,300 | 3,200 | 100 |
| 委託費 | 85,100 | 95,900 | △ 10,800 |
| 賃借料 | 56,500 | 56,100 | 400 |
| 共益費 | 41,930 | 42,240 | △ 310 |
| 販促費 | 600 | 600 | 0 |
| 消耗品費 | 3,200 | 3,200 | 0 |
| 通信費 | 340 | 340 | 0 |

| 科 目 | 当年度 | 前年度 | 増減 |
|-------|---------|---------|---------|
| 燃料費 | 20 | 20 | 0 |
| 減価償却費 | 1,700 | 1,800 | △ 100 |
| 修繕費 | 1,500 | 900 | 600 |
| 会議費 | 20 | 20 | 0 |
| 手数料 | 2,300 | 2,600 | △ 300 |
| 公租公課費 | 500 | 500 | 0 |
| 諸会費 | 100 | 40 | 60 |
| 旅費交通費 | 10 | 10 | 0 |
| 保険料 | 700 | 650 | 50 |
| 雑費 | 1,100 | 1,000 | 100 |
| 支出合計 | 215,100 | 224,700 | △ 9,600 |

(当期利益金)

(単位：千円)

| 科 目 | 当年度 | 前年度 | 増減 |
|--------|--------|--------|-----|
| 当期収支差額 | 10,600 | 10,200 | 400 |

予 定 貸 借 対 照 表

平成31年3月31日

(単位：千円)

| 科 目 | 当 年 度 | 前 年 度 | 増 減 | 備 考 |
|--------------|----------|----------|----------|-----|
| I 資産の部 | | | | |
| 1. 流動資産 | | | | |
| 現金及び預金 | 184,150 | 144,426 | 39,724 | |
| 未収金 | 277 | 0 | 277 | |
| 未収入金 | 11,900 | 24,100 | △ 12,200 | |
| 前払費用 | 5,260 | 5,260 | 0 | |
| 預け金 | 762 | 762 | 0 | |
| 流動資産合計 | 202,349 | 174,548 | 27,801 | |
| 2. 固定資産 | | | | |
| (1) 有形固定資産 | | | | |
| 建物 | 17,762 | 17,762 | 0 | |
| 建物附属設備 | 16,448 | 16,448 | 0 | |
| 車両運搬具 | 795 | 795 | 0 | |
| 什器備品 | 541 | 541 | 0 | |
| 減価償却累計額 | △ 18,900 | △ 17,259 | △ 1,641 | |
| 有形固定資産合計 | 16,646 | 18,287 | △ 1,641 | |
| (2) 無形固定資産 | | | | |
| 電話加入権 | 400 | 400 | 0 | |
| 無形固定資産合計 | 400 | 400 | 0 | |
| (3) 投資その他の資産 | | | | |
| 保証金 | 0 | 50 | △ 50 | |
| 投資その他の資産合計 | 0 | 50 | △ 50 | |
| 固定資産合計 | 17,046 | 18,737 | △ 1,691 | |
| 資産合計 | 219,395 | 193,285 | 26,110 | |
| II 負債の部 | | | | |
| 1. 流動負債 | | | | |
| 未払金 | 1,000 | 0 | 1,000 | |
| 未払外注費 | 8,420 | 7,350 | 1,070 | |
| 未払費用 | 2,300 | 2,100 | 200 | |
| 前受金 | 3,000 | 1,560 | 1,440 | |
| 預り金 | 100 | 100 | 0 | |
| 売上預り金 | 22,400 | 27,000 | △ 4,600 | |
| 未払い法人税等 | 300 | 300 | 0 | |
| 流動負債合計 | 37,520 | 38,410 | △ 890 | |
| 2. 固定負債 | | | | |
| 預り保証金 | 34,875 | 19,375 | 15,500 | |
| 固定負債合計 | 34,875 | 19,375 | 15,500 | |
| 負債合計 | 72,395 | 57,785 | 14,610 | |
| III 純資産の部 | | | | |
| 1. 株主資本 | | | | |
| 資本金 | 100,000 | 100,000 | 0 | |
| 資本剰余金 | 18,700 | 18,700 | 0 | |
| 利益剰余金 | 28,300 | 16,800 | 11,500 | |
| 繰越利益剰余金 | 28,300 | 16,800 | 11,500 | |
| (うち当期純利益) | (10,600) | (10,200) | (400) | |
| 純資産合計 | 147,000 | 135,500 | 11,500 | |
| 負債及び純資産の部合計 | 219,395 | 193,285 | 26,110 | |

予 定 損 益 計 算 書

自 平成 3 0 年 4 月 1 日

至 平成 3 1 年 3 月 3 1 日

(単位：千円)

| 科 目 | 当 年 度 | 前 年 度 | 増 減 | 備 考 |
|----------------|---------|---------|----------|-----|
| 売上高 | | | | |
| 商業床等管理収入 | 118,700 | 116,000 | 2,700 | |
| 駐車場管理運営収入 | 61,700 | 73,600 | △ 11,900 | |
| 学園前再開発ビル関係受託収入 | 45,000 | 45,000 | 0 | |
| 売上高合計 | 225,400 | 234,600 | △ 9,200 | |
| 販売費及び一般管理費 | 214,800 | 224,400 | △ 9,600 | |
| 営業利益 | 10,600 | 10,200 | 400 | |
| 営業外収益 | | | | |
| 受取利息 | 30 | 30 | 0 | |
| 雑収入 | 270 | 270 | 0 | |
| 営業外収益合計 | 300 | 300 | 0 | |
| 経常利益 | 10,900 | 10,500 | 400 | |
| 税引前当期純利益 | 10,900 | 10,500 | 400 | |
| 法人税、住民税及び事業税 | 300 | 300 | 0 | |
| 当期純利益 | 10,600 | 10,200 | 400 | |

公益財団法人奈良市生涯学習財団の
事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人奈良市生涯学習財団の事業計画を次のとおり報告する。

平成30年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

- 1 平成30年度事業計画書

平成30年度公益財団法人奈良市生涯学習財団事業計画書

自 平成30年4月1日

至 平成31年3月31日

1. 事業方針

公益財団法人奈良市生涯学習財団は、地域に根差した学習機会の提供を始め、地域の生活課題等にも住民と一体となって取り組んでいけるような機能を有した公民館運営を行い、いつでも、どこでも、だれでも学ぶことのできる公共性の高い学習環境の整備を促進する。

平成30年度から始まる新たな指定管理期間には、市民が学び続けることができる環境を整え、生涯学習の充実を図り、これまで蓄積したノウハウや人材を生かした事業展開、市の委託可能な事業系業務を受注するなど、積極的な運営資金の獲得に力を入れ、体力強化に努めていく。また、将来を見据え、財団の取組を発信する場を設け、奈良の生涯学習・地域の学びの形を発信していく。

そして、職員体制の強化を図り、より一層職員の専門性を発揮した学びを通し、市民の豊かな生涯学習社会の実現を目指す。その一つとして、生涯学習の機会や場の提供を大人だけでなく、次世代を担う若い世代へと広げていく新たな取組を行っていく。

2. 事業内容

(1) 受託事業

社会教育・生涯学習に関する事業を幅広く展開していくために、奈良市から指定を受け、指定管理者として事業方針に基づいた事業を展開する。特に、市民が生涯にわたって、あらゆる機会、あらゆる場所において学び続けることができるよう、多様な学習機会の提供に努める。また、日頃の様々な学習活動の成果を発表する機会を充実させることにより、新たな学習活動への意欲をかきたて、参加者の交流の場となることを目指す。

なお、平成30年度は新たな指定期間（5年）の初年度となるため、施設ごとの中期計画に基づき1年目の目標達成に向けて取組を進める。

○公民館事業

生涯学習センター・公民館の活性化と、高まる市民の学習意欲と多様なニーズに応えることを目指し、社会教育・生涯学習に関する各種の事業を行う。

特に、人口減少・少子高齢化が進行する中で高齢者・団塊の世代の学習促進を図り、社会参画や仲間づくりへと繋がる事業や、安心して子育てができる家庭教育支援の取組を進め、この取組の中で地域のつながりが創出されることを目指す。

大型館においては、大人数を収容できる等の施設の特長を生かした事業や、それぞれの役割に応じた事業を展開する。また、地元大学との連携による事業など、高度な学習機会の提供を図る。

地区公民館においては、地域の特性・課題や地域住民のニーズ等に即した事業展開を行う。また、地域の学校・自治会や各種の活動団体・関係機関と共催を行うなど連携を図る。

その他、充実した社会教育・生涯学習関連情報を市民がいつでも手軽に検索・活用することができるよう、インターネットを利用した情報発信を積極的に行う。また、情報化社会のメリットを多くの市民が享受できるよう、情報機器に関する活用講座を開催し、情報格差の解消に努める。

○公民館管理運営事業

市民がいつでも気軽に利用できる地域の生涯学習活動の拠点として、公民館の機能強化と市民の立場に立った施設運営を図るとともに、公民館の適正かつ効率的な管理運営を行う。また、次世代を担う若い世代の利用を促進する方策について検討する。

[指定管理施設]

| | | |
|-------------|------------|--------------|
| 奈良市生涯学習センター | 奈良市立中部公民館 | 奈良市立西部公民館 |
| 奈良市立南部公民館 | 奈良市立三笠公民館 | 奈良市立田原公民館 |
| 奈良市立富雄公民館 | 奈良市立柳生公民館 | 奈良市立若草公民館 |
| 奈良市立登美ヶ丘公民館 | 奈良市立興東公民館 | 奈良市立春日公民館 |
| 奈良市立二名公民館 | 奈良市立京西公民館 | 奈良市立平城西公民館 |
| 奈良市立伏見公民館 | 奈良市立富雄南公民館 | 奈良市立平城公民館 |
| 奈良市立飛鳥公民館 | 奈良市立都跡公民館 | 奈良市立登美ヶ丘南公民館 |
| 奈良市立平城東公民館 | 奈良市立月ヶ瀬公民館 | 奈良市立都祁公民館 |

(2) 自主事業

奈良市の関連諸施策や多様な関係機関との連携を図り、多様な学習ニーズに応えることのできる学習機会の提供を目指す。また、当財団の取組をより多くの人々にPRするとともに外部収入を獲得するため、職員の特技や専門性を生かし、講師派遣等の事業展開を行う。さらに、自主財源の確保と事業内容の充実のため、外部資金による事業開催にも取組を進める。

収 支 予 算 書

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(単位：千円)

| 科 目 | 予 算 額 | 前 年 度 | 増 減 | 備 考 |
|--------------|---------|---------|--------|-----|
| I 一般正味財産増減の部 | | | | |
| 1. 経常増減の部 | | | | |
| (1) 経常収益 | | | | |
| 事業活動収入 | 622,431 | 589,082 | 33,349 | |
| 基本財産運用収入 | 20 | 40 | △ 20 | |
| 基本財産利息収入 | 20 | 40 | △ 20 | |
| 協定事業収入 | 615,524 | 582,392 | 33,132 | |
| 指定管理受託収入 | 614,771 | 581,700 | 33,071 | |
| 講座受講料収入 | 753 | 692 | 61 | |
| 自主事業収入 | 6,697 | 6,455 | 242 | |
| 講師派遣収入 | 100 | 100 | 0 | |
| 事業収入 | 6,497 | 6,255 | 242 | |
| 助成金収入 | 100 | 100 | 0 | |
| 雑収入 | 190 | 195 | △ 5 | |
| 受取利息 | 10 | 15 | △ 5 | |
| 雑収入 | 180 | 180 | 0 | |
| 経常収益計 | 622,431 | 589,082 | 33,349 | |
| (2) 経常費用 | | | | |
| 事業費 | 601,950 | 576,522 | 25,428 | |
| 人件費 | 408,987 | 388,693 | 20,294 | |
| 給料 | 155,632 | 147,116 | 8,516 | |
| 賃金 | 88,433 | 86,722 | 1,711 | |
| 職員手当 | 79,712 | 75,924 | 3,788 | |
| 福利厚生 | 60,977 | 57,214 | 3,763 | |
| 賞与引当金繰入 | 24,233 | 21,717 | 2,516 | |
| 事業経費 | 192,963 | 187,829 | 5,134 | |
| 諸謝金 | 7,680 | 7,986 | △ 306 | |
| 旅費交通費 | 363 | 421 | △ 58 | |
| 消耗品費 | 5,803 | 5,481 | 322 | |
| 燃料費 | 1,187 | 1,220 | △ 33 | |
| 会議費 | 252 | 201 | 51 | |
| 印刷製本費 | 1,455 | 976 | 479 | |
| 光熱水料費 | 51,084 | 51,569 | △ 485 | |
| 修繕費 | 2,578 | 2,603 | △ 25 | |
| 医薬材料費 | 24 | 24 | 0 | |
| 通信運搬費 | 2,392 | 2,394 | △ 2 | |
| 減価償却費 | 17,654 | 17,304 | 350 | |
| 手数料 | 2,273 | 2,217 | 56 | |
| 保険料 | 1,979 | 1,829 | 150 | |

| 科 目 | 予 算 額 | 前 年 度 | 増 減 | 備 考 |
|---------------|---------|---------|--------|-----|
| 委託費 | 63,269 | 59,849 | 3,420 | |
| 賃借料 | 3,343 | 3,866 | △ 523 | |
| 負担金 | 140 | 242 | △ 102 | |
| 広告料 | 155 | 50 | 105 | |
| 租税公課 | 31,332 | 29,597 | 1,735 | |
| 管理費 | 20,481 | 12,560 | 7,921 | |
| 人件費 | 11,349 | 10,786 | 563 | |
| 給料 | 4,319 | 4,082 | 237 | |
| 賃金 | 2,454 | 2,406 | 48 | |
| 職員手当 | 2,212 | 2,107 | 105 | |
| 福利厚生 | 1,692 | 1,588 | 104 | |
| 賞与引当金繰入 | 672 | 603 | 69 | |
| 管理経費 | 9,132 | 1,774 | 7,358 | |
| 諸謝金 | 100 | 0 | 100 | |
| 旅費交通費 | 165 | 168 | △ 3 | |
| 消耗品費 | 104 | 104 | 0 | |
| 燃料費 | 33 | 0 | 33 | |
| 会議費 | 0 | 5 | △ 5 | |
| 光熱水料費 | 1,416 | 1,431 | △ 15 | |
| 通信運搬費 | 66 | 66 | 0 | |
| 手数料 | 236 | 0 | 236 | |
| 委託費 | 300 | 0 | 300 | |
| 賃借料 | 599 | 0 | 599 | |
| 負担金 | 6,050 | 0 | 6,050 | |
| 租税公課 | 63 | 0 | 63 | |
| 経常費用計 | 622,431 | 589,082 | 33,349 | |
| 当期経常増減額 | 0 | 0 | 0 | |
| 2. 経常外増減の部 | | | | |
| (1) 経常外収益 | | | | |
| 経常外収益計 | 0 | 0 | 0 | |
| (2) 経常外費用 | | | | |
| 経常外費用計 | 0 | 0 | 0 | |
| 当期経常外増減額 | 0 | 0 | 0 | |
| 当期一般正味財産増減額 | 0 | 0 | 0 | |
| 一般正味財産期首残高 | 2,778 | 2,778 | 0 | |
| 一般正味財産期末残高 | 2,778 | 2,778 | 0 | |
| II 指定正味財産増減の部 | | | | |
| 当期指定正味財産増減額 | 0 | 0 | 0 | |
| 指定正味財産期首残高 | 50,000 | 50,000 | 0 | |
| 指定正味財産期末残高 | 50,000 | 50,000 | 0 | |
| III 正味財産期末残高 | 52,778 | 52,778 | 0 | |

予 定 貸 借 対 照 表

平成31年3月31日

(単位：千円)

| 科 目 | 当 年 度 | 前 年 度 | 増 減 | 備 考 |
|---------------|---------|---------|----------|-----|
| I 資産の部 | | | | |
| 1. 流動資産 | | | | |
| 現金預金 | 89,616 | 97,843 | △ 8,227 | |
| 未収金 | 179 | 179 | 0 | |
| 立替金 | 555 | 0 | 555 | |
| 流動資産合計 | 90,350 | 98,022 | △ 7,672 | |
| 2. 固定資産 | | | | |
| (1) 基本財産 | | | | |
| 定期預金 | 50,000 | 50,000 | 0 | |
| 基本財産合計 | 50,000 | 50,000 | 0 | |
| その他固定資産 | | | | |
| リース資産 | 51,544 | 62,223 | △ 10,679 | |
| その他固定資産合計 | 51,544 | 62,223 | △ 10,679 | |
| 固定資産合計 | 101,544 | 112,223 | △ 10,679 | |
| 資産合計 | 191,894 | 210,245 | △ 18,351 | |
| II 負債の部 | | | | |
| 1. 流動負債 | | | | |
| 未払金 | 21,283 | 37,178 | △ 15,895 | |
| 預り金 | 2,690 | 2,746 | △ 56 | |
| 賞与引当金 | 24,905 | 22,320 | 2,585 | |
| リース債務 | 17,892 | 16,449 | 1,443 | |
| 未払消費税等 | 5,694 | 0 | 5,694 | |
| 流動負債合計 | 72,464 | 78,693 | △ 6,229 | |
| 2. 固定負債 | | | | |
| リース債務 | 33,652 | 45,774 | △ 12,122 | |
| 退職給付引当金 | 33,000 | 33,000 | 0 | |
| 固定負債合計 | 66,652 | 78,774 | △ 12,122 | |
| 負債合計 | 139,116 | 157,467 | △ 18,351 | |
| III 正味財産の部 | | | | |
| 1. 指定正味財産 | | | | |
| 地方公共団体補助金 | 50,000 | 50,000 | 0 | |
| 指定正味財産合計 | 50,000 | 50,000 | 0 | |
| (うち基本財産への充当額) | 50,000 | 50,000 | 0 | |
| 2. 一般正味財産 | 2,778 | 2,778 | 0 | |
| 正味財産合計 | 52,778 | 52,778 | 0 | |
| 負債及び正味財産合計 | 191,894 | 210,245 | △ 18,351 | |

予定正味財産増減計算書

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(単位：千円)

| 科 目 | 当 年 度 | 前 年 度 | 増 減 | 備 考 |
|--------------|---------|---------|--------|-----|
| I 一般正味財産増減の部 | | | | |
| 1. 経常増減の部 | | | | |
| (1) 経常収益 | | | | |
| 事業活動収入 | 622,431 | 589,082 | 33,349 | |
| 基本財産運用収入 | 20 | 40 | △ 20 | |
| 基本財産利息収入 | 20 | 40 | △ 20 | |
| 協定事業収入 | 615,524 | 582,392 | 33,132 | |
| 指定管理受託収入 | 614,771 | 581,700 | 33,071 | |
| 講座受講料収入 | 753 | 692 | 61 | |
| 自主事業収入 | 6,697 | 6,455 | 242 | |
| 講師派遣収入 | 100 | 100 | 0 | |
| 事業収入 | 6,497 | 6,255 | 242 | |
| 助成金収入 | 100 | 100 | 0 | |
| 雑収入 | 190 | 195 | △ 5 | |
| 受取利息 | 10 | 15 | △ 5 | |
| 雑収入 | 180 | 180 | 0 | |
| 経常収益計 | 622,431 | 589,082 | 33,349 | |
| (2) 経常費用 | | | | |
| 事業費 | 601,950 | 576,522 | 25,428 | |
| 人件費 | 408,987 | 388,693 | 20,294 | |
| 給料 | 155,632 | 147,116 | 8,516 | |
| 賃金 | 88,433 | 86,722 | 1,711 | |
| 職員手当 | 79,712 | 75,924 | 3,788 | |
| 福利厚生 | 60,977 | 57,214 | 3,763 | |
| 賞与引当金繰入 | 24,233 | 21,717 | 2,516 | |
| 事業経費 | 192,963 | 187,829 | 5,134 | |
| 諸謝金 | 7,680 | 7,986 | △ 306 | |
| 旅費交通費 | 363 | 421 | △ 58 | |
| 消耗品費 | 5,803 | 5,481 | 322 | |
| 燃料費 | 1,187 | 1,220 | △ 33 | |
| 会議費 | 252 | 201 | 51 | |
| 印刷製本費 | 1,455 | 976 | 479 | |
| 光熱水料費 | 51,084 | 51,569 | △ 485 | |
| 修繕費 | 2,578 | 2,603 | △ 25 | |
| 医薬材料費 | 24 | 24 | 0 | |
| 通信運搬費 | 2,392 | 2,394 | △ 2 | |
| 減価償却費 | 17,654 | 17,304 | 350 | |
| 手数料 | 2,273 | 2,217 | 56 | |
| 保険料 | 1,979 | 1,829 | 150 | |

| 科 目 | 当 年 度 | 前 年 度 | 増 減 | 備 考 |
|---------------|---------|---------|--------|-----|
| 委託費 | 63,269 | 59,849 | 3,420 | |
| 賃借料 | 3,343 | 3,866 | △ 523 | |
| 負担金 | 140 | 242 | △ 102 | |
| 広告料 | 155 | 50 | 105 | |
| 租税公課 | 31,332 | 29,597 | 1,735 | |
| 管理費 | 20,481 | 12,560 | 7,921 | |
| 人件費 | 11,349 | 10,786 | 563 | |
| 給料 | 4,319 | 4,082 | 237 | |
| 賃金 | 2,454 | 2,406 | 48 | |
| 職員手当 | 2,212 | 2,107 | 105 | |
| 福利厚生 | 1,692 | 1,588 | 104 | |
| 賞与引当金繰入 | 672 | 603 | 69 | |
| 管理経費 | 9,132 | 1,774 | 7,358 | |
| 諸謝金 | 100 | 0 | 100 | |
| 旅費交通費 | 165 | 168 | △ 3 | |
| 消耗品費 | 104 | 104 | 0 | |
| 燃料費 | 33 | 0 | 33 | |
| 会議費 | 0 | 5 | △ 5 | |
| 光熱水料費 | 1,416 | 1,431 | △ 15 | |
| 通信運搬費 | 66 | 66 | 0 | |
| 手数料 | 236 | 0 | 236 | |
| 委託費 | 300 | 0 | 300 | |
| 賃借料 | 599 | 0 | 599 | |
| 負担金 | 6,050 | 0 | 6,050 | |
| 租税公課 | 63 | 0 | 63 | |
| 経常費用計 | 622,431 | 589,082 | 33,349 | |
| 当期経常増減額 | 0 | 0 | 0 | |
| 2. 経常外増減の部 | | | | |
| (1) 経常外収益 | | | | |
| 経常外収益計 | 0 | 0 | 0 | |
| (2) 経常外費用 | | | | |
| 経常外費用計 | 0 | 0 | 0 | |
| 当期経常外増減額 | 0 | 0 | 0 | |
| 当期一般正味財産増減額 | 0 | 0 | 0 | |
| 一般正味財産期首残高 | 2,778 | 2,778 | 0 | |
| 一般正味財産期末残高 | 2,778 | 2,778 | 0 | |
| II 指定正味財産増減の部 | | | | |
| 当期指定正味財産増減額 | 0 | 0 | 0 | |
| 指定正味財産期首残高 | 50,000 | 50,000 | 0 | |
| 指定正味財産期末残高 | 50,000 | 50,000 | 0 | |
| III 正味財産期末残高 | 52,778 | 52,778 | 0 | |

一般財団法人奈良市総合財団の
事業計画の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人奈良市総合財団の事業計画を次のとおり報告する。

平成30年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

1 平成30年度事業計画書

平成30年度一般財団法人奈良市総合財団事業計画書

自 平成30年4月1日

至 平成31年3月31日

1. 事業方針

一般財団法人奈良市総合財団は、奈良市が設置する施設の指定管理者として利用者の視点に立った管理運営に努め、あらゆる人にとって利用し易い施設を目指すとともに、文化・スポーツ・武道の普及振興や「ならまち」・「都祁地域」の地域振興に関する事業並びに中小企業勤労者に対する福祉事業を実施し、更なる文化の創造及び市民福祉の増進を目指す。

当財団の運営にあたっては、経営意識をもって、自立化を目指した改革を進めるために財団の職員によるワーキングチームや、他の外郭団体と連携して改革研究を実施し、研修や人事管理システムの整備、会計管理等の適正化による内部統制の強化を進めており、これらについて不断の見直し研究を進める。

また、経営基盤の安定化を図るべく自主事業の収益性を絶えず見直し、経費節減と事業の質的向上を目指した取組を積極的に進め、市民の要請にきめ細かく対応するべく努力を重ね、地域社会の発展に一層寄与するべく事業展開を図っていく。

2. 事業内容

各施設の設立趣旨等を踏まえた管理運営と、文化の創造と福祉の増進に寄与することを目的として文化振興事業、スポーツ・武道振興事業、まちづくり振興事業、勤労者福祉サービス事業、都祁地域振興事業を推進する。

(1) 文化振興事業

国際文化観光都市奈良の文化の向上及び発信に努め、市民の美術鑑賞と創作活動の活性化による地域社会づくりに寄与することを目的とした事業を行う。

○なら100年会館

奈良県内最大のホールという特色を生かして、多様な鑑賞の機会を提供するとともに、創造の場・創作拠点として様々なニーズに対応できる利用者のためのホールを目

指す。

事業については、開館20周年記念事業として「知と経験と未来」をテーマに産官学連携による鼎談と万葉オペラコンサートや“奈良ならではの”のオリジナリティを生かした市民参加型の万葉オペラ・ラボ公演等を開催し、奈良の歴史の素晴らしさを全国に発信する。その他、神社仏閣との連携を含めた奈良の魅力再発見能楽普及事業や、若手演奏家育成事業、地元商店街等での「まちなか万葉劇場」、小学校等でのオーケストラ出張授業（アウトリーチ事業）、誰もが音楽を楽しんでいただけるバリアフリーコンサート（社会包摂事業）等を実施する。

○奈良市美術館

今春の複合施設のオープンに伴い、観光客や幅広い年齢層の集客も期待でき「利用者の皆様が主役となり作品展を開催していただける美術館」として、貸館の施設管理事業と共に、当館主催の各展覧会事業を実施することにより、優れた芸術を発表・鑑賞する機会を提供し市民文化の創造と振興の促進を図る。

事業については、奈良市教育委員会及び奈良市美術家協会との共催作品展や公募市展「なら」の開催に加えて、大学との連携協力による各種講座を開催する。また、芸術文化の振興と発信の一環として、奈良の奥深い魅力を現地散策しながら紹介する「奈良の散歩道」を開催する。

展覧会の実施については、今春の再オープン記念として「奈良とベルサイユ～悠久の美を求めて～」展の他、奈良の風景・風俗の移り変わりや生活文化と観光の変遷を紹介する「奈良の乗り物～明治・大正・昭和時代」写真展を開催する。

○奈良市北部会館市民文化ホール

文化振興の拠点となる環境づくり、文化を通して市民が主役となるまちづくりの実現に向け、連携、協働を礎とした地域の活性化や、幅広い世代の利用者に文化・芸術に触れる機会を提供することや、新たに施設を有効活用して作品等の展示・観覧スペースを設置することにより、文化に対する意識の高揚、自主的な文化活動の促進を通じて地域のにぎわいづくりを図る。

事業については、平城ニュータウン文化協会等との連携による「ニュータウンフェスタたかのはら」、日本文化の体験を目的とした「邦楽体験教室」、健康増進、憩いの場づくりの一環として多種多様なジャンルを網羅した「高の原文化講座」を開催するほか、「観たい・聴きたい・体験したい」と思える各種講座を開催する。

○奈良市杉岡華邨書道美術館

利用者に書道芸術の学習、書道作品等の鑑賞の機会を提供し、書道の普及向上及び市民文化の形成促進を図る。

事業については、展示作品を中心とした「列品解説講座」や「解説会」、書道に関する幅広い分野をテーマにした「書道文化講座」や初心者でもすぐに生かせる「書道実技講座」、子ども向けの「筆書き体験コーナー」や「夏休みこどもクイズ」を開催する。

また、平成26年度に発足した友の会会員の方々に展覧会等の情報を発信する等、書道の普及活動を行う。

展覧会の実施においては、企画展として杉岡華邨が参加した奥の細道記念切手シリーズの原画による「切手から見た奥の細道の世界」展や、近現代かな書の歴史を振り返るシリーズの第3回展「現代かな書の成立」展を杉岡華邨作品による館蔵品展と共に開催する。

[指定管理施設]

なら100年会館

奈良市美術館

奈良市北部会館市民文化ホール

奈良市杉岡華邨書道美術館

(2) スポーツ・武道振興事業

奈良市が策定した「奈良市スポーツ推進計画」に沿ってスポーツ・武道の普及振興を図り、青少年の健全育成、利用者の心身の健全な発達に寄与するための事業を行う。

○奈良市中央体育館等6施設及び奈良市西部生涯スポーツセンター等19施設

スポーツ普及振興事業として市民のスポーツ活動の機会を充実するために、奈良市体育協会加盟団体の協力によるソフトテニスや卓球、バドミントン等の競技スポーツに関する教室を開催する。温水プールの特性を生かした「水泳教室」、「水中健康運動教室」など健康スポーツを推進するプログラムを提供する。生活習慣病の予防改善、ロコモティブシンドロームの予防等、市民の健康増進を図る「ダンベル&健康運動教室」、「やさしいストレッチ教室」、「操体法教室」、「健康体操教室」、「ノルディックウォーキング教室」を開設する。トップアスリートとの交流を深め、スポ

ーツ産業の振興に寄与する事業としてバスケットボールスクールを開催する。また、夏休み期間中は青山プールを無休で運営する等、施設を臨時に開場するとともに休館日にも教室を開講し、いつでもスポーツに親しめる環境を創出するべく事業を展開する。

武道普及振興事業においては、武道発祥の中心地として奈良ブランドの向上を意識にいて剣道・柔道・なぎなた・槍術等、各種武道関連団体との連携協力のもと奈良市武道土用稽古会・奈良市寒稽古会・奈良市参禅会及び武道教室を開催する。

人格の形成、道徳心の向上、礼節を尊重する心の養成を図るとともに、武道人口の裾野の拡大及び武道の更なる発展・活性化に努め、まちの魅力を高める。

[指定管理施設]

奈良市緑ヶ丘球場

奈良市中央体育館（愛称：ならでんアリーナ）

奈良市中央第二体育館（愛称：ならでん第二アリーナ）

奈良市南部生涯スポーツセンター体育館

奈良市西部生涯スポーツセンター体育館

奈良市青山プール

奈良市西部生涯スポーツセンター屋内温水プール

奈良市柏木コート

奈良市黒谷コート

奈良市平城第一コート

奈良市平城第二コート

奈良市青山コート

奈良市佐保山コート

奈良市西部生涯スポーツセンターコート

奈良市南部生涯スポーツセンターコート

奈良市中央武道場（愛称：ならでん武道場）

奈良市中央第二武道場（愛称：ならでん第二武道場）

奈良市弓道場（愛称：ならでん弓道場）

奈良市柏木球技場

奈良市黒谷球技場

奈良市平城第一球技場
奈良市平城第二球技場
奈良市中ノ川球技場
奈良市奈良阪球技場
奈良市登美ヶ丘球技場
奈良市西部生涯スポーツセンター球技場
奈良市南部生涯スポーツセンター球技場
奈良市西部生涯スポーツセンターゲートボール場
奈良市南部生涯スポーツセンター多目的コート
奈良市鴻ノ池相撲場（愛称：ならでん相撲場）
奈良市西部生涯スポーツセンタークラブハウス

(3) まちづくり振興事業

なら・まほろば景観まちづくり条例に基づく奈良町都市景観形成地区を中心とした「ならまち」において、地域文化を振興するとともに伝統的文化、芸能及び工芸を継承することにより、「ならまち」の活性化と市民文化の発展に寄与するための事業を行う。

なお、ならまち振興事業部門については、これまでは奈良町の活性化に寄与する活動に努めてきたが、実施してきた奈良市の補助事業の見直しもあり、平成30年度からは、ならまち振興の事業については管理施設を移して進めることとする。

○奈良市ならまちセンター

奈良市策定の新奈良町にぎわい構想に基づき、ならまちセンターならではの取組で地域と密着・連携した事業を展開し、地元ならまちの方のみならず広く奈良市民、観光客、社会包摂としての社会的弱者等にとってのにぎわいの場を育むならまちセンターとして、ふれあい豊かな地域社会づくりを目指す。

事業については、開館30周年記念事業を「人に優しく、更なるにぎわいと未来へ向かうならまち」をテーマに音楽・芸能・芸術部門に分けて開催するほか、地域に密着し根付いている「ならまち篝火コンサート」や奈良らしさを大切にした「ならまちコンサート」や、地域連携として奈良町落語館との共催による「ならまち落語会」、市民の成果発表の場であり地域交流としてのふれあいの場としての「ならまちいきい

きフェスティバル」等を開催する。

○奈良市音声館

伝統的な芸能の継承と音楽・演芸の振興を図り、地域との繋がりやネットワークの蓄積とともに市民の文化の向上を図る。

事業については、奈良に伝わる『わらべうた』をあらゆる世代に伝承するための事業として「ならまちわらべうた教室」を通年で開催し、従来の親子・子どものクラスに加えて「大人クラス」を新規開講する。奈良の歴史や文化を伝承する事業として、東大寺の協力による創作ミュージカル「二月堂良弁杉」の定期公演をはじめ、新作への取組や大紙芝居の学校等への出張公演も積極的に行う。また、音楽を通じた市民のふれあいの場を提供する事業として「エントランスコンサート」等の定期公演に加え、プロのアーティストによるコンサートを年2回程度行い、市民からの声をもとに企画する市民参加型の「ミュージックフェスティバル」も新規事業として行う。その他、幼稚園や保育園での「出張わらべうた教室」、「子ども邦楽教室（箏・三味線・尺八）」、「お茶教室」、新たに「いけ花教室」を開催し、子どもたちに伝統文化や音楽を学ぶ場を提供する。

○なら工芸館

奈良伝統工芸振興の拠点として、奈良の工芸作家等と連携し、多様な利用者ニーズに対応する様々な事業を行うとともに、ならまちの文化事業活性化に取り組み、市民や観光客に親しまれるなら工芸館を目指す。

事業については、工芸作品の展示・販売・制作実演や「奈良工芸フェスティバル」、「子ども工芸教室」等の各種教室を開催する。その他、日本工芸会近畿支部の協力を得て、「第47回日本伝統工芸近畿展」入選作品の中から、奈良市近隣在住の方々の作品を中心とした作品展を開催する。

また、奈良伝統工芸の後継者を育成・支援し、その技術・技法を後世に伝承することを目的とした事業に取り組む。

○入江泰吉記念奈良市写真美術館

写真芸術に特化した写真専門の美術館としての役割を果たすため、主要収蔵品となる奈良大和路を撮り続けた写真家・入江泰吉作品の公開のみだけでなく、国内外の著名な写真家や今後の活躍が期待される若手写真家の作品展を開催する。また、収蔵品の保存・管理・活用業務として水洗処理や作品のデジタル化、データベースの構築等

を継続的に行う。

写真の教育・普及事業として「高畑デジタル写真倶楽部」等の各種講座や、3回目となる「入江泰吉記念写真賞」を開催し、写真文化の発展と奈良から世界に通用する写真家を輩出するための写真家育成に努めていく。

○入江泰吉旧居

写真家・入江泰吉のひととなりを知り得る事業を開催し、入江の功績を顕彰するため、入江泰吉について出張講義の依頼を受け付ける。また、入江泰吉記念奈良市写真美術館と協同して受講者や旅行者を対象に暗室体験のワークショップ等を開催する。さらに、奈良市きたまちの活動団体と連携し、地域の活性化や観光振興につながる事業を開催する。

○奈良市ならまち格子の家

ならまち観光の見所紹介等の案内業務及びならまちの歴史と町並み紹介の常設展示、自主事業による「伝統芸能鑑賞会」やパネル展を実施し、奈良の町家の生活様式に直接触れる機会を観光客や市民に提供する。また、コンソーシアム事業として物販や体験事業等を行う。さらに、ならまちの紹介映像やスケッチ画でみる奈良の風景展などの他、イベントの情報を常時提供できる事業を実施する。

[指定管理施設]

奈良市ならまちセンター

奈良市音声館

なら工藝館

入江泰吉記念奈良市写真美術館

入江泰吉旧居

奈良市ならまち格子の家

(4) 勤労者福祉サービス事業

○勤労者福祉サービスセンター事業部門、奈良市勤労者総合福祉センター

地域経済の担い手である中小企業勤労者を対象に、福祉の向上及び余暇活用の充実、生活の安定を図るため、総合的な福祉事業を行う。

事業については、市内中小企業勤労者の福利厚生向上を目指すべく、会員制度『うえるびい奈良』の充実を図り、会員の募集に努めながら、人間ドックの費用補助

等による健康意識の向上を図る事業や、バスツアー、旅行費用補助、コンサート・スポーツ・グルメ・レジャー施設チケットの斡旋、趣味・教養講座の受講補助、貸付斡旋事業等の余暇活用の充実を図るための事業、会員とその家族に対して慶弔給付金等を支給する事業を実施する。また、全国中小企業勤労者福祉サービスセンターへの加盟により、全国の協定施設の利用サービス等多彩なメニューや地域に根差したサービスを提供することによって、福利厚生の実現と、企業のイメージアップ、人材の確保・定着、士気高揚につなげ、中小企業の振興と地域社会の活性化に寄与する事業を行う。

施設の管理運営の事業においては、教養及び文化の向上、健康の維持増進を図るべく、勤労者をはじめ広く市民を対象として、自己啓発事業の「パソコン教室」や「陶芸教室」、生涯スポーツ事業の「社交ダンス講座」、「ヨガ教室」等、利用者の要望を取り入れながら、ニーズに応じた各種教室を開催する。

[指定管理施設]

奈良市勤労者総合福祉センター

(5) 都祁地域振興事業

奈良市東部の玄関口として、都祁地域の伝統ある文化・芸術を推奨しつつ「安心とゆとりある心の里づくり」・「文化的な里づくり」の拠点施設を目指す。

- 奈良市都祁交流センター、奈良市都祁体育館、奈良市都祁生涯スポーツセンター4施設事業については、地域間・世代間交流事業として、奈良市立都祁こども園へのアウトリーチや楽器体験のワークショップを行い、「ミニファミリーコンサート」も開催する。

未就学の子ども達を対象に、ブラックシアターや絵本、紙芝居の読み聞かせを行う「おはなし会」の定期的開催や、地域の高齢者の方々に芸術文化に触れていただく機会の提供を通じて、世代間交流をさらに深めていただくことを目的に「大和高原都祁映画祭」を引き続いて開催する。屋外イベント広場では、大和高原の涼しさを満喫して頂きながらの「サマーコンサート（仮称）」を開催する。また、「宝くじ」の社会貢献広報事業として「宝くじ文化公演」を開催する。

スポーツ普及振興事業として、年齢に関係なくいつでも、どこでも、誰もが気軽に参加できるスポーツ事業を開催し、住民の健康・体力づくり増進を図る。

加えて、都祁地域の各種任意団体との協賛として、「つげ夏まつり」、「つげまつり」への協力や、奈良市立都祁公民館、奈良市都祁福祉センターとの共催事業も積極的に推奨する。

[指定管理施設]

奈良市都祁交流センター

奈良市都祁体育館

奈良市都祁生涯スポーツセンターコート

奈良市都祁生涯スポーツセンター球技場

奈良市都祁生涯スポーツセンター多目的コート

奈良市都祁生涯スポーツセンタークラブハウス

収 支 予 算 書

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(単位：千円)

| 科 目 | 予 算 額 | 前 年 度 | 増 減 | 備 考 |
|--------------|-----------|-----------|----------|-----|
| I 一般正味財産増減の部 | | | | |
| 1. 経常増減の部 | | | | |
| (1) 経常収益 | | | | |
| ① 基本財産運用益 | 25 | 29 | △ 4 | |
| 基本財産受取利息 | 25 | 29 | △ 4 | |
| ② 特定資産運用益 | 8 | 8 | 0 | |
| 特定資産受取利息 | 8 | 8 | 0 | |
| ③ 受取入会金 | 209 | 208 | 1 | |
| 受取入会金 | 209 | 208 | 1 | |
| ④ 受取会費 | 39,938 | 40,048 | △ 110 | |
| 受取会費 | 39,938 | 40,048 | △ 110 | |
| ⑤ 事業収益 | 149,274 | 147,869 | 1,405 | |
| 入場料収益 | 38,134 | 34,512 | 3,622 | |
| 観覧料収益 | 315 | 456 | △ 141 | |
| 共催金収益 | 0 | 595 | △ 595 | |
| 受講料収益 | 87,145 | 87,753 | △ 608 | |
| 出品料収益 | 750 | 1,200 | △ 450 | |
| 協賛金収益 | 500 | 500 | 0 | |
| 参加費収益 | 1,580 | 1,286 | 294 | |
| 普及事業収益 | 485 | 485 | 0 | |
| 小売業収益 | 4,360 | 4,995 | △ 635 | |
| 受取手数料 | 4,035 | 4,645 | △ 610 | |
| 事業受託収益 | 972 | 500 | 472 | |
| 共催事業管理収益 | 10,118 | 9,968 | 150 | |
| その他収益 | 880 | 974 | △ 94 | |
| ⑥ 受取補助金等 | 1,400,504 | 1,419,694 | △ 19,190 | |
| 受取指定管理料 | 1,281,108 | 1,294,608 | △ 13,500 | |
| 受取地方公共団体補助金 | 113,983 | 122,536 | △ 8,553 | |
| 受取国庫助成金 | 0 | 2,550 | △ 2,550 | |
| 受取民間助成金 | 5,413 | 0 | 5,413 | |
| ⑦ 受取負担金 | 52,070 | 36,455 | 15,615 | |
| 受取負担金 | 52,070 | 36,455 | 15,615 | |
| ⑧ 雑収益 | 3,401 | 4,483 | △ 1,082 | |
| 受取利息 | 111 | 78 | 33 | |
| 雑収益 | 1,290 | 1,405 | △ 115 | |
| 運営協力金等収益 | 2,000 | 3,000 | △ 1,000 | |
| 経常収益計 | 1,645,429 | 1,648,794 | △ 3,365 | |

| 科 目 | 予 算 額 | 前 年 度 | 増 減 | 備 考 |
|----------|-----------|-----------|----------|-----|
| (2) 經常費用 | | | | |
| ① 事業費 | 1,552,759 | 1,589,820 | △ 37,061 | |
| 給料手当 | 532,693 | 547,140 | △ 14,447 | |
| 臨時雇賃金 | 37,618 | 37,300 | 318 | |
| 福利厚生費 | 98,889 | 102,087 | △ 3,198 | |
| 旅費交通費 | 2,304 | 2,306 | △ 2 | |
| 通信運搬費 | 10,686 | 10,940 | △ 254 | |
| 消耗什器備品費 | 1,390 | 1,200 | 190 | |
| 消耗品費 | 28,714 | 31,352 | △ 2,638 | |
| 修繕費 | 11,600 | 11,900 | △ 300 | |
| 印刷製本費 | 17,979 | 16,209 | 1,770 | |
| 燃料費 | 2,392 | 2,553 | △ 161 | |
| 光熱水料費 | 264,150 | 275,484 | △ 11,334 | |
| 賃借料 | 35,528 | 34,923 | 605 | |
| 保険料 | 7,927 | 8,380 | △ 453 | |
| 諸謝金 | 51,485 | 53,512 | △ 2,027 | |
| 租税公課 | 51,889 | 53,707 | △ 1,818 | |
| 支払負担金 | 3,790 | 3,993 | △ 203 | |
| 支払助成金 | 68,609 | 68,936 | △ 327 | |
| 委託費 | 309,353 | 312,969 | △ 3,616 | |
| 会議費 | 83 | 84 | △ 1 | |
| 支払手数料 | 7,942 | 7,356 | 586 | |
| 広告宣伝費 | 3,652 | 2,953 | 699 | |
| 仕入 | 1,401 | 1,864 | △ 463 | |
| 原材料費 | 1,062 | 1,060 | 2 | |
| 医薬材料費 | 1,357 | 1,357 | 0 | |
| 雑費 | 266 | 255 | 11 | |
| ② 管理費 | 90,630 | 58,226 | 32,404 | |
| 役員報酬 | 6,255 | 6,255 | 0 | |
| 給料手当 | 54,140 | 34,391 | 19,749 | |
| 福利厚生費 | 10,903 | 7,236 | 3,667 | |
| 研修費 | 103 | 0 | 103 | |
| 旅費交通費 | 24 | 32 | △ 8 | |
| 通信運搬費 | 310 | 329 | △ 19 | |
| 消耗什器備品費 | 0 | 975 | △ 975 | |
| 消耗品費 | 402 | 591 | △ 189 | |
| 修繕費 | 50 | 50 | 0 | |
| 燃料費 | 46 | 46 | 0 | |
| 賃借料 | 4,010 | 3,683 | 327 | |

| 科 目 | 予 算 額 | 前 年 度 | 増 減 | 備 考 |
|-----------------|-----------|-----------|---------|-----|
| 保険料 | 5 | 5 | 0 | |
| 諸謝金 | 635 | 785 | △ 150 | |
| 租税公課 | 82 | 175 | △ 93 | |
| 支払負担金 | 9,473 | 319 | 9,154 | |
| 委託費 | 4,006 | 3,171 | 835 | |
| 支払手数料 | 186 | 183 | 3 | |
| 経常費用計 | 1,643,389 | 1,648,046 | △ 4,657 | |
| 評価損益等調整前当期経常増減額 | 2,040 | 748 | 1,292 | |
| 評価損益等計 | 0 | 0 | 0 | |
| 当期経常増減額 | 2,040 | 748 | 1,292 | |
| 2. 経常外増減の部 | | | | |
| (1) 経常外収益 | | | | |
| 経常外収益計 | 0 | 0 | 0 | |
| (2) 経常外費用 | | | | |
| 経常外費用計 | 0 | 0 | 0 | |
| 当期経常外増減額 | 0 | 0 | 0 | |
| 税引前当期一般正味財産増減額 | 2,040 | 748 | 1,292 | |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,483 | 0 | 1,483 | |
| 当期一般正味財産増減額 | 557 | 748 | △ 191 | |
| 一般正味財産期首残高 | 232,423 | 192,852 | 39,571 | |
| 一般正味財産期末残高 | 232,980 | 193,600 | 39,380 | |
| II 指定正味財産増減の部 | | | | |
| 一般正味財産への振替額 | 0 | 0 | 0 | |
| 一般正味財産への振替額 | 0 | 0 | 0 | |
| 当期指定正味財産増減額 | 0 | 0 | 0 | |
| 指定正味財産期首残高 | 86,004 | 86,004 | 0 | |
| 指定正味財産期末残高 | 86,004 | 86,004 | 0 | |
| III 正味財産期末残高 | 318,984 | 279,604 | 39,380 | |

予 定 貸 借 対 照 表

平成31年3月31日

(単位：千円)

| 科 目 | 当 年 度 | 前 年 度 | 増 減 | 備 考 |
|---------------|----------|----------|----------|-----|
| I 資産の部 | | | | |
| 1. 流動資産 | | | | |
| 現金預金 | 282,991 | 296,731 | △ 13,740 | |
| 現金 | 1,942 | 1,972 | △ 30 | |
| 普通預金 | 186,049 | 199,759 | △ 13,710 | |
| 定期預金 | 95,000 | 95,000 | 0 | |
| 未収金 | 5,850 | 5,850 | 0 | |
| 前払金 | 536 | 2,105 | △ 1,569 | |
| 商品 | 5,046 | 4,823 | 223 | |
| 貯蔵品 | 107 | 128 | △ 21 | |
| たな卸資産 | 25 | 25 | 0 | |
| 立替金 | 60 | 260 | △ 200 | |
| 流動資産合計 | 294,615 | 309,922 | △ 15,307 | |
| 2. 固定資産 | | | | |
| (1) 基本財産 | | | | |
| 定期預金 | 50,000 | 50,000 | 0 | |
| 基本財産合計 | 50,000 | 50,000 | 0 | |
| (2) 特定資産 | | | | |
| 減価償却引当預金 | 2,828 | 2,828 | 0 | |
| 書道芸術振興積立金 | 36,688 | 37,909 | △ 1,221 | |
| 永年在会給付事業積立預金 | 12,588 | 14,545 | △ 1,957 | |
| 運営基金積立準備預金 | 7,591 | 7,382 | 209 | |
| 共済事業引当預金 | 2,188 | 2,188 | 0 | |
| 記念事業費積立預金 | 11,256 | 8,089 | 3,167 | |
| 特定資産合計 | 73,139 | 72,941 | 198 | |
| (3) その他の固定資産 | | | | |
| 車両運搬具 | 1 | 1 | 0 | |
| 什器備品 | 1 | 1 | 0 | |
| 預託金 | 7 | 7 | 0 | |
| その他固定資産合計 | 9 | 9 | 0 | |
| 固定資産合計 | 123,148 | 122,950 | 198 | |
| 資産合計 | 417,763 | 432,872 | △ 15,109 | |
| II 負債の部 | | | | |
| 1. 流動負債 | | | | |
| 前受金 | 10,899 | 10,899 | 0 | |
| 未払金 | 67,236 | 83,177 | △ 15,941 | |
| 預り金 | 20,644 | 20,369 | 275 | |
| 流動負債合計 | 98,779 | 114,445 | △ 15,666 | |
| 2. 固定負債 | | | | |
| 固定負債合計 | 0 | 0 | 0 | |
| 負債合計 | 98,779 | 114,445 | △ 15,666 | |
| III 正味財産の部 | | | | |
| 1. 指定正味財産 | | | | |
| 寄付金 | 86,004 | 86,004 | 0 | |
| 指定正味財産合計 | 86,004 | 86,004 | 0 | |
| (うち基本財産への充当額) | (50,000) | (50,000) | (0) | |
| (うち特定資産への充当額) | (36,004) | (36,004) | (0) | |
| 2. 一般正味財産 | 232,980 | 232,423 | 557 | |
| (うち特定資産への充当額) | (37,135) | (36,937) | (198) | |
| 正味財産合計 | 318,984 | 318,427 | 557 | |
| 負債及び正味財産合計 | 417,763 | 432,872 | △ 15,109 | |

予定正味財産増減計算書

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(単位：千円)

| 科 目 | 当 年 度 | 前 年 度 | 増 減 | 備 考 |
|--------------|-----------|-----------|----------|-----|
| I 一般正味財産増減の部 | | | | |
| 1. 経常増減の部 | | | | |
| (1) 経常収益 | | | | |
| ① 基本財産運用益 | 25 | 25 | 0 | |
| 基本財産受取利息 | 25 | 25 | 0 | |
| ② 特定資産運用益 | 8 | 8 | 0 | |
| 特定資産受取利息 | 8 | 8 | 0 | |
| ③ 受取入会金 | 209 | 531 | △ 322 | |
| 受取入会金 | 209 | 531 | △ 322 | |
| ④ 受取会費 | 39,938 | 39,062 | 876 | |
| 受取会費 | 39,938 | 39,062 | 876 | |
| ⑤ 事業収益 | 149,274 | 135,979 | 13,295 | |
| 入場料収益 | 38,134 | 29,665 | 8,469 | |
| 観覧料収益 | 315 | 360 | △ 45 | |
| 受講料収益 | 87,145 | 79,052 | 8,093 | |
| 出品料収益 | 750 | 700 | 50 | |
| 協賛金収益 | 500 | 500 | 0 | |
| 参加費収益 | 1,580 | 1,204 | 376 | |
| 普及事業収益 | 485 | 397 | 88 | |
| 小売業収益 | 4,360 | 3,800 | 560 | |
| 受取手数料 | 4,035 | 4,792 | △ 757 | |
| 事業受託収益 | 972 | 1,848 | △ 876 | |
| 共催事業管理収益 | 10,118 | 13,238 | △ 3,120 | |
| その他収益 | 880 | 423 | 457 | |
| ⑥ 受取補助金等 | 1,400,504 | 1,418,215 | △ 17,711 | |
| 受取指定管理料 | 1,281,108 | 1,294,608 | △ 13,500 | |
| 受取地方公共団体補助金 | 113,983 | 120,907 | △ 6,924 | |
| 受取国庫助成金 | 0 | 2,600 | △ 2,600 | |
| 受取民間助成金 | 5,413 | 100 | 5,313 | |
| ⑦ 受取負担金 | 52,070 | 30,591 | 21,479 | |
| 受取負担金 | 52,070 | 30,591 | 21,479 | |
| ⑧ 雑収益 | 3,401 | 4,751 | △ 1,350 | |
| 受取利息 | 111 | 49 | 62 | |
| 雑収益 | 1,290 | 1,440 | △ 150 | |
| 運営協力金等収益 | 2,000 | 3,262 | △ 1,262 | |
| 経常収益計 | 1,645,429 | 1,629,162 | 16,267 | |

| 科 目 | 当 年 度 | 前 年 度 | 增 減 | 備 考 |
|----------|-----------|-----------|----------|-----|
| (2) 經常費用 | | | | |
| ① 事業費 | 1,552,759 | 1,491,457 | 61,302 | |
| 給料手当 | 532,693 | 538,885 | △ 6,192 | |
| 臨時雇賃金 | 37,618 | 43,842 | △ 6,224 | |
| 福利厚生費 | 98,889 | 101,933 | △ 3,044 | |
| 旅費交通費 | 2,304 | 1,300 | 1,004 | |
| 通信運搬費 | 10,686 | 9,190 | 1,496 | |
| 消耗什器備品費 | 1,390 | 1,210 | 180 | |
| 消耗品費 | 28,714 | 22,442 | 6,272 | |
| 修繕費 | 11,600 | 29,418 | △ 17,818 | |
| 印刷製本費 | 17,979 | 14,018 | 3,961 | |
| 燃料費 | 2,392 | 2,326 | 66 | |
| 光熱水料費 | 264,150 | 221,654 | 42,496 | |
| 賃借料 | 35,528 | 33,429 | 2,099 | |
| 保険料 | 7,927 | 6,697 | 1,230 | |
| 諸謝金 | 51,485 | 44,784 | 6,701 | |
| 租税公課 | 51,889 | 52,589 | △ 700 | |
| 支払負担金 | 3,790 | 3,835 | △ 45 | |
| 支払助成金 | 68,609 | 58,402 | 10,207 | |
| 委託費 | 309,353 | 293,070 | 16,283 | |
| 会議費 | 83 | 49 | 34 | |
| 支払手数料 | 7,942 | 6,292 | 1,650 | |
| 広告宣伝費 | 3,652 | 2,798 | 854 | |
| 仕入 | 1,401 | 1,079 | 322 | |
| 原材料費 | 1,062 | 900 | 162 | |
| 医薬材料費 | 1,357 | 1,207 | 150 | |
| 雑費 | 266 | 108 | 158 | |
| ② 管理費 | 90,630 | 56,690 | 33,940 | |
| 役員報酬 | 6,255 | 6,168 | 87 | |
| 給料手当 | 54,140 | 34,391 | 19,749 | |
| 福利厚生費 | 10,903 | 7,236 | 3,667 | |
| 研修費 | 103 | 190 | △ 87 | |
| 旅費交通費 | 24 | 10 | 14 | |
| 通信運搬費 | 310 | 266 | 44 | |
| 消耗什器備品費 | 0 | 652 | △ 652 | |
| 消耗品費 | 402 | 446 | △ 44 | |
| 修繕費 | 50 | 0 | 50 | |
| 燃料費 | 46 | 28 | 18 | |
| 賃借料 | 4,010 | 3,614 | 396 | |
| 保険料 | 5 | 3 | 2 | |

| 科 目 | 当 年 度 | 前 年 度 | 増 減 | 備 考 |
|-----------------|-----------|-----------|----------|-----|
| 諸謝金 | 635 | 360 | 275 | |
| 租税公課 | 82 | 32 | 50 | |
| 支払負担金 | 9,473 | 124 | 9,349 | |
| 委託費 | 4,006 | 3,041 | 965 | |
| 支払手数料 | 186 | 129 | 57 | |
| 経常費用計 | 1,643,389 | 1,548,147 | 95,242 | |
| 評価損益等調整前当期経常増減額 | 2,040 | 81,015 | △ 78,975 | |
| 評価損益等計 | 0 | 0 | 0 | |
| 当期経常増減額 | 2,040 | 81,015 | △ 78,975 | |
| 2. 経常外増減の部 | | | | |
| (1) 経常外収益 | | | | |
| 経常外収益計 | 0 | 0 | 0 | |
| (2) 経常外費用 | | | | |
| 経常外費用計 | 0 | 0 | 0 | |
| 当期経常外増減額 | 0 | 0 | 0 | |
| 税引前当期一般正味財産増減額 | 2,040 | 81,015 | △ 78,975 | |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,483 | 15,604 | △ 14,121 | |
| 当期一般正味財産増減額 | 557 | 65,411 | △ 64,854 | |
| 一般正味財産期首残高 | 232,423 | 167,012 | 65,411 | |
| 一般正味財産期末残高 | 232,980 | 232,423 | 557 | |
| II 指定正味財産増減の部 | | | | |
| 一般正味財産への振替額 | 0 | 0 | 0 | |
| 一般正味財産への振替額 | 0 | 0 | 0 | |
| 当期指定正味財産増減額 | 0 | 0 | 0 | |
| 指定正味財産期首残高 | 86,004 | 86,004 | 0 | |
| 指定正味財産期末残高 | 86,004 | 86,004 | 0 | |
| III 正味財産期末残高 | 318,984 | 318,427 | 557 | |

平成30年度奈良市一般会計予算

平成30年度奈良市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ131,000,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、26,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用。

平成30年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 1. 市 税 | | 52,888,318 ^{千円} |
| | 1. 市 民 税 | 26,457,455 |
| | 2. 固 定 資 産 税 | 19,789,138 |
| | 3. 軽 自 動 車 税 | 609,263 |
| | 4. 市 た ば こ 税 | 1,728,754 |
| | 5. 入 湯 税 | 14,472 |
| | 6. 事 業 所 税 | 953,952 |
| | 7. 都 市 計 画 税 | 3,335,284 |
| 2. 地 方 譲 与 税 | | 820,000 |
| | 1. 地 方 揮 発 油 譲 与 税 | 230,000 |
| | 2. 自 動 車 重 量 譲 与 税 | 590,000 |
| 3. 利 子 割 交 付 金 | | 160,000 |
| | 1. 利 子 割 交 付 金 | 160,000 |
| 4. 配 当 割 交 付 金 | | 850,000 |
| | 1. 配 当 割 交 付 金 | 850,000 |
| 5. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 | | 900,000 |
| | 1. 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金 | 900,000 |
| 6. 地 方 消 費 税 交 付 金 | | 6,400,000 |
| | 1. 地 方 消 費 税 交 付 金 | 6,400,000 |
| 7. ゴルフ場利用税交付金 | | 300,000 |
| | 1. ゴルフ場利用税交付金 | 300,000 |

| 款 | 項 | 金 額 |
|--------------------------|--------------------------|---------------|
| 8. 自動車取得税交付金 | | 千円 280,000 |
| | 1. 自動車取得税交付金 | 280,000 |
| 9. 国有提供施設等所在 市町村助成交付金 | | 3,110 |
| | 1. 国有提供施設等所在 市町村助成交付金 | 3,110 |
| 10. 地方特例交付金 | | 230,000 |
| | 1. 地方特例交付金 | 230,000 |
| 11. 地方交付税 | | 14,100,000 |
| | 1. 地方交付税 | 14,100,000 |
| 12. 交通安全対策特別交付金 | | 50,000 |
| | 1. 交通安全対策特別交付金 | 50,000 |
| 13. 分担金及び負担金 | | 1,371,922 |
| | 1. 分 担 金 | 13,165 |
| | 2. 負 担 金 | 1,358,757 |
| 14. 使用料及び手数料 | | 2,384,850 |
| | 1. 使 用 料 | 1,741,905 |
| | 2. 手 数 料 | 642,945 |
| 15. 国庫支出金 | | 23,508,640 |
| | 1. 国庫負担金 | 20,244,723 |
| | 2. 国庫補助金 | 1,293,764 |
| | 3. 国庫委託金 | 156,227 |
| | 4. 国庫交付金 | 1,813,926 |

| 款 | 項 | 金額 |
|----------|----------------|-------------------------|
| 16. 県支出金 | | 8,362,787 ^{千円} |
| | 1. 県負担金 | 6,156,430 |
| | 2. 県補助金 | 1,988,096 |
| | 3. 県委託金 | 123,433 |
| | 4. 県交付金 | 94,828 |
| 17. 財産収入 | | 561,578 |
| | 1. 財産運用収入 | 118,039 |
| | 2. 財産売却収入 | 443,539 |
| 18. 寄附金 | | 302,800 |
| | 1. 寄附金 | 302,800 |
| 19. 繰入金 | | 480,982 |
| | 1. 特別会計繰入金 | 3,880 |
| | 2. 基金繰入金 | 477,102 |
| 20. 諸収入 | | 3,291,913 |
| | 1. 延滞金・加算金及び過料 | 230,000 |
| | 2. 預金利息 | 260 |
| | 3. 貸付金元利収入 | 1,110,130 |
| | 4. 雑収入 | 1,951,523 |
| 21. 市債 | | 13,753,100 |
| | 1. 市債 | 13,753,100 |
| 歳入合計 | | 131,000,000 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|----------|-------------------------|---------------|
| 1. 議 会 費 | | 千円 716,529 |
| | 1. 議 会 費 | 716,529 |
| 2. 総 務 費 | | 14,740,133 |
| | 1. 総 務 管 理 費 | 11,063,369 |
| | 2. 企 画 費 | 1,559,701 |
| | 3. 徴 税 費 | 1,286,725 |
| | 4. 戸 籍 住 民 費 基 本 台 帳 | 604,169 |
| | 5. 選 挙 費 | 113,198 |
| | 6. 統 計 調 査 費 | 29,507 |
| | 7. 監 査 委 員 費 | 83,464 |
| 3. 民 生 費 | | 58,698,522 |
| | 1. 社 会 福 祉 費 | 25,498,815 |
| | 2. 児 童 福 祉 費 | 19,812,528 |
| | 3. 生 活 保 護 費 | 13,153,553 |
| | 4. 国 民 年 金 事 務 費 | 233,626 |
| 4. 衛 生 費 | | 11,233,080 |
| | 1. 保 健 衛 生 費 | 2,968,313 |
| | 2. 保 健 所 費 | 1,878,530 |
| | 3. 清 掃 費 | 5,764,466 |
| | 4. 上 水 道 費 | 621,771 |
| 5. 労 働 費 | | 123,291 |
| | 1. 労 働 諸 費 | 123,291 |

| 款 | 項 | 金 額 |
|----------------|--------------|-----------------------------|
| 6. 農 林 水 産 業 費 | | 1,000,783 <small>千円</small> |
| | 1. 農 林 費 | 1,000,783 |
| 7. 商 工 費 | | 1,382,783 |
| | 1. 商 工 費 | 1,382,783 |
| 8. 観 光 費 | | 996,657 |
| | 1. 観 光 費 | 996,657 |
| 9. 土 木 費 | | 9,785,513 |
| | 1. 土 木 管 理 費 | 117,341 |
| | 2. 道 路 橋 梁 費 | 2,933,039 |
| | 3. 河 川 費 | 381,226 |
| | 4. 都 市 計 画 費 | 3,940,586 |
| | 5. 下 水 道 費 | 1,926,311 |
| | 6. 住 宅 費 | 487,010 |
| 10. 消 防 費 | | 3,970,159 |
| | 1. 消 防 費 | 3,970,159 |
| 11. 教 育 費 | | 10,234,977 |
| | 1. 教 育 総 務 費 | 2,531,756 |
| | 2. 小 学 校 費 | 1,204,243 |
| | 3. 中 学 校 費 | 752,047 |
| | 4. 高 等 学 校 費 | 1,093,239 |
| | 5. 幼 稚 園 費 | 660,105 |
| | 6. 社 会 教 育 費 | 1,402,315 |
| | 7. 保 健 体 育 費 | 2,591,272 |

| 款 | 項 | 金額 |
|-----------|---------------------|--------------------------|
| 12. 災害復旧費 | | 44,000 <small>千円</small> |
| | 1. 農林水産業施設 災害復旧費 | 12,000 |
| | 2. 土木施設災害復旧費 | 32,000 |
| 13. 公債費 | | 17,896,589 |
| | 1. 公債費 | 17,896,589 |
| 14. 諸支出金 | | 126,984 |
| | 1. 地元公共事業基金 | 120,984 |
| | 2. 財政調整基金 | 5,000 |
| | 3. 減債基金 | 1,000 |
| 15. 予備費 | | 50,000 |
| | 1. 予備費 | 50,000 |
| 歳出合計 | | 131,000,000 |

第2表 継続費

1. 新規分

| 款 | 項 | 事業名 | 総額 | 年度 | 年割額 |
|-----|-----|----------------|---------------|--------|--------------|
| 総務費 | 徴税費 | 固定資産路線 付設業務 | 130,000 千円 | 平成30年度 | 25,000 千円 |
| | | | | 平成31年度 | 83,000 |
| | | | | 平成32年度 | 22,000 |

第3表 債務負担行為

1. 新規分

| 事項 | 期間 | 限度額 |
|---|----------------------|--------------|
| 税額通知書印刷等経費 | 平成30年度から 平成31年度まで | 15,000 千円 |
| 知事及び県議会議員選挙費 | 平成30年度から 平成31年度まで | 44,000 |
| 生活困窮者自立相談業務委託 | 平成30年度から 平成33年度まで | 172,500 |
| 登美ヶ丘地域子育て支援センターほか3事業所 による地域子育て支援拠点事業委託 | 平成30年度から 平成35年度まで | 118,620 |
| こども園給食食材調達経費 | 平成30年度から 平成31年度まで | 2,300 |
| 保育園給食食材調達経費 | 平成30年度から 平成31年度まで | 2,000 |
| 市営墓地清掃業務委託 | 平成30年度から 平成31年度まで | 3,070 |
| がん検診受診券印刷等経費 | 平成30年度から 平成31年度まで | 3,400 |
| 最終処分地浸出水処理用薬品購入経費 | 平成30年度から 平成31年度まで | 21,000 |
| 最終処分地濃縮塩運搬処理業務委託 | 平成30年度から 平成31年度まで | 62,000 |
| 環境清美工場焼却炉管理用薬品購入経費 | 平成30年度から 平成31年度まで | 77,000 |

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|----------------------------------|------------------|----------------------------|
| 環境清美工場ごみ投入クレーン運転管理業務委託 | 平成30年度から平成31年度まで | 25,000 ^{千円} |
| 環境清美工場焼却灰等運搬業務委託 | 平成30年度から平成31年度まで | 15,800 |
| 環境清美工場重機賃借料 | 平成30年度から平成31年度まで | 5,000 |
| 環境清美工場ばい煙等測定分析手数料 | 平成30年度から平成31年度まで | 8,200 |
| 環境清美工場排ガス等ダイオキシン類測定分析手数料 | 平成30年度から平成31年度まで | 5,300 |
| 衛生浄化センター浄化処理用薬品購入経費 | 平成30年度から平成31年度まで | 28,600 |
| 北部第806号線道路新設・改良事業 | 平成30年度から平成31年度まで | 200,000 |
| 大和西大寺駅周辺地区まちづくり基本計画策定業務委託 | 平成30年度から平成31年度まで | 15,000 |
| 都市・地域総合交通戦略策定業務委託 | 平成30年度から平成31年度まで | 12,000 |
| 立地適正化計画策定業務委託 | 平成30年度から平成31年度まで | 14,000 |
| 感染性廃棄物収集運搬処分手数料 | 平成30年度から平成31年度まで | 1,100 |
| 埋蔵文化財調査センター清掃業務委託 | 平成30年度から平成31年度まで | 1,301 |
| 学校給食調理員等検便手数料 | 平成30年度から平成31年度まで | 1,711 |
| 指定管理者による奈良市針テラス情報館ほか2施設の管理に要する経費 | 平成30年度から平成34年度まで | 協定に基づき決定した指定期間中における管理に要する額 |

第4表 地方債

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|------------|---------------|--------------------|--|--|
| 庁舎等施設整備事業 | 千円 123,400 | 普通貸借 又は 債券発行 | 5.0%以内（利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。） | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。 |
| 文化振興施設整備事業 | 49,000 | 〃 | 〃 | 〃 |
| スポーツ施設整備事業 | 500,000 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 福祉施設整備事業 | 1,121,100 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 環境改善事業 | 35,500 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 保健衛生施設整備事業 | 1,103,000 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 清掃施設整備事業 | 450,600 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 土地基盤整備事業 | 54,800 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 治山事業 | 13,000 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 観光施設整備事業 | 16,200 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 道路事業 | 1,441,700 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 河川事業 | 232,000 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 都市計画事業 | 1,077,500 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 公営住宅建設事業 | 98,400 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 消防施設整備事業 | 134,000 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 義務教育施設整備事業 | 370,400 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 高等学校施設整備事業 | 81,500 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 幼稚園施設整備事業 | 1,000 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 社会教育施設整備事業 | 63,700 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 災害復旧事業 | 36,300 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 退職手当 | 550,000 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 臨時財政対策 | 6,200,000 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 計 | 13,753,100 | | | |

平成30年度奈良市住宅新築資金等
貸付金特別会計予算

平成30年度奈良市の住宅新築資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳入

| 款 | 項 | 金額 |
|--------|--------|----------------------|
| 1. 諸収入 | | 11,100 ^{千円} |
| | 1. 雑収入 | 11,100 |
| 歳入合計 | | 11,100 |

歳出

| 款 | 項 | 金額 |
|-----------------|----------|---------------------|
| 1. 住宅新築資金等貸付事業費 | | 6,540 ^{千円} |
| | 1. 総務管理費 | 6,540 |
| 2. 公債費 | | 4,560 |
| | 1. 公債費 | 4,560 |
| 歳出合計 | | 11,100 |

平成30年度奈良市国民健康保険 特別会計予算

平成30年度奈良市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36,600,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

平成30年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|-------------|------------------|-------------------------|
| 1. 国民健康保険料 | | 7,589,788 ^{千円} |
| | 1. 国民健康保険料 | 7,589,788 |
| 2. 使用料及び手数料 | | 120 |
| | 1. 手 数 料 | 120 |
| 3. 国庫支出金 | | 1 |
| | 1. 国庫負担金 | 1 |
| 4. 療養給付費交付金 | | 1 |
| | 1. 療養給付費交付金 | 1 |
| 5. 県 支 出 金 | | 26,484,224 |
| | 1. 県 補 助 金 | 26,484,224 |
| 6. 財 産 収 入 | | 181 |
| | 1. 財 産 運 用 収 入 | 181 |
| 7. 繰 入 金 | | 2,434,903 |
| | 1. 一 般 会 計 繰 入 金 | 2,434,903 |
| 8. 諸 収 入 | | 90,782 |
| | 1. 延滞金及び過料 | 101 |
| | 2. 雑 入 | 85,881 |
| | 3. 療養費等指定公費返還金 | 4,800 |
| 歳 入 合 計 | | 36,600,000 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|------------------|-----------------------------------|---------------|
| 1. 総 務 費 | | 千円 368,085 |
| | 1. 総 務 管 理 費 | 277,891 |
| | 2. 賦 課 徴 収 費 | 89,488 |
| | 3. 運 営 協 議 会 費 | 706 |
| 2. 保 険 給 付 費 | | 26,278,508 |
| | 1. 給 付 諸 費 | 26,278,508 |
| 3. 事 業 費 納 付 金 | | 9,539,000 |
| | 1. 医 療 給 付 費 金 事 業 費 納 付 金 | 6,376,000 |
| | 2. 後 期 高 齢 者 支 援 金 事 業 費 納 付 金 | 2,275,000 |
| | 3. 介 護 納 付 金 事 業 費 納 付 金 | 888,000 |
| 4. 共 同 事 業 拠 出 金 | | 30 |
| | 1. 共 同 事 業 拠 出 金 | 30 |
| 5. 保 健 事 業 費 | | 353,170 |
| | 1. 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費 | 285,454 |
| | 2. 保 健 事 業 費 | 67,716 |
| 6. 基 金 積 立 金 | | 181 |
| | 1. 基 金 積 立 金 | 181 |
| 7. 公 債 費 | | 15,000 |
| | 1. 公 債 費 | 15,000 |

| 款 | 項 | 金額 |
|------------|----------------|----------------------|
| 8. 諸 支 出 金 | | 45,526 ^{千円} |
| | 1. 還付及び還付加算金 | 40,726 |
| | 2. 療養費等指定公費立替金 | 4,800 |
| 9. 予 備 費 | | 500 |
| | 1. 予 備 費 | 500 |
| 歳 出 合 計 | | 36,600,000 |

第2表 債務負担行為

1. 新規分

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|-----------------|----------------------|---------------------|
| 国民健康保険証印刷等経費 | 平成30年度から 平成31年度まで | 4,700 ^{千円} |
| 国民健康保険料通知書印刷等経費 | 平成30年度から 平成31年度まで | 5,900 |
| 特定健康診査受診券印刷等経費 | 平成30年度から 平成31年度まで | 2,000 |

平成30年度奈良市土地区画 整理事業特別会計予算

平成30年度奈良市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,974,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成30年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|--------------------|--------------------|-------------------------|
| 1. 国 庫 支 出 金 | | 1,570,035 ^{千円} |
| | 1. 国 庫 交 付 金 | 1,570,035 |
| 2. 保 留 地 処 分 金 収 入 | | 140,000 |
| | 1. 保 留 地 処 分 金 収 入 | 140,000 |
| 3. 繰 入 金 | | 584,306 |
| | 1. 一 般 会 計 繰 入 金 | 584,306 |
| 4. 諸 収 入 | | 859 |
| | 1. 雑 入 | 859 |
| 5. 市 債 | | 1,678,800 |
| | 1. 市 債 | 1,678,800 |
| 歳 入 合 計 | | 3,974,000 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|---|---|-------------------------|
| 1. 西 大 寺 駅 南 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 費 | | 2,651,200 ^{千円} |
| | 1. 西 大 寺 駅 南 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 費 | 2,651,200 |
| 2. J R 奈 良 駅 南 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 費 | | 737,800 |
| | 1. J R 奈 良 駅 南 地 区 土 地 区 画 整 理 事 業 費 | 737,800 |
| 3. 公 債 費 | | 585,000 |
| | 1. 公 債 費 | 585,000 |
| 歳 出 合 計 | | 3,974,000 |

第2表 地方債

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|------------------------|-----------------|--------------------|--|--|
| 西大寺駅南地区 土地区画整理事業 | 千円 1,230,400 | 普通貸借 又は 債券発行 | 5.0%以内(利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。) | 政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。 |
| J R 奈良駅南地区 土地区画整理事業 | 448,400 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 計 | 1,678,800 | | | |

平成30年度奈良市市街地再開発
事業特別会計予算

平成30年度奈良市の市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ186,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算

歳入

| 款 | 項 | 金額 |
|--------|------------|-----------------------|
| 1. 繰入金 | | 186,000 ^{千円} |
| | 1. 一般会計繰入金 | 186,000 |
| 歳入合計 | | 186,000 |

歳出

| 款 | 項 | 金額 |
|--------|--------|-----------------------|
| 1. 公債費 | | 186,000 ^{千円} |
| | 1. 公債費 | 186,000 |
| 歳出合計 | | 186,000 |

平成30年度奈良市公共用地
取得事業特別会計予算

平成30年度奈良市の公共用地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ72,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳入

| 款 | 項 | 金額 |
|--------|------------|----------------------|
| 1. 繰入金 | | 72,600 ^{千円} |
| | 1. 一般会計繰入金 | 72,600 |
| 歳入合計 | | 72,600 |

歳出

| 款 | 項 | 金額 |
|--------|--------|----------------------|
| 1. 公債費 | | 72,600 ^{千円} |
| | 1. 公債費 | 72,600 |
| 歳出合計 | | 72,600 |

平成30年度奈良市駐車場事業
特別会計予算

平成30年度奈良市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ110,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|-------------|------------------|----------------------|
| 1. 使用料及び手数料 | | 95,275 ^{千円} |
| | 1. 使 用 料 | 95,275 |
| 2. 繰 入 金 | | 14,444 |
| | 1. 一 般 会 計 繰 入 金 | 14,444 |
| 3. 諸 収 入 | | 281 |
| | 1. 雑 入 | 281 |
| 歳 入 合 計 | | 110,000 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|----------------|------------|-----------------------|
| 1. 駐 車 場 事 業 費 | | 100,700 ^{千円} |
| | 1. 駐 車 場 費 | 100,700 |
| 2. 公 債 費 | | 9,300 |
| | 1. 公 債 費 | 9,300 |
| 歳 出 合 計 | | 110,000 |

平成30年度奈良市介護保険 特別会計予算

平成30年度奈良市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ31,700,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|------------------|------------------|-------------------------|
| 1. 保 險 料 | | 7,628,275 ^{千円} |
| | 1. 介 護 保 險 料 | 7,628,275 |
| 2. 国 庫 支 出 金 | | 6,842,222 |
| | 1. 国 庫 負 担 金 | 5,267,334 |
| | 2. 国 庫 補 助 金 | 1,574,888 |
| 3. 支 払 基 金 交 付 金 | | 8,341,559 |
| | 1. 支 払 基 金 交 付 金 | 8,341,559 |
| 4. 県 支 出 金 | | 4,286,084 |
| | 1. 県 負 担 金 | 4,055,941 |
| | 2. 県 補 助 金 | 230,143 |
| 5. 財 産 収 入 | | 8,001 |
| | 1. 財 産 運 用 収 入 | 8,001 |
| 6. 繰 入 金 | | 4,588,044 |
| | 1. 一 般 会 計 繰 入 金 | 4,588,044 |
| 7. 諸 収 入 | | 5,815 |
| | 1. 雑 入 | 5,815 |
| 歳 入 合 計 | | 31,700,000 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|------------------|-----------------------------------|-----------------------|
| 1. 総 務 費 | | 712,426 ^{千円} |
| | 1. 総 務 管 理 費 | 337,354 |
| | 2. 賦 課 徴 収 費 | 23,890 |
| | 3. 介 護 認 定 審 査 会 費 | 351,182 |
| 2. 保 険 給 付 費 | | 28,687,000 |
| | 1. 介 護 サービス等諸費 | 28,687,000 |
| 3. 地 域 支 援 事 業 費 | | 1,597,157 |
| | 1. 介 護 予 防・日 常 生 活 支 援 総 合 事 業 費 | 1,145,191 |
| | 2. 包 括 的 支 援 事 業 費 ・ 任 意 事 業 費 | 451,966 |
| 4. 基 金 積 立 金 | | 691,417 |
| | 1. 基 金 積 立 金 | 691,417 |
| 5. 諸 支 出 金 | | 12,000 |
| | 1. 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金 | 12,000 |
| 歳 出 合 計 | | 31,700,000 |

平成30年度奈良市母子父子寡婦
福祉資金貸付金特別会計予算

平成30年度奈良市の母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ41,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|----------|------------------|-----------|
| 1. 繰 入 金 | | 千円 900 |
| | 1. 一 般 会 計 繰 入 金 | 900 |
| 2. 繰 越 金 | | 16,754 |
| | 1. 繰 越 金 | 16,754 |
| 3. 諸 収 入 | | 23,346 |
| | 1. 貸 付 金 元 利 収 入 | 23,146 |
| | 2. 雑 入 | 200 |
| 歳 入 合 計 | | 41,000 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|-------------------------------------|--------------|--------------|
| 1. 母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 費 | | 千円 37,120 |
| | 1. 総 務 管 理 費 | 7,487 |
| | 2. 貸 付 金 | 29,633 |
| 2. 諸 支 出 金 | | 3,880 |
| | 1. 繰 出 金 | 3,880 |
| 歳 出 合 計 | | 41,000 |

平成30年度奈良市針テラス
事業特別会計予算

平成30年度奈良市の針テラス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ90,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成30年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳入

| 款 | 項 | 金額 |
|-------------|--------|----------------------|
| 1. 使用料及び手数料 | | 90,000 ^{千円} |
| | 1. 使用料 | 90,000 |
| 歳入合計 | | 90,000 |

歳出

| 款 | 項 | 金額 |
|------------|------------|---------------------|
| 1. 針テラス事業費 | | 2,600 ^{千円} |
| | 1. 針テラス事業費 | 2,600 |
| 2. 公債費 | | 87,400 |
| | 1. 公債費 | 87,400 |
| 歳出合計 | | 90,000 |

平成30年度奈良市後期高齢者医療 特別会計予算

平成30年度奈良市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,111,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成30年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

第1表 歳入歳出予算

歳 入

| 款 | 項 | 金 額 |
|---------------|------------------|-----------------|
| 1. 後期高齢者医療保険料 | | 千円 4,872,325 |
| | 1. 後期高齢者医療保険料 | 4,872,325 |
| 2. 繰 入 金 | | 1,020,849 |
| | 1. 一 般 会 計 繰 入 金 | 1,020,849 |
| 3. 繰 越 金 | | 25,000 |
| | 1. 繰 越 金 | 25,000 |
| 4. 諸 収 入 | | 192,826 |
| | 1. 延滞金・加算金及び過料 | 300 |
| | 2. 償還金及び還付加算金 | 8,749 |
| | 3. 雑 入 | 183,777 |
| 歳 入 合 計 | | 6,111,000 |

歳 出

| 款 | 項 | 金 額 |
|-------------------------------------|-------------------------------------|--------------|
| 1. 総 務 費 | | 千円 65,071 |
| | 1. 総 務 管 理 費 | 49,771 |
| | 2. 徴 収 費 | 15,300 |
| 2. 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金 | | 5,862,027 |
| | 1. 後 期 高 齢 者 医 療 金 広 域 連 合 納 付 金 | 5,862,027 |
| 3. 保 健 事 業 費 | | 183,902 |
| | 1. 健康保持増進事業費 | 183,902 |
| 歳 出 合 計 | | 6,111,000 |

第2表 債務負担行為

1. 新規分

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|--------------------|----------------------|---------------------|
| 後期高齢者医療保険料通知書印刷等経費 | 平成30年度から 平成31年度まで | 3,400 ^{千円} |
| 後期高齢者健康診査受診券印刷等経費 | 平成30年度から 平成31年度まで | 1,600 |
| 後期高齢者医療システム導入経費 | 平成30年度から 平成35年度まで | 70,000 |

奈良市附属機関設置条例の一部改正について

奈良市附属機関設置条例の一部を次のように改正しようとする。

平成30年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市附属機関設置条例の一部を改正する条例

奈良市附属機関設置条例（平成27年奈良市条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長の部奈良市法令審査会の項を削り、同部に次のように加える。

| | |
|------------------------|--|
| 奈良市一般コミュニティ助成事業選考審査委員会 | 一般財団法人自治総合センターが実施する一般コミュニティ助成事業に関する助成申請事業の審査に関する事務 |
|------------------------|--|

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表市長の部奈良市法令審査会の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

一般コミュニティ助成事業に係る助成申請事業の審査に関する事務を担当する奈良市一般コミュニティ助成事業選考審査委員会を設置するほか、所要の改正を行おうとするものである。

奈良市手数料条例の一部改正について

奈良市手数料条例の一部を次のように改正しようとする。

平成30年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市手数料条例の一部を改正する条例

奈良市手数料条例（平成12年奈良市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第52項中「又は第13項ただし書」を「、第13項ただし書又は第14項ただし書」に改め、同表第79項中「530,000円」を「570,000円」に、「830,000円」を「880,000円」に、「1,010,000円」を「1,070,000円」に、「1,120,000円」を「1,200,000円」に、「1,420,000円」を「1,520,000円」に、「1,660,000円」を「1,780,000円」に、「3,880,000円」を「4,070,000円」に、「5,100,000円」を「5,340,000円」に、「6,290,000円」を「6,490,000円」に、「1,130,000円」を「1,180,000円」に、「1,340,000円」を「1,410,000円」に、「1,500,000円」を「1,580,000円」に、「1,830,000円」を「1,940,000円」に、「2,140,000円」を「2,260,000円」に、「4,350,000円」を「4,550,000円」に、「5,570,000円」を「5,820,000円」に、「6,770,000円」を「7,070,000円」に、「5,750,000円」を「5,930,000円」に、「7,250,000円」を「7,470,000円」に、「10,700,000円」を「10,900,000円」に改め、同表第91項中「410,000円」を「420,000円」に、「540,000円」を「560,000円」に、「700,000円」を「730,000円」に、「920,000円」を「960,000円」に、「1,040,000円」を「1,090,000円」に、「1,600,000円」を「1,660,000円」に、「1,820,000円」を「1,900,

000円」に、「2,030,000円」を「2,120,000円」に、「490,000円」を「530,000円」に、「630,000円」を「680,000円」に、「990,000円」を「1,030,000円」に、「1,310,000円」を「1,410,000円」に、「1,720,000円」を「1,780,000円」に、「3,320,000円」を「3,430,000円」に、「4,060,000円」を「4,190,000円」に、「4,650,000円」を「4,800,000円」に、「9,100,000円」を「9,320,000円」に、「12,400,000円」を「12,600,000円」に、「17,000,000円」を「17,300,000円」に改め、同表第93項中「特定屋外タンク貯蔵所を」を「屋外タンク貯蔵所を」に、「310,000円」を「320,000円」に、「430,000円」を「460,000円」に、「720,000円」を「750,000円」に、「960,000円」を「1,020,000円」に、「1,210,000円」を「1,300,000円」に、「2,950,000円」を「3,150,000円」に、「3,620,000円」を「3,870,000円」に、「4,170,000円」を「4,460,000円」に、「2,660,000円」を「2,690,000円」に、「3,190,000円」を「3,230,000円」に、「4,790,000円」を「4,830,000円」に改め、同表第147項中「75,000円」を「67,000円」に改め、同表中第161項を第164項とし、第160項の次に次のように加える。

| | | | |
|-----|----------------|--|------------------|
| 161 | 介護医療院開設許可手数料 | 介護保険法第107条第1項の規定に基づく介護医療院の開設の許可の申請に対する審査 | 1件につき 63,000円 |
| 162 | 介護医療院変更許可手数料 | 介護保険法第107条第2項の規定に基づく介護医療院の変更の許可（構造設備の変更を伴うものに限る。）の申請に対する審査 | 1件につき 33,000円 |
| 163 | 介護医療院開設許可更新手数料 | 介護保険法第108条第1項の規定に基づく介護医療院の許可の更新の申請に対する審査 | 1件につき 24,000円 |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の奈良市手数料条例別表第79項、第91項及び第93項の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

関係法令の一部改正に伴い、危険物の貯造所の設置許可申請手数料の額等を改めるほか、介護医療院の開設許可申請手数料を新設しようとするものである。

奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の 基準等に関する条例の全部改正について

奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の全部を次のように改正しようとする。

平成30年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

奈良市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第21号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条第1項第2号、第70条第2項第1号並びに第74条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）において使用する用語の例による。

（指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準）

第3条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準は、次条から第15条までに定めるもののほか、指定居宅サービス等基準の定めるところによる。

（暴力団の排除）

第4条 指定居宅サービス事業者及び基準該当居宅サービスの事業を行う者（以下「指定居宅サービス事業者等」という。）は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとなら

ないようにしなければならない。

(申請者の要件)

第5条 法第70条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院、診療所若しくは薬局により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、この限りでない。

(居室等の安全性の確保の特例)

第6条 指定居宅サービス事業者等（指定短期入所生活介護若しくは基準該当短期入所生活介護、指定短期入所療養介護又は指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者に限る。）がその事業を行う事業所の構造設備は、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生及び防災その他の利用者の安全について十分考慮されたものでなければならない。

(身体的拘束等の適正化のための対策)

第7条 指定居宅サービス事業者等（指定短期入所生活介護若しくは基準該当短期入所生活介護、指定短期入所療養介護又は指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者に限る。）

は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束廃止委員会を設置し、身体的拘束等を行う場合には、事前に身体拘束廃止委員会において、緊急やむを得ない場合に該当するかどうかの判断、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間、解除予定日、解除に向けた具体的な取組等について検討すること。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、事前に利用者本人及びその家族に対し、前号の規定に基づき検討した内容について説明を行うこと。
- (3) 身体的拘束等を行う場合には、第1号の規定に基づき検討した内容（緊急やむを得ない理由について検討した過程を含む。）、その態様及び時間並びにその際の利用者の心身の状況を記録すること。
- (4) 身体拘束廃止委員会を3箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (5) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (6) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(人権の擁護及び高齢者虐待の防止)

第8条 指定居宅サービス事業者等は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(歯と口腔の健康づくり)

第9条 指定居宅サービス事業者等は、奈良市歯と口腔の健康づくり推進条例（平成29年奈良市条例第27号）第2条の基本理念を踏まえ、歯と口腔の健康づくりの推進に関する従業者の知識及び理解を深めるとともに、利用者の歯と口腔の健康づくりに努めなければならない。

(食事の特例)

第10条 指定居宅サービス事業者等（指定短期入所生活介護若しくは基準該当短期入所生活介護又は指定短期入所療養介護の事業を行う者に限る。）は、食事の提供に当たっては、旬の食材や郷土食を取り入れる等、利用者の食べる意欲の維持及び向上を考慮した献立の工夫に努めなければならない。

(勤務体制の確保等の特例)

第11条 指定居宅サービス事業者等は、従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

(非常災害対策の特例)

第12条 指定居宅サービス事業者等（指定通所介護若しくは基準該当通所介護、指定通所リハビリテーション、指定短期入所生活介護若しくは基準該当短期入所生活介護、指定短期入所療養介護又は指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者に限る。）は、非常災害に備えるために定期的に実施する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

2 指定居宅サービス事業者等（指定短期入所生活介護若しくは基準該当短期入所生活介護、指定短期入所療養介護又は指定特定施設入居者生活介護の事業を行う者に限る。）は、非常災害時に必要な非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努めなければならない。

(地域との連携)

第13条 指定居宅サービス事業者等は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(記録の整備の特例)

第14条 指定居宅サービス事業者等は、指定居宅サービス等基準第39条第2項各号(指定居宅サービス等基準第39条の3及び第43条において準用する場合を含む。)、第53条の2第2項各号(指定居宅サービス等基準第58条において準用する場合を含む。)、第73条の2第2項各号、第82条の2第2項各号、第90条の2第2項各号、第104条の3第2項各号(指定居宅サービス等基準第105条の3及び第109条において準用する場合を含む。)、第118条の2第2項各号、第139条の2第2項各号(指定居宅サービス等基準第140条の13、第140条の15及び第140条の32において準用する場合を含む。)、第154条の2第2項各号(指定居宅サービス等基準第155条の12において準用する場合を含む。)、第191条の3第2項各号、第192条の11第2項各号、第204条の2第2項各号(指定居宅サービス等基準第206条において準用する場合を含む。)又は第215条第2項各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(報告)

第15条 指定居宅サービス事業者等は、サービスの向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりそのサービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(指定居宅サービス等基準の規定の引用に関する経過措置)

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、指定居宅サービス等基準の附則及び指定居宅サービス等基準を改正する省令の附則に規定する経過措置の例による。

(記録の整備に関する経過措置)

第3条 第14条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に提供される指定居宅サービス等に係る記録について適用し、施行日前に提供された指定居宅サービス等に係る記録の整備については、なお従前の例による。

(提案理由)

基準省令の一部改正に伴い、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等について所要の規定を整備するほか、独自基準の明確化の観点から、条例の構造を基準省令を引用する方式に改めようとするものである。

奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の全部改正について

奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の全部を次のように改正しようとする。

平成30年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例

奈良市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第22号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第54条第1項第2号、第115条の2第2項第1号並びに第115条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）において使用する用語の例による。

(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等)

第3条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等は、次条から第15条までに定めるもののほか、指定介護予防サービス等基準の定めるところによる。

(暴力団の排除)

第4条 指定介護予防サービス事業者及び基準該当介護予防サービスの事業を行う者(以下「指定介護予防サービス事業者等」という。)は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例(平成24年奈良市条例第24号)第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(申請者の要件)

第5条 法第115条の2第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、病院、診療所若しくは薬局により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、この限りでない。

(居室等の安全性の確保の特例)

第6条 指定介護予防サービス事業者等(指定介護予防短期入所生活介護若しくは基準該当介護予防短期入所生活介護、指定介護予防短期入所療養介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者に限る。)がその事業を行う事業所の構造設備は、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生及び防災その他の利用者の安全について十分考慮されたものでなければならない。

(身体的拘束等の適正化のための対策)

第7条 指定介護予防サービス事業者等(指定介護予防短期入所生活介護若しくは基準該当介護予防短期入所生活介護、指定介護予防短期入所療養介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者に限る。)は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束廃止委員会を設置し、身体的拘束等を行う場合には、事前に身体拘束廃止委員会において、緊急やむを得ない場合に該当するかどうかの判断、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間、解除予定日、解除に向けた具体的な

取組等について検討すること。

- (2) 身体的拘束等を行う場合には、事前に利用者本人及びその家族に対し、前号の規定に基づき検討した内容について説明を行うこと。
- (3) 身体的拘束等を行う場合には、第1号の規定に基づき検討した内容（緊急やむを得ない理由について検討した過程を含む。）、その態様及び時間並びにその際の利用者の心身の状況を記録すること。
- (4) 身体拘束廃止委員会を3箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (5) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (6) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

（人権の擁護及び高齢者虐待の防止）

第8条 指定介護予防サービス事業者等は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（歯と口腔の健康づくり）

第9条 指定介護予防サービス事業者等は、奈良市歯と口腔の健康づくり推進条例（平成29年奈良市条例第27号）第2条の基本理念を踏まえ、歯と口腔の健康づくりの推進に関する従業者の知識及び理解を深めるとともに、利用者の歯と口腔の健康づくりに努めなければならない。

（食事の特例）

第10条 指定介護予防サービス事業者等（指定介護予防短期入所生活介護若しくは基準該当介護予防短期入所生活介護又は指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者に限る。）は、食事の提供に当たっては、旬の食材や郷土食を取り入れる等、利用者の食べる意欲の維持及び向上を考慮した献立の工夫に努めなければならない。

（勤務体制の確保等の特例）

第11条 指定介護予防サービス事業者等は、従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

（非常災害対策の特例）

第12条 指定介護予防サービス事業者等（指定介護予防通所リハビリテーション、指定

介護予防短期入所生活介護若しくは基準該当介護予防短期入所生活介護、指定介護予防短期入所療養介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者に限る。)

は、非常災害に備えるために定期的実施する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

2 指定介護予防サービス事業者等（指定介護予防短期入所生活介護若しくは基準該当介護予防短期入所生活介護、指定介護予防短期入所療養介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う者に限る。）は、非常災害時に必要な非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努めなければならない。

（地域との連携）

第13条 指定介護予防サービス事業者等は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（記録の整備の特例）

第14条 指定介護予防サービス事業者等は、指定介護予防サービス等基準第54条第2項各号（指定介護予防サービス等基準第61条において準用する場合を含む。）、第73条第2項各号、第83条第2項各号、第92条第2項各号、第122条第2項各号、第141条第2項各号（指定介護予防サービス等基準第159条、第166条及び第185条において準用する場合を含む。）、第194条第2項各号（指定介護予防サービス等基準第210条において準用する場合を含む。）、第244条第2項各号、第261条第2項各号、第275条第2項各号（指定介護予防サービス等基準第280条において準用する場合を含む。）又は第288条第2項各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

（報告）

第15条 指定介護予防サービス事業者等は、サービスの向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりそのサービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(指定介護予防サービス等基準の規定の引用に関する経過措置)

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、指定介護予防サービス等基準の附則及び指定介護予防サービス等基準を改正する省令の附則に規定する経過措置の例による。

(記録の整備に関する経過措置)

第3条 第14条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提供される指定介護予防サービス等に係る記録について適用し、施行日前に提供された指定介護予防サービスに係る記録の整備については、なお従前の例による。

(提案理由)

基準省令の一部改正に伴い、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等について所要の規定を整備するほか、独自基準の明確化の観点から、条例の構造を基準省令を引用する方式に改めようとするものである。

奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の 基準等に関する条例の全部改正について

奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の全部を次のように改正しようとする。

平成30年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
奈良市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第23号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び第4項第1号並びに第78条の4第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者の指定に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）において使用する用語の例による。

（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等）

第3条 指定地域密着型サービス事業者の指定に係る基準及び指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等は、次条から第17条までに定めるもののほか、指定地域密着型サービス基準の定めるところによる。

（暴力団の排除）

第4条 指定地域密着型サービス事業者は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとな

らないようにしなければならない。

(申請者の要件)

第5条 法第78条の2第4項第1号の条例で定める者は、法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請に限る。）とする。

(入所定員)

第6条 法第78条の2第1項の規定により条例で定める指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員は、29人以下とする。

(居室等の安全性の確保の特例)

第7条 指定地域密着型サービス事業者（指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護、指定地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者に限る。）がその事業を行う事業所の構造設備は、日照、採光、換気等の利用者、入所者又は入居者の保健衛生及び防災その他の利用者、入所者又は入居者の安全について十分考慮されたものでなければならない。

(居室定員の特例)

第8条 指定地域密着型サービス事業者（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う者に限る。）がその事業を行う事業所における1の居室の定員は、1人としなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、プライバシーの確保、居室の採光、通風等の住環境の整備等の入所者又は入居者の処遇に十分な配慮を行った上で4人以下とすることができる。

(身体的拘束等の適正化のための対策)

第9条 指定地域密着型サービス事業者（指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者に限る。）は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束廃止委員会を設置し、身体的拘束等を行う場合には、事前に身体拘束廃止委員会において、緊急やむを得ない場合に該当するかどうかの判断、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間、解除予定日、解除に向けた具体的な取組等について検討すること。

- (2) 身体的拘束等を行う場合には、事前に利用者、入所者又は入居者本人及びその家族に対し、前号の規定に基づき検討した内容について説明を行うこと。
- (3) 身体的拘束等を行う場合には、第1号の規定に基づき検討した内容（緊急やむを得ない理由について検討した過程を含む。）、その態様及び時間並びにその際の利用者、入所者又は入居者の心身の状況を記録すること。
- (4) 身体拘束廃止委員会を3箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (5) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (6) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

（人権の擁護及び高齢者虐待の防止）

第10条 指定地域密着型サービス事業者は、利用者、入所者又は入居者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（歯と口腔の健康づくり）

第11条 指定地域密着型サービス事業者は、奈良市歯と口腔の健康づくり推進条例（平成29年奈良市条例第27号）第2条の基本理念を踏まえ、歯と口腔の健康づくりの推進に関する従業者の知識及び理解を深めるとともに、利用者、入所者又は入居者の歯と口腔の健康づくりに努めなければならない。

（食事の特例）

第12条 指定地域密着型サービス事業者（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の事業を行う者に限る。）は、食事の提供に当たっては、旬の食材や郷土食を取り入れる等、利用者、入所者又は入居者の食べる意欲の維持及び向上を考慮した献立の工夫に努めなければならない。

（勤務体制の確保等の特例）

第13条 指定地域密着型サービス事業者は、従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

（非常災害対策の特例）

第14条 指定地域密着型サービス事業者（指定地域密着型通所介護、指定認知症対応型通所介護、指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定地域密

着型特定施設入居者生活介護、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者に限る。)は、非常災害に備えるために定期的に実施する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

2 指定地域密着型サービス事業者（指定小規模多機能型居宅介護、指定認知症対応型共同生活介護、指定地域密着型特定施設入居者生活介護、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護の事業を行う者に限る。）は、非常災害時に必要な非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努めなければならない。

（地域との連携）

第15条 指定地域密着型サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（記録の整備の特例）

第16条 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービス基準第3条の40第2項各号、第17条第2項各号、第36条第2項各号（指定地域密着型サービス基準第37条の3において準用する場合を含む。）、第40条の15第2項各号、第60条第2項各号、第87条第2項各号、第107条第2項各号、第128条第2項各号、第156条第2項各号（指定地域密着型サービス基準第169条において準用する場合を含む。）又は第181条第2項各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

（報告）

第17条 指定地域密着型サービス事業者は、サービスの向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりそのサービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

（委任）

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(指定地域密着型サービス基準の規定の引用に関する経過措置)

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、指定地域密着型サービス基準の附則及び指定地域密着型サービス基準を改正する省令の附則に規定する経過措置の例による。

(記録の整備に関する経過措置)

第3条 第16条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提供される指定地域密着型サービスに係る記録について適用し、施行日前に提供された指定地域密着型サービスに係る記録の整備については、なお従前の例による。

(提案理由)

基準省令の一部改正に伴い、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等について所要の規定を整備するほか、独自基準の明確化の観点から、条例の構造を基準省令を引用する方式に改めようとするものである。

奈良市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の全部改正について

奈良市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の全部を次のように改正しようとする。

平成30年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例

奈良市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第24号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の12第2項第1号並びに第115条の14第1項及び第2項の規定に基づき、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下

「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)において使用する用語の例による。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等)

第3条 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等は、次条から第14条までに定めるもののほか、指定地域密着型介護予防サービス基準の定めるところによる。

(暴力団の排除)

第4条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例(平成24年奈良市条例第24号)第2条第1号に規定する暴力団を利用することとならないようにしなければならない。

(申請者の要件)

第5条 法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(居室等の安全性の確保の特例)

第6条 指定地域密着型介護予防サービス事業者(指定介護予防小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者に限る。)がその事業を行う事業所の構造設備は、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生及び防災その他の利用者の安全について十分考慮されたものでなければならない。

(身体的拘束等の適正化のための対策)

第7条 指定地域密着型介護予防サービス事業者(指定介護予防小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者に限る。)は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束廃止委員会を設置し、身体的拘束等を行う場合には、事前に身体拘束廃止委員会において、緊急やむを得ない場合に該当するかどうかの判断、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間、解除予定日、解除に向けた具体的な取組等について検討すること。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、事前に利用者本人及びその家族に対し、前号の規定に基づき検討した内容について説明を行うこと。
- (3) 身体的拘束等を行う場合には、第1号の規定に基づき検討した内容(緊急やむを得ない理由について検討した過程を含む。)、その態様及び時間並びにその際の利用者

の心身の状況を記録すること。

(4) 身体拘束廃止委員会を3箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(5) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(6) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(人権の擁護及び高齢者虐待の防止)

第8条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(歯と口腔の健康づくり)

第9条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、奈良市歯と口腔の健康づくり推進条例(平成29年奈良市条例第27号)第2条の基本理念を踏まえ、歯と口腔の健康づくりの推進に関する従業者の知識及び理解を深めるとともに、利用者の歯と口腔の健康づくりに努めなければならない。

(勤務体制の確保等の特例)

第10条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

(非常災害対策の特例)

第11条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、非常災害に備えるために定期的実施する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者(指定介護予防小規模多機能型居宅介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者に限る。)は、非常災害時に必要な非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努めなければならない。

(地域との連携)

第12条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(記録の整備の特例)

第13条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービス基準第40条第2項各号、第63条第2項各号又は第84条第2項各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(報告)

第14条 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、サービスの向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりそのサービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(指定地域密着型介護予防サービス基準の規定の引用に関する経過措置)

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、指定地域密着型介護予防サービス基準の附則及び指定地域密着型介護予防サービス基準を改正する省令の附則に規定する経過措置の例による。

(記録の整備に関する経過措置)

第3条 第13条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提供される指定地域密着型介護予防サービスに係る記録について適用し、施行日前に提供された指定地域密着型介護予防サービスに係る記録の整備については、なお従前の例による。

(提案理由)

基準省令の一部改正に伴い、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等について所要の規定を整備するほか、独自基準の明確化の観点から、条例の構造を基準省令を引用する方式に改めようとするものである。

奈良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の全部改正について

奈良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の全部を次のように改正しようとする。

平成30年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例

奈良市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成26年奈良市条例第57号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）において使用する用語の例による。

（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等）

第3条 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等は、次条から第10条までに定めるもののほか、指定居宅介護支援等基準の定めるところによる。

（暴力団の排除）

第4条 指定居宅介護支援事業者及び基準該当居宅介護支援の事業を行う者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(申請者の要件)

第5条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(人権の擁護及び高齢者虐待の防止)

第6条 指定居宅介護支援事業者等は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(歯と口腔の健康づくり)

第7条 指定居宅介護支援事業者等は、奈良市歯と口腔の健康づくり推進条例（平成29年奈良市条例第27号）第2条の基本理念を踏まえ、歯と口腔の健康づくりの推進に関する従業者の知識及び理解を深めるとともに、利用者の歯と口腔の健康づくりに努めなければならない。

(勤務体制の確保の特例)

第8条 指定居宅介護支援事業者等は、従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

(記録の整備の特例)

第9条 指定居宅介護支援事業者等は、指定居宅介護支援等基準第29条第2項各号（指定居宅介護支援等基準第30条において準用する場合を含む。）に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(報告)

第10条 指定居宅介護支援事業者等は、サービスの向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりそのサービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(指定居宅介護支援等基準の規定の引用に関する経過措置)

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、指定居宅介護支援等基準の附則及び指定居宅介護支援等基準を改正する省令の附則に規定する経過措置の例による。

(記録の整備に関する経過措置)

第3条 第9条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提供される指定居宅介護支援等に係る記録について適用し、施行日前に提供された指定居宅介護支援等に係る記録の整備については、なお従前の例による。

(提案理由)

基準省令の一部改正に伴い、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等について所要の規定を整備するほか、独自基準の明確化の観点から、条例の構造を基準省令を引用する方式に改めようとするものである。

奈良市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等
に関する条例の全部改正について

奈良市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護
予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の全部を次のように改正しようと
する。

平成30年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る
介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例

奈良市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護
予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成26年奈良市条例第58号）
の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第5
9条第1項第1号、第115条の22第2項第1号並びに第115条の24第1項及び
第2項の規定に基づき、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防
支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等について定めるもの
とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び指定介護予防支援等の事業の人員
及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関
する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「指定介護予防支援等基準」とい
う。）の定めるところによる。

（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防

のための効果的な支援の方法の基準等)

第3条 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等は、次条から第10条までに定めるもののほか、指定介護予防支援等基準の定めるところによる。

(暴力団の排除)

第4条 指定介護予防支援事業者及び基準該当介護予防支援の事業を行う者（以下「指定介護予防支援事業者等」という。）は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(申請者の要件)

第5条 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(人権の擁護及び高齢者虐待の防止)

第6条 指定介護予防支援事業者等は、利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(歯と口腔の健康づくり)

第7条 指定介護予防支援事業者等は、奈良市歯と口腔の健康づくり推進条例（平成29年奈良市条例第27号）第2条の基本理念を踏まえ、歯と口腔の健康づくりの推進に関する従業者の知識及び理解を深めるとともに、利用者の歯と口腔の健康づくりに努めなければならない。

(勤務体制の確保の特例)

第8条 指定介護予防支援事業者等は、従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

(記録の整備の特例)

第9条 指定介護予防支援事業者等は、指定介護予防支援等基準第28条第2項各号（指定介護予防支援等基準第32条において準用する場合を含む。）に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(報告)

第10条 指定介護予防支援事業者等は、サービスの向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりそのサービスの状況、質の評価及び改善の取組等について

て報告を求めたときは、協力しなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(指定介護予防支援等基準の規定の引用に関する経過措置)

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、指定介護予防支援等基準の附則及び指定介護予防支援等基準を改正する省令の附則に規定する経過措置の例による。

(記録の整備に関する経過措置)

第3条 第9条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提供される指定介護予防支援等に係る記録について適用し、施行日前に提供された指定介護予防支援等に係る記録の整備については、なお従前の例による。

(提案理由)

基準省令の一部改正に伴い、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等について所要の規定を整備するほか、独自基準の明確化の観点から、条例の構造を基準省令を引用する方式に改めようとするものである。

奈良市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の全部改正について

奈良市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の全部を次のように改正しようとする。

平成30年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

奈良市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第25号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第86条第1項並びに第88条第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）において使用する用語の例による。

（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等）

第3条 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等は、次条から第15条までに定めるもののほか、指定介護老人福祉施設基準の定めるところによる。

（指定介護老人福祉施設の指定）

第4条 指定介護老人福祉施設の指定に係る法第86条第1項に規定する条例で定める数は、30人以上とする。

（暴力団の排除）

第5条 指定介護老人福祉施設は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成

24年奈良市条例第24号)第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(居室等の安全性の確保の特例)

第6条 指定介護老人福祉施設の構造設備は、日照、採光、換気等の入所者又は入居者の保健衛生及び防災その他の入所者又は入居者の安全について十分考慮されたものでなければならない。

(居室の定員の特例)

第7条 指定介護老人福祉施設(ユニット型指定介護老人福祉施設を除く。)における1の居室の定員は、1人としなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、プライバシーの確保、居室の採光、通風等の住環境の整備等の入所者の処遇に十分な配慮を行った上で4人以下とすることができる。

(身体的拘束等の適正化のための対策)

第8条 指定介護老人福祉施設(第3号にあっては、指定介護老人福祉施設及び計画担当介護支援専門員)は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束廃止委員会を設置し、身体的拘束等を行う場合には、事前に身体拘束廃止委員会において、緊急やむを得ない場合に該当するかどうかの判断、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間、解除予定日、解除に向けた具体的な取組等について検討すること。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、事前に入所者又は入居者本人及びその家族に対し、前号の規定に基づき検討した内容について説明を行うこと。
- (3) 身体的拘束等を行う場合には、第1号の規定に基づき検討した内容(緊急やむを得ない理由について検討した過程を含む。)、その態様及び時間並びにその際の入所者又は入居者の心身の状況を記録すること。
- (4) 身体拘束廃止委員会を3箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (5) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (6) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(人権の擁護及び高齢者虐待の防止)

第9条 指定介護老人福祉施設は、入所者又は入居者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(歯と口腔の健康づくり)

第10条 指定介護老人福祉施設は、奈良市歯と口腔の健康づくり推進条例（平成29年奈良市条例第27号）第2条の基本理念を踏まえ、歯と口腔の健康づくりの推進に関する従業者の知識及び理解を深めるとともに、入所者又は入居者の歯と口腔の健康づくりに努めなければならない。

(食事の特例)

第11条 指定介護老人福祉施設は、食事の提供に当たっては、旬の食材や郷土食を取り入れる等、入所者又は入居者の食べる意欲の維持及び向上を考慮した献立の工夫に努めなければならない。

(勤務体制の確保等の特例)

第12条 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

(非常災害対策の特例)

第13条 指定介護老人福祉施設は、非常災害に備えるために定期的を実施する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、非常災害時に必要な非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努めなければならない。

(記録の整備の特例)

第14条 指定介護老人福祉施設は、指定介護老人福祉施設基準第37条第2項各号（指定介護老人福祉施設基準第49条において準用する場合を含む。）に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(報告)

第15条 指定介護老人福祉施設は、サービスの向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりそのサービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(指定介護老人福祉施設基準の規定の引用に関する経過措置)

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、指定介護老人福祉施設基準の附則及び指定介護老人福祉施設基準を改正する省令の附則に規定する経過措置の例による。

(経過措置)

第3条 平成12年4月1日前から存する特別養護老人ホーム（介護保険法施行法（平成9年法律第124号）第20条の規定による改正前の老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について第7条の規定を適用する場合においては、同条中「1人としなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、プライバシーの確保、居室の採光、通風等の住環境の整備等の入所者の処遇に十分な配慮を行った上で4人以下とすることができる」とあるのは「原則として4人とする」と、第3条の規定によりその定めるところによるとされる指定介護老人福祉施設基準第3条第1項第1号口中「10.65平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、4.95平方メートル」とする。

(記録の整備に関する経過措置)

第4条 第14条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提供される指定介護老人福祉施設に係る記録について適用し、施行日前に提供された指定介護老人福祉施設に係る記録の整備については、なお従前の例による。

(提案理由)

基準省令の一部改正に伴い、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等について所要の規定を整備するほか、独自基準の明確化の観点から、条例の構造を基準省令を引用する方式に改めようとするものである。

奈良市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の 基準に関する条例の全部改正について

奈良市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の全部を次のように改正しようとする。

平成30年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例

奈良市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成25年奈良市条例第26号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第97条第1項から第3項までの規定に基づき、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、法及び介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「介護老人保健施設基準」という。）において使用する用語の例による。

（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準）

第3条 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準は、次条から第13条までに定めるもののほか、介護老人保健施設基準の定めるところによる。

（暴力団の排除）

第4条 介護老人保健施設は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(居室等の安全性の確保の特例)

第5条 介護老人保健施設の構造設備は、日照、採光、換気等の入所者又は入居者の保健衛生及び防災その他の入所者又は入居者の安全について十分考慮されたものでなければならない。

(身体的拘束等の適正化のための対策)

第6条 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束廃止委員会を設置し、身体的拘束等を行う場合には、事前に身体拘束廃止委員会において、緊急やむを得ない場合に該当するかどうかの判断、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間、解除予定日、解除に向けた具体的な取組等について検討すること。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、事前に入所者又は入居者本人及びその家族に対し、前号の規定に基づき検討した内容について説明を行うこと。
- (3) 身体的拘束等を行う場合には、第1号の規定に基づき検討した内容（緊急やむを得ない理由について検討した過程を含む。）、その態様及び時間並びにその際の入所者又は入居者の心身の状況を記録すること。
- (4) 身体拘束廃止委員会を3箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (5) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (6) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(人権の擁護及び高齢者虐待の防止)

第7条 介護老人保健施設は、入所者又は入居者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(歯と口腔の健康づくり)

第8条 介護老人保健施設は、奈良市歯と口腔の健康づくり推進条例（平成29年奈良市条例第27号）第2条の基本理念を踏まえ、歯と口腔の健康づくりの推進に関する従業者の知識及び理解を深めるとともに、入所者又は入居者の歯と口腔の健康づくりに努めなければならない。

(食事の特例)

第9条 介護老人保健施設は、食事の提供に当たっては、旬の食材や郷土食を取り入れる等、入所者又は入居者の食べる意欲の維持及び向上を考慮した献立の工夫に努めなければならない。

(勤務体制の確保等の特例)

第10条 介護老人保健施設は、従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

(非常災害対策の特例)

第11条 介護老人保健施設は、非常災害に備えるために定期的に実施する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

2 介護老人保健施設は、非常災害時に必要な非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努めなければならない。

(記録の整備の特例)

第12条 介護老人保健施設は、介護老人保健施設基準第38条第2項各号（介護老人保健施設基準第50条において準用する場合を含む。）に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(報告)

第13条 介護老人保健施設は、サービスの向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりそのサービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(介護老人保健施設基準の規定の引用に関する経過措置)

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、介護老人保健施設基準の附則及び介護老人保健施設基準を改正する省令の附則に規定する経過措置の例による。

(記録の整備に関する経過措置)

第3条 第12条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提供される介護老人保健施設に係る記録について適用し、施行日前に提供された介護老人保健施設に係る記録の整備については、なお従前の例による。

（提案理由）

基準省令の一部改正に伴い、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準について所要の規定を整備するほか、独自基準の明確化の観点から、条例の構造を基準省令を引用する方式に改めようとするものである。

奈良市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の全部改正について

奈良市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の全部を次のように改正しようとする。

平成30年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例

奈良市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成25年奈良市条例第27号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号。以下「平成18年改正法」という。）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成18年改正法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号。以下「旧法」という。）第110条第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、旧法及び平成18年改正法附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）において使用する用語の例による。

（指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準）

第3条 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準は、次条から第13条までに定めるもののほか、指定介護療養型医療施設基準の定めるところによる。

（暴力団の排除）

第4条 指定介護療養型医療施設は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

（居室等の安全性の確保の特例）

第5条 指定介護療養型医療施設の構造設備は、日照、採光、換気等の入院患者の保健衛生及び防災その他の入院患者の安全について十分考慮されたものでなければならない。

（身体的拘束等の適正化のための対策）

第6条 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束廃止委員会を設置し、身体的拘束等を行う場合には、事前に身体拘束廃止委員会において、緊急やむを得ない場合に該当するかどうかの判断、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間、解除予定日、解除に向けた具体的な取組等について検討すること。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、事前に入院患者本人及びその家族に対し、前号の規定に基づき検討した内容について説明を行うこと。
- (3) 身体的拘束等を行う場合には、第1号の規定に基づき検討した内容（緊急やむを得ない理由について検討した過程を含む。）、その態様及び時間並びにその際の入院患者の心身の状況を記録すること。
- (4) 身体拘束廃止委員会を3箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (5) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (6) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

（人権の擁護及び高齢者虐待の防止）

第7条 指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（歯と口腔の健康づくり）

第8条 指定介護療養型医療施設は、奈良市歯と口腔の健康づくり推進条例（平成29年奈良市条例第27号）第2条の基本理念を踏まえ、歯と口腔の健康づくりの推進に関する

る従業者の知識及び理解を深めるとともに、入院患者の歯と口腔の健康づくりに努めなければならない。

(食事の特例)

第9条 指定介護療養型医療施設は、食事の提供に当たっては、旬の食材や郷土食を取り入れる等、入院患者の食べる意欲の維持及び向上を考慮した献立の工夫に努めなければならない。

(勤務体制の確保等の特例)

第10条 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

(非常災害対策の特例)

第11条 指定介護療養型医療施設は、非常災害に備えるために定期的に実施する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、非常災害時に必要な非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努めなければならない。

(記録の整備の特例)

第12条 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養型医療施設基準第36条第2項各号(指定介護療養型医療施設基準第50条において準用する場合を含む。)に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(報告)

第13条 指定介護療養型医療施設は、サービスの向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりそのサービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(指定介護療養型医療施設基準の規定の引用に関する経過措置)

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、指定介護療養型医療施設基準の附則及

び指定介護療養型医療施設基準を改正する省令の附則に規定する経過措置の例による。

(記録の整備に関する経過措置)

第3条 第12条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提供される指定介護療養型医療施設に係る記録について適用し、施行日前に提供された指定介護療養型医療施設に係る記録の整備については、なお従前の例による。

(提案理由)

基準省令の一部改正に伴い、指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準について所要の規定を整備するほか、独自基準の明確化の観点から、条例の構造を基準省令を引用する方式に改めようとするものである。

奈良市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の全部改正について

奈良市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の全部を次のように改正しようとする。

平成30年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

奈良市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成25年奈良市条例第28号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき、養護老人ホームの設備及び運営の基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号。以下「養護老人ホーム基準」という。）において使用する用語の例による。

（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準）

第3条 養護老人ホームの設備及び運営の基準は、次条から第13条までに定めるもののほか、養護老人ホーム基準の定めるところによる。

（暴力団の排除）

第4条 養護老人ホームは、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(居室等の安全性の確保の特例)

第5条 養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生及び防災その他の入所者の安全について十分考慮されたものでなければならない。

(非常災害対策の特例)

第6条 養護老人ホームは、非常災害に備えるために定期的を実施する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

2 養護老人ホームは、非常災害時に必要な非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努めなければならない。

(記録の整備の特例)

第7条 養護老人ホームは、養護老人ホーム基準第9条第2項各号に掲げる記録を整備し、当該処遇を行った日から5年間保存しなければならない。

(報告)

第8条 養護老人ホームは、処遇の向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりその処遇の状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

(身体的拘束等の適正化のための対策)

第9条 養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束廃止委員会を設置し、身体的拘束等を行う場合には、事前に身体拘束廃止委員会において、緊急やむを得ない場合に該当するかどうかの判断、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間、解除予定日、解除に向けた具体的な取組等について検討すること。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、事前に入所者本人及びその家族に対し、前号の規定に基づき検討した内容について説明を行うこと。
- (3) 身体的拘束等を行う場合には、第1号の規定に基づき検討した内容（緊急やむを得ない理由について検討した過程を含む。）、その態様及び時間並びにその際の入所者の心身の状況を記録すること。
- (4) 身体拘束廃止委員会を3箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(5) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(6) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(人権の擁護及び高齢者虐待の防止)

第10条 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(歯と口腔の健康づくり)

第11条 養護老人ホームは、奈良市歯と口腔の健康づくり推進条例（平成29年奈良市条例第27号）第2条の基本理念を踏まえ、歯と口腔の健康づくりの推進に関する職員の知識及び理解を深めるとともに、入所者の歯と口腔の健康づくりに努めなければならない。

(食事の特例)

第12条 養護老人ホームは、食事の提供に当たっては、旬の食材や郷土食を取り入れる等、入所者の食べる意欲の維持及び向上を考慮した献立の工夫に努めなければならない。

(勤務体制の確保等の特例)

第13条 養護老人ホームは、職員に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(養護老人ホーム基準の規定の引用に関する経過措置)

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、養護老人ホーム基準の附則及び養護老人ホーム基準を改正する省令の附則に規定する経過措置の例による。

(記録の整備に関する経過措置)

第3条 第7条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提供される養護老人ホームに係る記録について適用し、施行日前に提供された養護老人ホームに係る記録の整備については、なお従前の例による。

(提案理由)

基準省令の一部改正に伴い、養護老人ホームの設備及び運営の基準について所要の規定を整備するほか、独自基準の明確化の観点から、条例の構造を基準省令を引用する方式に改めようとするものである。

奈良市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の 全部改正について

奈良市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の全部を次のように改正しようとする。

平成30年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

奈良市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

奈良市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成25年奈良市条例第29号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第17条第1項の規定に基づき、特別養護老人ホームの設備及び運営の基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号。以下「特別養護老人ホーム基準」という。）において使用する用語の例による。

（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準）

第3条 特別養護老人ホームの設備及び運営の基準は、次条から第14条までに定めるもののほか、特別養護老人ホーム基準の定めるところによる。

（暴力団の排除）

第4条 特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(居室等の安全性の確保の特例)

第5条 特別養護老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者又は入居者の保健衛生及び防災その他の入所者又は入居者の安全について十分考慮されたものでなければならない。

(非常災害対策の特例)

第6条 特別養護老人ホームは、非常災害に備えるために定期的実施する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

2 特別養護老人ホームは、非常災害時に必要な非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努めなければならない。

(記録の整備の特例)

第7条 特別養護老人ホームは、特別養護老人ホーム基準第9条第2項各号（特別養護老人ホーム基準第42条、第59条及び第63条において準用する場合を含む。）に掲げる記録を整備し、当該処遇を行った日から5年間保存しなければならない。

(報告)

第8条 特別養護老人ホームは、処遇の向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりその処遇の状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

(居室の定員の特例)

第9条 特別養護老人ホーム（ユニット型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。）における1の居室の定員は、1人としなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、プライバシーの確保、居室の採光、通風等の住環境の整備等の入所者の処遇に十分な配慮を行った上で4人以下とすることができる。

(身体的拘束等の適正化のための対策)

第10条 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束廃止委員会を設置し、身体的拘束等を行う場合には、事前に身体拘束廃止委員会において、緊急やむを得ない場合に該当するかどうかの判断、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間、解除予定日、解除に向けた具体的な

取組等について検討すること。

- (2) 身体的拘束等を行う場合には、事前に入所者又は入居者本人及びその家族に対し、前号の規定に基づき検討した内容について説明を行うこと。
- (3) 身体的拘束等を行う場合には、第1号の規定に基づき検討した内容（緊急やむを得ない理由について検討した過程を含む。）、その態様及び時間並びにその際の入所者又は入居者の心身の状況を記録すること。
- (4) 身体拘束廃止委員会を3箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (5) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (6) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

（人権の擁護及び高齢者虐待の防止）

第11条 特別養護老人ホームは、入所者又は入居者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（歯と口腔の健康づくり）

第12条 特別養護老人ホームは、奈良市歯と口腔の健康づくり推進条例（平成29年奈良市条例第27号）第2条の基本理念を踏まえ、歯と口腔の健康づくりの推進に関する職員の知識及び理解を深めるとともに、入所者又は入居者の歯と口腔の健康づくりに努めなければならない。

（食事の特例）

第13条 特別養護老人ホームは、食事の提供に当たっては、旬の食材や郷土食を取り入れる等、入所者又は入居者の食べる意欲の維持及び向上を考慮した献立の工夫に努めなければならない。

（勤務体制の確保等の特例）

第14条 特別養護老人ホームは、職員に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

（委任）

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(特別養護老人ホーム基準の規定の引用に関する経過措置)

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、特別養護老人ホーム基準の附則及び特別養護老人ホーム基準を改正する省令の附則に規定する経過措置の例による。

(記録の整備に関する経過措置)

第3条 第7条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提供される特別養護老人ホームに係る記録について適用し、施行日前に提供された特別養護老人ホームに係る記録の整備については、なお従前の例による。

(居室の定員に関する経過措置)

第4条 平成12年4月1日前から存する特別養護老人ホームの建物（基本的な設備が完成しているものを含み、同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）について第9条の規定を適用する場合においては、同条中「1の居室の定員は、1人としなければならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、プライバシーの確保、居室の採光、通風等の住環境の整備等の入所者の処遇に十分な配慮を行った上で4人以下とすることができる」とあるのは「原則として4人とする」と、第3条の規定によりその定めるところによるとされる特別養護老人ホーム基準第11条第4項第1号ハ及び第55条第4項第1号ハ中「10.65平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、4.95平方メートル」とする。

(提案理由)

基準省令の一部改正に伴い、特別養護老人ホームの設備及び運営の基準について所要の規定を整備するほか、独自基準の明確化の観点から、条例の構造を基準省令を引用する方式に改めようとするものである。

奈良市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の 全部改正について

奈良市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の全部を次のように改正しようとする。

平成30年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例

奈良市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成25年奈良市条例第30号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第65条第1項の規定に基づき、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号。以下「軽費老人ホーム基準」という。）において使用する用語の例による。

（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準）

第3条 軽費老人ホームの設備及び運営の基準は、次条から第13条までに定めるもののほか、軽費老人ホーム基準の定めるところによる。

（暴力団の排除）

第4条 軽費老人ホームは、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(居室等の安全性の確保の特例)

第5条 軽費老人ホームの配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等の入所者の保健衛生及び防災その他の入所者の安全について十分考慮されたものでなければならない。

(非常災害対策の特例)

第6条 軽費老人ホームは、非常災害に備えるために定期的実施する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

2 軽費老人ホームは、非常災害時に必要な非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努めなければならない。

(記録の整備の特例)

第7条 軽費老人ホームは、軽費老人ホーム基準第9条第2項各号に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(報告)

第8条 軽費老人ホームは、サービスの向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりそのサービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

(身体的拘束等の適正化のための対策)

第9条 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束廃止委員会を設置し、身体的拘束等を行う場合には、事前に身体拘束廃止委員会において、緊急やむを得ない場合に該当するかどうかの判断、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間、解除予定日、解除に向けた具体的な取組等について検討すること。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、事前に入所者本人及びその家族に対し、前号の規定に基づき検討した内容について説明を行うこと。
- (3) 身体的拘束等を行う場合には、第1号の規定に基づき検討した内容（緊急やむを得ない理由について検討した過程を含む。）、その態様及び時間並びにその際の入所者の心身の状況を記録すること。
- (4) 身体拘束廃止委員会を3箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(5) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(6) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(人権の擁護及び高齢者虐待の防止)

第10条 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(歯と口腔の健康づくり)

第11条 軽費老人ホームは、奈良市歯と口腔の健康づくり推進条例（平成29年奈良市条例第27号）第2条の基本理念を踏まえ、歯と口腔の健康づくりの推進に関する職員の知識及び理解を深めるとともに、入所者の歯と口腔の健康づくりに努めなければならない。

(食事の特例)

第12条 軽費老人ホームは、食事の提供に当たっては、旬の食材や郷土食を取り入れる等、入所者の食べる意欲の維持及び向上を考慮した献立の工夫に努めなければならない。

(勤務体制の確保等の特例)

第13条 軽費老人ホームは、職員に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(軽費老人ホーム基準の規定の引用に関する経過措置)

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、軽費老人ホーム基準の附則（軽費老人ホームB型に係る規定を除く。）及び軽費老人ホーム基準を改正する省令の附則（軽費老人ホームB型に係る規定を除く。）に規定する経過措置の例による。

(記録の整備に関する経過措置)

第3条 第7条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提供される軽費老人ホームに係る記録について適用し、施行日前に提供された軽費老人ホーム

に係る記録の整備については、なお従前の例による。

(提案理由)

基準省令の一部改正に伴い、軽費老人ホームの設備及び運営の基準について所要の規定を整備するほか、独自基準の明確化の観点から、条例の構造を基準省令を引用する方式に改めようとするものである。

奈良市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準等に関する条例の制定について

奈良市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準等に関する条例を次のように制定しようとする。

平成30年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第111条第1項から第3項までの規定に基づき、介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号。以下「介護医療院基準」という。）において使用する用語の例による。

(介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準)

第3条 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準は、次条から第13条までに定めるもののほか、介護医療院基準の定めるところによる。

(暴力団の排除)

第4条 介護医療院は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(居室等の安全性の確保の特例)

第5条 介護医療院の構造設備は、日照、採光、換気等の入所者又は入居者の保健衛生及び防災その他の入所者又は入居者の安全について十分考慮されたものでなければならない。

(身体的拘束等の適正化のための対策)

第6条 介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束廃止委員会を設置し、身体的拘束等を行う場合には、事前に身体拘束廃止委員会において、緊急やむを得ない場合に該当するかどうかの判断、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間、解除予定日、解除に向けた具体的な取組等について検討すること。
- (2) 身体的拘束等を行う場合には、事前に入所者又は入居者本人及びその家族に対し、前号の規定に基づき検討した内容について説明を行うこと。
- (3) 身体的拘束等を行う場合には、第1号の規定に基づき検討した内容（緊急やむを得ない理由について検討した過程を含む。）、その態様及び時間並びにその際の入所者又は入居者の心身の状況を記録すること。
- (4) 身体拘束廃止委員会を3箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (5) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (6) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(人権の擁護及び高齢者虐待の防止)

第7条 介護医療院は、入所者又は入居者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対する研修の実施その他必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(歯と口腔の健康づくり)

第8条 介護医療院は、奈良市歯と口腔の健康づくり推進条例（平成29年奈良市条例第27号）第2条の基本理念を踏まえ、歯と口腔の健康づくりの推進に関する従業者の知識及び理解を深めるとともに、入所者又は入居者の歯と口腔の健康づくりに努めなければならない。

(食事の特例)

第9条 介護医療院は、食事の提供に当たっては、旬の食材や郷土食を取り入れる等、入所者又は入居者の食べる意欲の維持及び向上を考慮した献立の工夫に努めなければならない。

(勤務体制の確保等の特例)

第10条 介護医療院は、従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

(非常災害対策の特例)

第11条 介護医療院は、非常災害に備えるために定期的実施する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

2 介護医療院は、非常災害時に必要な非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努めなければならない。

(記録の整備の特例)

第12条 介護医療院は、介護医療院基準第42条第2項各号（介護医療院基準第54条において準用する場合を含む。）に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(報告)

第13条 介護医療院は、サービスの向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりそのサービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(介護医療院基準の規定の引用に関する経過措置)

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、介護医療院基準の附則及び介護医療院基準を改正する省令の附則に規定する経過措置の例による。

(提案理由)

介護保険法の一部改正及び基準省令の制定により新たな介護保険施設として介護医療院が創設されたことに伴い、その人員、施設及び設備並びに運営の基準を定めようとするものである。

奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び 運営の基準等に関する条例の全部改正について

奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の全部を次のように改正しようとする。

平成30年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
奈良市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第31号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号イ、第36条第3項第1号並びに第43条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）において使用する用語の例による。

（指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等）

第3条 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等は、次条から第13条までに定めるもののほか、指定障害福祉サービス基準の定めるところによる。

（暴力団の排除）

第4条 指定障害福祉サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利すること

とならないようにしなければならない。

(申請者の要件)

第5条 法第36条第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、療養介護に係る指定又は短期入所（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。

(管理者の特例)

第6条 指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型若しくは基準該当就労継続支援B型、指定就労定着支援又は指定自立生活援助の事業を行う者に限る。）がその事業を行う事業所ごとに置かなければならない管理者は、常勤とする。

(居室等の安全性の確保の特例)

第7条 指定障害福祉サービス事業者（指定短期入所（共生型短期入所を除く。）又は指定共同生活援助の事業を行う者に限る。）がその事業を行う事業所の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生及び防災その他の利用者の安全について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の特例)

第8条 指定障害福祉サービス事業者（指定生活介護（共生型生活介護を除く。）、指定自立訓練（機能訓練）（共生型自立訓練（機能訓練）を除く。）、指定自立訓練（生活訓練）（共生型自立訓練（生活訓練）を除く。）、指定就労移行支援（認定指定就労移行支援を除く。）、指定就労継続支援A型若しくは指定就労継続支援B型又は特定基準該当障害福祉サービスの事業を行う者に限る。）がその事業を行う事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、静養室、更衣室及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 訓練・作業室

ア 利用者1人当たりの床面積は、機械器具等を除き、3平方メートル以上で、かつ、訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

- (3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。
- (4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。
- (5) 静養室 プライバシーを確保するための間仕切り等を設けること。
- (6) 更衣室 プライバシーを確保するための間仕切り等を設けること。

(食事の特例)

第9条 指定障害福祉サービス事業者（指定短期入所（共生型短期入所を除く。）又は指定共同生活援助の事業を行う者に限る。）は、食事の提供に当たっては、旬の食材や郷土食を取り入れる等、利用者の食べる意欲の維持及び向上を考慮した献立の工夫に努めなければならない。

(勤務体制の確保等の特例)

第10条 指定障害福祉サービス事業者（指定居宅介護若しくは基準該当居宅介護、指定重度訪問介護若しくは基準該当重度訪問介護、指定同行援護若しくは基準該当同行援護、指定行動援護若しくは基準該当行動援護、指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型若しくは基準該当就労継続支援B型、指定就労定着支援、指定自立生活援助、指定共同生活援助又は特定基準該当障害福祉サービスの事業を行う者に限る。）は、従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

(非常災害対策の特例)

第11条 指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型若しくは基準該当就労継続支援B型、指定共同生活援助又は特定基準該当障害福祉サービスの事業を行う者に限る。）は、非常災害に備えるために定期的実施する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

2 指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護、指定短期入所又は指定共同生活援助の事業を行う者に限る。）は、非常災害時に必要な非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努めなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第12条 指定障害福祉サービス事業者（指定療養介護、指定生活介護、指定短期入所、

指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型若しくは基準該当就労継続支援B型、指定共同生活援助又は特定基準該当障害福祉サービスの事業を行う者に限る。以下この条において同じ。）は、当該サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 指定障害福祉サービス事業者は、前項の緊急やむを得ない場合の判断等を行うための合議体を設置しなければならない。
- 3 指定障害福祉サービス事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由（当該理由について検討した過程を含む。）、解除予定日並びに解除に向けた具体的な取組その他必要な事項を記録しなければならない。
- 4 指定障害福祉サービス事業者は、従業者に対し、身体拘束等の廃止のための研修を定期的実施しなければならない。

（報告）

第13条 指定障害福祉サービス事業者（指定居宅介護（共生型居宅介護を除く。）若しくは基準該当居宅介護、指定重度訪問介護（共生型重度訪問介護を除く。）若しくは基準該当重度訪問介護、指定同行援護若しくは基準該当同行援護、指定行動援護若しくは基準該当行動援護、指定療養介護、指定生活介護（共生型生活介護を除く。）、指定短期入所（共生型短期入所を除く。）、指定重度障害者等包括支援、指定自立訓練（機能訓練）（共生型自立訓練（機能訓練）を除く。）、指定自立訓練（生活訓練）（共生型自立訓練（生活訓練）を除く。）、指定就労移行支援、指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型若しくは基準該当就労継続支援B型、指定就労定着支援、指定自立生活援助、指定共同生活援助又は特定基準該当障害福祉サービスの事業を行う者に限る。）は、サービスの向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりそのサービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

（委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(指定障害福祉サービス基準の規定の引用に関する経過措置)

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、指定障害福祉サービス基準の附則（第4条、第18条の2、第22条及び第23条に限る。）及び指定障害福祉サービス基準を改正する省令の附則（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第5号）附則第2項を除く。）に規定する経過措置の例による。

(設備の特例に関する経過措置)

第3条 平成25年4月1日において現に存する指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所又は指定就労継続支援B型事業所（これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）に係る第8条第2項第1号アの規定の適用については、当分の間、同号ア中「利用者1人当たりの床面積は、機械器具等を除き、3平方メートル以上で、かつ、訓練」とあるのは、「訓練」とする。

(提案理由)

基準省令の一部改正に伴い、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等について所要の規定を整備するほか、独自基準の明確化の観点から、条例の構造を基準省令を引用する方式に改めようとするものである。

奈良市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の 基準等に関する条例の全部改正について

奈良市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の全部を次のように改正しようとする。

平成30年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

奈良市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年奈良市条例第32号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第38条第3項において準用する法第36条第3項第1号並びに法第44条第1項及び第2項の規定に基づき、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）において使用する用語の例による。

（指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等）

第3条 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等は、次条から第13条までに定めるもののほか、指定障害者支援施設基準の定めるところによる。

（暴力団の排除）

第4条 指定障害者支援施設は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないよう

にしなければならない。

(申請者の要件)

第5条 法第38条第3項において準用する法第36条第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(管理者による管理等の特例)

第6条 指定障害者支援施設は、常勤の管理者を置かなければならない。

(居室等の安全性の確保)

第7条 指定障害者支援施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生及び防災その他の利用者の安全について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の特例)

第8条 指定障害者支援施設は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室、静養室、更衣室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。

2 指定障害者支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 訓練・作業室

ア 専ら当該指定障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

イ 利用者1人当たりの床面積は、機械器具等を除き、3平方メートル以上で、かつ、訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ウ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 居室

ア 1の居室の定員は、4人以下とすること。

イ 地階に設けてはならないこと。

ウ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上とすること。

エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

オ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

カ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

キ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(3) 食堂

ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。

イ 必要な備品を備えること。

(4) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

(5) 洗面所

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 利用者の特性に応じたものであること。

(6) 便所

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 利用者の特性に応じたものであること。

(7) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(8) 静養室 プライバシーを確保するための間仕切り等を設けること。

(9) 更衣室 プライバシーを確保するための間仕切り等を設けること。

(10) 廊下幅

ア 1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。

イ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと。

(食事の特例)

第9条 指定障害者支援施設は、食事の提供に当たっては、旬の食材や郷土食を取り入れる等、利用者の食べる意欲の維持及び向上を考慮した献立の工夫に努めなければならない。

(勤務体制の確保等の特例)

第10条 指定障害者支援施設は、従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

(非常災害対策の特例)

第11条 指定障害者支援施設は、非常災害に備えるために定期的に実施する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

2 指定障害者支援施設は、非常災害時に必要な非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努め

なければならない。

(身体拘束等の禁止)

第12条 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定障害者支援施設は、前項の緊急やむを得ない場合の判断等を行うための合議体を設置しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由（当該理由について検討した過程を含む。）、解除予定日並びに解除に向けた具体的な取組その他必要な事項を記録しなければならない。

4 指定障害者支援施設は、従業者に対し、身体拘束等の廃止のための研修を定期的に実施しなければならない。

(報告)

第13条 指定障害者支援施設は、サービスの向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりそのサービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(指定障害者支援施設基準の規定の引用に関する経過措置)

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、指定障害者支援施設基準の附則（第2条から第14条まで、第17条第2項及び第19条第2項を除く。）及び指定障害者支援施設基準を改正する省令の附則に規定する経過措置の例による。

(設備の特例に関する経過措置)

第3条 平成25年4月1日に存する指定障害者支援施設（これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造

を変更したものを除く。)に係る第8条第2項第1号イの規定の適用については、当分の間、同号イ中「利用者1人当たりの床面積は、機械器具等を除き、3平方メートル以上で、かつ、訓練」とあるのは、「訓練」とする。

(提案理由)

基準省令の一部改正に伴い、指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等について所要の規定を整備するほか、独自基準の明確化の観点から、条例の構造を基準省令を引用する方式に改めようとするものである。

奈良市障害福祉サービス事業の設備及び運営の 基準に関する条例の全部改正について

奈良市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の全部を次のように改正しようとする。

平成30年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例

奈良市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成25年奈良市条例第33号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号。以下「障害福祉サービス基準」という。）において使用する用語の例による。

（障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準）

第3条 障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準は、次条から第11条までに定めるもののほか、障害福祉サービス基準の定めるところによる。

（暴力団の排除）

第4条 障害福祉サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(管理者の特例)

第5条 障害福祉サービス事業所の管理者は、常勤の者でなければならない。

(居室等の安全性の確保)

第6条 障害福祉サービス事業者がその事業を行う事業所の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生及び防災その他の利用者の安全について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の特例)

第7条 障害福祉サービス事業者（生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）がその事業を行う事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、静養室、更衣室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該障害福祉サービス事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 訓練・作業室

ア 利用者1人当たりの床面積は、機械器具等を除き、3平方メートル以上で、かつ、訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

イ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

(4) 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(5) 静養室 プライバシーを確保するための間仕切り等を設けること。

(6) 更衣室 プライバシーを確保するための間仕切り等を設けること。

(勤務体制の確保等の特例)

第8条 障害福祉サービス事業者は、職員に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

(非常災害対策の特例)

第9条 障害福祉サービス事業者は、非常災害に備えるために定期的実施する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に

努めなければならない。

- 2 障害福祉サービス事業者（療養介護の事業を行う者に限る。）は、非常災害時に必要な非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努めなければならない。

（身体拘束等の禁止）

第10条 障害福祉サービス事業者は、障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 障害福祉サービス事業者は、前項の緊急やむを得ない場合の判断等を行うための合議体を設置しなければならない。

- 3 障害福祉サービス事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由（当該理由について検討した過程を含む。）、解除予定日並びに解除に向けた具体的な取組その他必要な事項を記録しなければならない。

- 4 障害福祉サービス事業者は、職員に対し、身体拘束等の廃止のための研修を定期的実施しなければならない。

（報告）

第11条 障害福祉サービス事業者は、サービスの向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりそのサービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（障害福祉サービス基準の規定の引用に関する経過措置）

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、障害福祉サービス基準の附則（第2条及び第4条から第6条までを除く。）及び障害福祉サービス基準を改正する省令の附則に規定する経過措置の例による。

（設備の特例に関する経過措置）

第3条 平成25年4月1日に存する生活介護事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所又は就労継続支援B型事業所（これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）に係る第7条第2項第1号アの規定の適用については、当分の間、同号ア中「利用者1人当たりの床面積は、機械器具等を除き、3平方メートル以上で、かつ、訓練」とあるのは、「訓練」とする。

（提案理由）

基準省令の一部改正に伴い、障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準について所要の規定を整備するほか、独自基準の明確化の観点から、条例の構造を基準省令を引用する方式に改めようとするものである。

奈良市障害者支援施設の設備及び運営の基準に 関する条例の全部改正について

奈良市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の全部を次のように改正しようとする。

平成30年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例

奈良市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成25年奈良市条例第34号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第84条第1項の規定に基づき、障害者支援施設の設備及び運営の基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号。以下「障害者支援施設基準」という。）において使用する用語の例による。

（障害者支援施設の設備及び運営の基準）

第3条 障害者支援施設の設備及び運営の基準は、次条から第11条までに定めるもののほか、障害者支援施設基準の定めるところによる。

（暴力団の排除）

第4条 障害者支援施設は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(居室等の安全性の確保)

第5条 障害者支援施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生及び防災その他の利用者の安全について十分考慮されたものでなければならない。

(設備の特例)

第6条 障害者支援施設は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室、静養室、更衣室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該障害者支援施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

2 障害者支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 訓練・作業室

- ア 専ら当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- イ 利用者1人当たりの床面積は、機械器具等を除き、3平方メートル以上で、かつ、訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
- ウ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 居室

- ア 1の居室の定員は、4人以下とすること。
- イ 地階に設けてはならないこと。
- ウ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上とすること。
- エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- オ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
- カ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
- キ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(3) 食堂

- ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。
- イ 必要な備品を備えること。

(4) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

(5) 洗面所

- ア 居室のある階ごとに設けること。
- イ 利用者の特性に応じたものであること。

(6) 便所

- ア 居室のある階ごとに設けること。
- イ 利用者の特性に応じたものであること。

(7) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(8) 静養室 プライバシーを確保するための間仕切り等を設けること。

(9) 更衣室 プライバシーを確保するための間仕切り等を設けること。

(10) 廊下幅

- ア 1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。
- イ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、職員等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと。

(食事の特例)

第7条 障害者支援施設は、食事の提供に当たっては、旬の食材や郷土食を取り入れる等、利用者の食べる意欲の維持及び向上を考慮した献立の工夫に努めなければならない。

(勤務体制の確保等の特例)

第8条 障害者支援施設は、職員に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

(非常災害対策の特例)

第9条 障害者支援施設は、非常災害に備えるために定期的実施する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

2 障害者支援施設は、非常災害時に必要な非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努めなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第10条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 障害者支援施設は、前項の緊急やむを得ない場合の判断等を行うための合議体を設置しなければならない。
- 3 障害者支援施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由（当該理由について検討した過程を含む。）、解除予定日並びに解除に向けた具体的な取組その他必要な事項を記録しなければならない。
- 4 障害者支援施設は、職員に対し、身体拘束等の廃止のための研修を定期的実施しなければならない。

（報告）

第11条 障害者支援施設は、サービスの向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりそのサービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（障害者支援施設基準の規定の引用に関する経過措置）

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、障害者支援施設基準の附則（第2条から第14条まで、第17条第2項及び第19条第2項を除く。）及び障害者支援施設基準を改正する省令の附則に規定する経過措置の例による。

（設備の特例に関する経過措置）

第3条 平成25年4月1日に存する障害者支援施設（基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）に係る第6条第2項第1号イの規定の適用については、当分の間、同号イ中「利用者1人当たりの床面積は、機械器具等を除き、3平方メートル以上で、かつ、訓練」とあるのは、「訓練」とする。

（提案理由）

障害者支援施設の設備及び運営の基準について、独自基準の明確化の観点から、条例の構造を基準省令を引用する方式に改めようとするものである。

奈良市地域活動支援センターの設備及び運営の 基準に関する条例の全部改正について

奈良市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の全部を次のように改正しようとする。

平成30年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例

奈良市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例（平成25年奈良市条例第35号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、地域活動支援センターの設備及び運営の基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（地域活動支援センターの設備及び運営の基準）

第3条 地域活動支援センターの設備及び運営の基準は、次条から第10条までに定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号。以下「地域活動支援センター基準」という。）の定めるところによる。

（暴力団の排除）

第4条 地域活動支援センターは、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(職員の配置の基準の特例)

第5条 地域活動支援センターは、職員に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

(非常災害対策の特例)

第6条 地域活動支援センターは、非常災害に備えるために定期的実施する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第7条 地域活動支援センターは、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 地域活動支援センターは、前項の緊急やむを得ない場合の判断等を行うための合議体を設置しなければならない。

3 地域活動支援センターは、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由（当該理由について検討した過程を含む。）、解除予定日並びに解除に向けた具体的な取組その他必要な事項を記録しなければならない。

4 地域活動支援センターは、職員に対し、身体拘束等の廃止のための研修を定期的実施しなければならない。

(記録の整備の特例)

第8条 地域活動支援センターは、前条第3項に規定する身体拘束等の記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(報告)

第9条 地域活動支援センターは、サービスの向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりそのサービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

(地域との連携)

第10条 地域活動支援センターは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(地域活動支援センター基準の規定の引用に関する経過措置)

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、地域活動支援センター基準の附則及び地域活動支援センター基準を改正する省令の附則に規定する経過措置の例による。

(提案理由)

地域活動支援センターの設備及び運営の基準について、独自基準の明確化の観点から、条例の構造を基準省令を引用する方式に改めようとするものである。

奈良市福祉ホームの設備及び運営の基準に 関する条例の全部改正について

奈良市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の全部を次のように改正しようとする。

平成30年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例

奈良市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成25年奈良市条例第36号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第80条第1項の規定に基づき、福祉ホームの設備及び運営の基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（福祉ホームの設備及び運営の基準）

第3条 福祉ホームの設備及び運営の基準は、次条から第11条までに定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第176号。以下「福祉ホーム基準」という。）の定めるところによる。

（暴力団の排除）

第4条 福祉ホームは、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第2条第1号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(食事の特例)

第5条 福祉ホームは、食事の提供に当たっては、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供するよう努めなければならない。

2 福祉ホームは、食事の提供を行う場合には、旬の食材や郷土食を取り入れる等、利用者の食べる意欲の維持及び向上を考慮した献立の工夫に努めなければならない。

(職員の配置の基準の特例)

第6条 福祉ホームは、職員に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

(非常災害対策の特例)

第7条 福祉ホームは、非常災害に備えるために定期的実施する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

2 福祉ホームは、非常災害時に必要な非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努めなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第8条 福祉ホームは、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 福祉ホームは、前項の緊急やむを得ない場合の判断等を行うための合議体を設置しなければならない。

3 福祉ホームは、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由（当該理由について検討した過程を含む。）、解除予定日並びに解除に向けた具体的な取組その他必要な事項を記録しなければならない。

4 福祉ホームは、職員に対し、身体拘束等の廃止のための研修を定期的実施しなければならない。

(記録の整備の特例)

第9条 福祉ホームは、前条第3項に規定する身体拘束等の記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

(報告)

第10条 福祉ホームは、サービスの向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりそのサービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

(地域との連携)

第11条 福祉ホームは、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(福祉ホーム基準の規定の引用に関する経過措置)

第2条 第3条の規定の適用に関する経過措置は、福祉ホーム基準の附則及び福祉ホーム基準を改正する省令の附則に規定する経過措置の例による。

(提案理由)

福祉ホームの設備及び運営の基準について、独自基準の明確化の観点から、条例の構造を基準省令を引用する方式に改めようとするものである。

奈良市住宅宿泊事業の実施の制限等に関する条例の制定について

奈良市住宅宿泊事業の実施の制限等に関する条例を次のように制定しようとする。

平成30年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市住宅宿泊事業の実施の制限等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）

第18条の規定に基づき、区域を定めて、住宅宿泊事業を実施する期間を制限すること
その他住宅宿泊事業の適切な実施に必要な措置を講じることにより、住宅宿泊事業に起
因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(住宅宿泊事業の実施の制限)

第3条 住宅宿泊事業（次の各号のいずれかに該当するものを除く。）は、別表制限区域
の欄に掲げる区域の区分に応じ、それぞれ同表制限期間の欄に掲げる期間においては、
実施してはならない。

(1) 法第11条第1項各号のいずれにも該当しない住宅宿泊事業者が営む住宅宿泊事業

(2) 法第11条第1項各号のいずれかに該当する住宅宿泊事業者が営む住宅宿泊事業の
うち次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するもの

ア 法第11条第1項の規定による住宅宿泊管理業務の委託がされていること又は同
項ただし書に該当すること。

イ 届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を行う住宅宿泊管理者の営業所又は事務所
（当該住宅宿泊管理業務に従事する者が当該届出住宅である家屋、当該届出住宅と
同一の建築物内若しくは敷地内にある家屋又は当該届出住宅と隣接している家屋に
常駐する場合にあっては、当該家屋を含む。以下同じ。）から当該届出住宅までの

距離が片道2キロメートル未満であること。

ウ 当該営業所又は事務所において2人以上（イ括弧書に規定する場合にあっては、1人以上）の者がイの住宅宿泊管理業務に常時従事していること。

エ 当該営業所又は事務所においてイの届出住宅に係る住宅宿泊管理業務に従事する者及び当該届出住宅の宿泊者が通話をすることができる機器を設置していること。
(住宅宿泊事業を適切に実施するための体制整備)

第4条 住宅宿泊事業者（住宅宿泊管理業務の委託がされた届出住宅において住宅宿泊事業を営む住宅宿泊事業者を除く。）は、法第8条から第10条までに規定する義務の履行が確保されるよう、次に掲げる基準に従って、住宅宿泊事業を適切に実施するために必要な体制を整備しなければならない。

- (1) 法第8条第1項の宿泊者名簿の正確な記載を確保するための措置及び法第9条第1項の規定による説明に必要な機器、設備又は装置を有していること。
- (2) 届出住宅の周辺地域の住民からの苦情及び問合せに適切かつ迅速に対応できること。

2 住宅宿泊管理業務の委託がされた届出住宅において住宅宿泊事業を営む住宅宿泊事業者が法第34条の規定により住宅宿泊管理業者から交付される書面には、前項各号に掲げる基準に準じて住宅宿泊管理業務を適切に実施するために必要な体制が整備されていることを確認するために必要な事項として規則で定めるものが記載されていなければならない。

(住宅宿泊事業者の公表)

第5条 市長は、住宅宿泊事業者に関し、次に掲げる事項を届出住宅ごとに整理し、インターネットの利用その他適切な方法により公表するものとする。

- (1) 法第3条第2項の届出書に記載されている事項のうち市長が必要と認めるもの
- (2) 法第3条第3項の書類に記載されている事項のうち市長が必要と認めるもの
- (3) 法第13条の標識に記載されている事項のうち市長が必要と認めるもの
- (4) その他規則で定める事項

(その他)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第7条 第3条の規定に違反して住宅宿泊事業を営んだ者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成30年6月15日から施行する。

別表（第3条関係）

| 番号 | 制限区域 | 制限期間 |
|----|---|--|
| 1 | 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域 | 宿泊に対する需要が増大すると認められる期間として規則で定める期間のうち月曜日の正午から金曜日の正午までの期間 |
| 2 | 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）第6条第1項の規定により歴史的風土特別保存地区として定められた区域 | 宿泊に対する需要が増大すると認められる期間として規則で定める期間 |
| 3 | なら・まほろば景観まちづくり条例（平成2年奈良市条例第12号）第9条第1項の規定により奈良町都市景観形成地区として指定された区域 | 宿泊に対する需要が増大すると認められる期間として規則で定める期間 |
| 4 | 次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲100メートル以内の区域（当該区域内に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて旅館業を営む者に係る営業の施設が所在する場合における当該区域を除く。） ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校のうち幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び高等専門学校 イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園 ウ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所 | 月曜日の正午から金曜日の正午までの期間（この項の制限区域の欄に掲げる施設の休業日の前日の正午から当該休業日の翌日の正午までの期間及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の前日の正午から当該休日の翌日の正午までの期間を除く。） |

（提案理由）

住宅宿泊事業法第18条の規定に基づき、住宅宿泊事業に起因する騒音の発生その他の事象による生活環境の悪化を防止するため、区域を定めて、住宅宿泊事業を実施する期間を制限するほか必要な措置を講じようとするものである。

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成30年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例

奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和48年奈良市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第26条の2第1項中第19号を第21号とし、第1号から第18号までを2号ずつ繰り下げ、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

- (1) 法第12条の7第1項の規定により2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定の申請をする者 1件につき 147,000円
- (2) 法第12条の7第7項の規定により2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定の申請をする者 1件につき 134,000円

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提案理由）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、親子会社等一体的な経営を行う事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定手数料を新設しようとするものである。

奈良市国民健康保険条例の一部改正について

奈良市国民健康保険条例の一部を次のように改正しようとする。

平成30年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市国民健康保険条例の一部を改正する条例

奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「国民健康保険」の次に「の事務」を加える。

第2章の章名を次のように改める。

第2章 市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会

第2条（見出しを含む。）中「国民健康保険運営協議会」を「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

第8条の2中「被保険者である世帯主及びその」を「世帯主の」に、「第29条の7第1項」を「第29条の7第1項第1号」に、「同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額」を「国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額」に、「同項に規定する介護納付金賦課被保険者」を「国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者」に、「同項に規定する介護納付金賦課額」を「国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課額」に改める。

第8条の3第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限

る。)の額

イ 国民健康保険事業費納付金（法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。）の納付に要する費用（県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限り、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに県が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）の額

エ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

第12条第1項第2号中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「数」の次に「等を勘案して算定した数」を加え、同項第3号ア中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「世帯の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加える。

第12条の6の2第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分であつて、県が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第12条の6の5第1項第1号中「第32条の9」を「第32条の9の2」に改め、同項第2号中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「数」の次に「等を勘案して算定した数」を加え、同項第3号ア中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「属する世帯の数」の次に「等を勘案して算定した数」を加える。

第12条の7第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

第12条の11第1項第2号中「初日」を「前年度及びその直前の2箇年度の各年度」に改め、「数」の次に「等を勘案して算定した数」を加える。

第16条第1項第2号中「27万円」を「27万5千円」に改め、同項第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

第21条の3第2項中「届出は」を「届出に当たり」に、「を提示して行わなければ」を「の提示を求められた場合においては、これを提示しなければ」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の奈良市国民健康保険条例第5章の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1国民健康保険運営協議会の委員の項中「国民健康保険運営協議会」を「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

(提案理由)

国民健康保険の財政運営の責任主体が都道府県になることに伴い、保険料の算定基礎に係る規定を整備するほか、関係政令の一部改正に伴う軽減判定所得の引上げ等所要の改正を行おうとするものである。

奈良市介護保険条例の一部改正について

奈良市介護保険条例の一部を次のように改正しようとする。

平成30年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市介護保険条例の一部を改正する条例

奈良市介護保険条例（平成12年奈良市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に改め、同項第1号中「29,500円」を「35,100円」に改め、同項第2号及び第3号中「41,400円」を「49,100円」に改め、同項第4号中「53,200円」を「63,100円」に改め、同項第5号中「59,100円」を「70,100円」に改め、同項第6号ア中「いう。）」の次に「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」を加え、同号イ中「68,000円」を「80,600円」に改め、同項第7号ア中「190万円」を「200万円」に改め、同号イ中「73,900円」を「87,700円」に改め、同項第8号ア中「290万円」を「300万円」に改め、同号イ中「88,600円」を「105,200円」に改め、同項第9号イ中「100,400円」を「119,200円」に改め、同項第10号イ中「106,400円」を「126,200円」に改め、同項第11号イ中「112,300円」を「133,200円」に改め、同項第12号イ中「124,100円」を「147,300円」に改め、同項第13号中「135,900円」を「161,300円」に改め、同条第2項中「平成27年度から平成29年度」を「平成30年度から平成32年度」に、「26,600円」を「31,600円」に改める。

第16条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附則第6条中「（昭和32年法律第26号）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第16条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の奈良市介護保険条例第4条の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

第7期介護保険事業計画に基づき、平成30年度から平成32年度までの介護保険料率を改定するほか、関係法令の一部改正に伴う所要の改正を行おうとするものである。

奈良市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

奈良市後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

平成30年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

奈良市後期高齢者医療に関する条例（平成20年奈良市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、同条第4号中「第55条第2項第2号」の次に「（法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「行った同号」を「行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

- (5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により市内に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附則中第2条を削り、第3条を第2条とする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提案理由）

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、住所地特例の見直し等所要の改正を行おうとするものである。

奈良市観光自動車駐車場条例の一部改正について

奈良市観光自動車駐車場条例の一部を次のように改正しようとする。

平成30年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

奈良市観光自動車駐車場条例の一部を改正する条例

奈良市観光自動車駐車場条例（平成12年奈良市条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表第1 奈良市転害門前観光駐車場の項中「午後8時」を「午後11時」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（提案理由）


観光客の利便性の向上を図るため、奈良市転害門前観光駐車場に入出庫できる時間を延長しようとするものである。

包括外部監査契約の締結について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により、包括外部監査契約を締結するものとする。

平成30年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 |
| 2 契約の始期 | 平成30年4月1日 |
| 3 契約の金額 | 12,000千円を上限とする額 |
| 4 契約の相手方 |  |

大川 幸一

公認会計士

奈良市議案第56号

市道路線の廃止について

次の市道路線を廃止しようとする。

平成30年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

| 整理 番号 | 路 線 名 | 起 点 | 終 点 | 備 考 (m) |
|----------|----------|------------------------|--------------------------|---------------------------|
| 1 | 中部第706号線 | 西大寺芝町二丁目 2553番2地先から | 西大寺国見町一丁目 2137番12地先まで | L = 978.1 W = 2.5~11.3 |
| 2 | 中部第746号線 | 菅原町 502番地先から | 菅原町 47番地先まで | L = 337.0 W = 3.4~13.5 |

- ① 中部第706号線
- ② 中部第746号線

○ → 廃止しようとする路線



奈良市議案第57号

市道路線の認定について

次の路線を本市の市道路線に認定しようとする。

平成30年2月28日提出

奈良市長 仲 川 元 庸

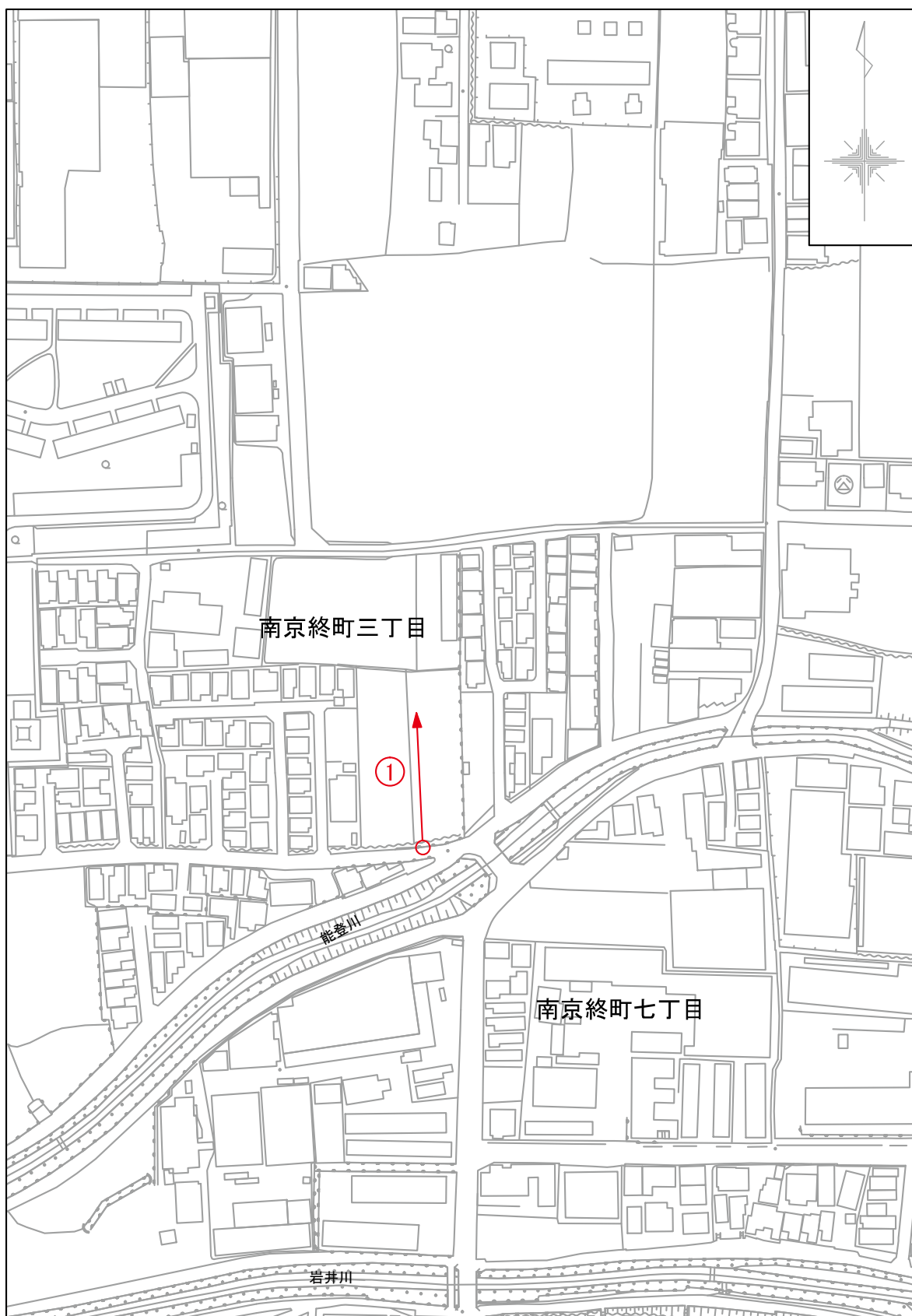
| 整理 番号 | 路 線 名 | 起 点 | 終 点 | 備 考 (m) |
|----------|-----------|--------------------------|-------------------------|---------------------------|
| 1 | 北部第807号線 | 南京終町三丁目 405番1地先から | 南京終町三丁目 402番8地先まで | L = 49.7 W = 6.0~8.0 |
| 2 | 北部第808号線 | 法華寺町 396番8地先から | 法華寺町 396番16地先まで | L = 37.9 W = 6.0~8.0 |
| 3 | 中部第706号線 | 西大寺芝町二丁目 2553番2地先から | 西大寺南町 2123番1地先まで | L = 495.0 W = 3.3~5.5 |
| 4 | 中部第746号線 | 菅原町 502番1地先から | 菅原町 500番1地先まで | L = 118.5 W = 4.6~7.0 |
| 5 | 中部第1676号線 | 西大寺竜王町一丁目 1630番43地先から | 西大寺竜王町一丁目 1630番1地先まで | L = 140.6 W = 6.0~8.0 |
| 6 | 中部第1677号線 | 西大寺竜王町一丁目 1630番31地先から | 西大寺竜王町一丁目 1630番8地先まで | L = 45.7 W = 6.0~8.0 |
| 7 | 中部第1678号線 | 疋田町 407番204地先から | 疋田町 407番154地先まで | L = 323.1 W = 6.0~10.0 |
| 8 | 中部第1679号線 | 疋田町 407番132地先から | 疋田町 407番128地先まで | L = 148.7 W = 6.0 |
| 9 | 中部第1680号線 | 疋田町 407番185地先から | 疋田町 407番127地先まで | L = 96.0 W = 6.0 |
| 10 | 中部第1681号線 | 疋田町 413番14地先から | 疋田町 407番131地先まで | L = 14.8 W = 4.0 |
| 11 | 中部第1682号線 | 疋田町三丁目 470番45地先から | 疋田町三丁目 470番59地先まで | L = 101.7 W = 6.0~8.0 |
| 12 | 中部第1683号線 | 平松一丁目 103番9地先から | 平松一丁目 98番7地先まで | L = 66.2 W = 6.0~8.0 |
| 13 | 中部第1684号線 | 六条西一丁目 1201番90地先から | 六条西一丁目 1201番134地先まで | L = 32.1 W = 6.0~8.0 |
| 14 | 中部第1685号線 | 平松五丁目 648番3地先から | 平松五丁目 645番5地先まで | L = 48.9 W = 6.0~8.0 |
| 15 | 中部第1686号線 | 平松五丁目 647番3地先から | 平松五丁目 666番10地先まで | L = 62.9 W = 6.0~8.0 |
| 16 | 中部第1687号線 | 秋篠町 684番15地先から | 秋篠町 699番10地先まで | L = 62.5 W = 4.0~6.0 |
| 17 | 中部第1688号線 | 秋篠町 684番11地先から | 秋篠町 666番5地先まで | L = 285.6 W = 6.0~8.0 |
| 18 | 中部第1689号線 | 秋篠町 666番32地先から | 秋篠町 666番34地先まで | L = 34.5 W = 6.0~10.6 |
| 19 | 中部第1690号線 | 秋篠町 687番1地先から | 秋篠町 666番27地先まで | L = 28.3 W = 4.0 |
| 20 | 中部第1691号線 | 秋篠町 666番13地先から | 秋篠町 666番11地先まで | L = 19.6 W = 4.2 |

| 整理 番号 | 路 線 名 | 起 点 | 終 点 | 備 考 (m) |
|----------|-----------|-------------------------|--------------------------|---------------------------|
| 21 | 中部第1692号線 | 秋篠町 703番2地先から | 秋篠町 708番1地先まで | L = 67.6 W = 6.0~8.0 |
| 22 | 中部第1693号線 | 六条西五丁目 1391番43地先から | 六条西五丁目 1391番23地先まで | L = 74.6 W = 6.0 |
| 23 | 中部第1694号線 | 六条西五丁目 1391番23地先から | 六条西五丁目 1391番30地先まで | L = 72.1 W = 6.0 |
| 24 | 中部第1695号線 | 押熊町 1281番9地先から | 押熊町 1281番16地先まで | L = 60.4 W = 6.0~10.0 |
| 25 | 中部第1696号線 | 学園大和町二丁目 185番12地先から | 学園大和町二丁目 715番3地先まで | L = 73.8 W = 6.0~8.0 |
| 26 | 中部第1697号線 | 学園大和町二丁目 185番14地先から | 学園大和町二丁目 116番23地先まで | L = 40.4 W = 6.0~8.0 |
| 27 | 中部第1698号線 | 千代ヶ丘一丁目 9番86地先から | 千代ヶ丘一丁目 9番95地先まで | L = 75.1 W = 6.0~8.0 |
| 28 | 中部第1699号線 | あやめ池南一丁目 1137番18地先から | あやめ池南一丁目 1137番73地先まで | L = 122.0 W = 6.8~12.0 |
| 29 | 中部第1700号線 | 六条西三丁目 1480番11地先から | 六条西三丁目 1480番25地先まで | L = 111.6 W = 6.0 |
| 30 | 中部第1701号線 | 六条西三丁目 1335番2地先から | 六条西三丁目 1335番10地先まで | L = 45.5 W = 6.0 |
| 31 | 中部第1702号線 | 西大寺南町 2580番3地先から | 西大寺南町 2402番6地先まで | L = 151.0 W = 6.0 |
| 32 | 中部第1703号線 | 西大寺南町 2405番5地先から | 西大寺南町 2384番地先まで | L = 144.0 W = 6.0 |
| 33 | 中部第1704号線 | 西大寺南町 2436番3地先から | 西大寺南町 2438番1地先まで | L = 49.0 W = 6.0 |
| 34 | 中部第1705号線 | 西大寺南町 2430番7地先から | 西大寺南町 2418番地先まで | L = 24.5 W = 4.0 |
| 35 | 中部第1706号線 | 西大寺南町 2271番3地先から | 西大寺南町 2244番2地先まで | L = 133.0 W = 6.0 |
| 36 | 中部第1707号線 | 西大寺南町 2137番80地先から | 西大寺南町 2267番地先まで | L = 108.0 W = 6.0 |
| 37 | 中部第1708号線 | 西大寺南町 2384番地先から | 西大寺南町 2128番地先まで | L = 21.0 W = 4.0 |
| 38 | 中部第1709号線 | 西大寺南町 2383番地先から | 西大寺南町 2243番1地先まで | L = 37.0 W = 4.0~17.0 |
| 39 | 中部第1710号線 | 西大寺南町 2244番2地先から | 西大寺国見町一丁目 2137番12地先まで | L = 403.0 W = 5.3~6.8 |
| 40 | 中部第1711号線 | 菅原町 502番地先から | 菅原町 19番2-1地先まで | L = 295.0 W = 3.4~12.0 |

| 整理 番号 | 路 線 名 | 起 点 | 終 点 | 備 考 (m) |
|----------|-----------|-----------------------|-----------------------|---------------------------|
| 41 | 中部第1712号線 | 菅原町 462番地先から | 菅原町 47番地先まで | L = 42.0 W = 4.0~13.5 |
| 42 | 中部第1713号線 | 西大寺南町 2399番6地先から | 西大寺南町 2406番7地先まで | L = 48.7 W = 6.0 |
| 43 | 西部第1451号線 | 鶴舞西町 3283番20地先から | 鶴舞西町 3283番13地先まで | L = 62.3 W = 6.0~16.0 |
| 44 | 西部第1452号線 | 三松四丁目 910番32地先から | 三松四丁目 910番35地先まで | L = 27.4 W = 6.0~8.0 |
| 45 | 南部第716号線 | 古市町 1391番1地先から | 古市町 1391番14地先まで | L = 89.8 W = 6.0~8.0 |
| 46 | 南部第717号線 | 大安寺西三丁目 224番25地先から | 大安寺西三丁目 224番19地先まで | L = 119.1 W = 6.0~13.0 |
| 47 | 南部第718号線 | 柏木町 484番13地先から | 柏木町 451番6地先まで | L = 28.3 W = 6.0~8.0 |

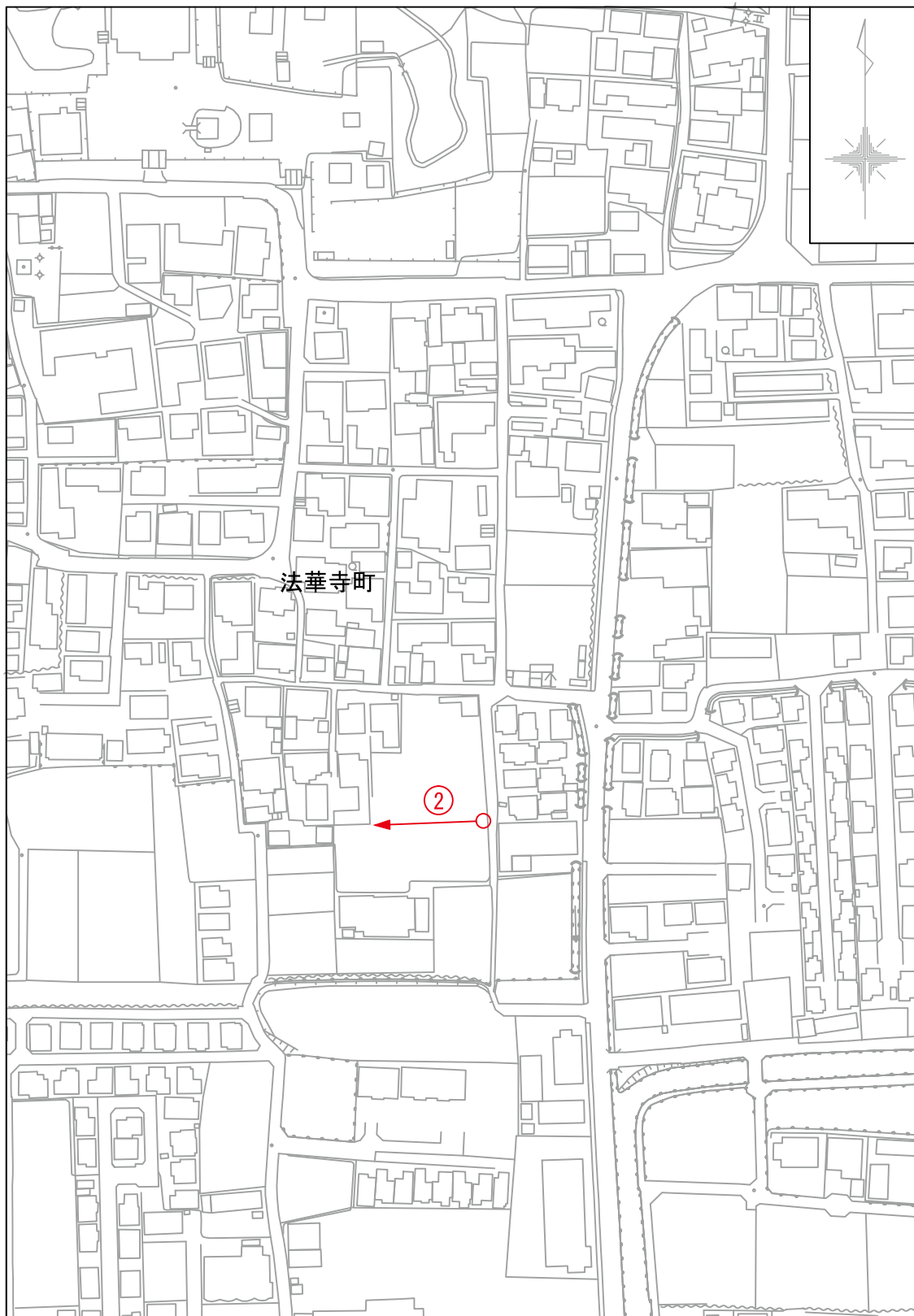
① 北部第807号線

○ → 認定しようとする路線



② 北部第808号線

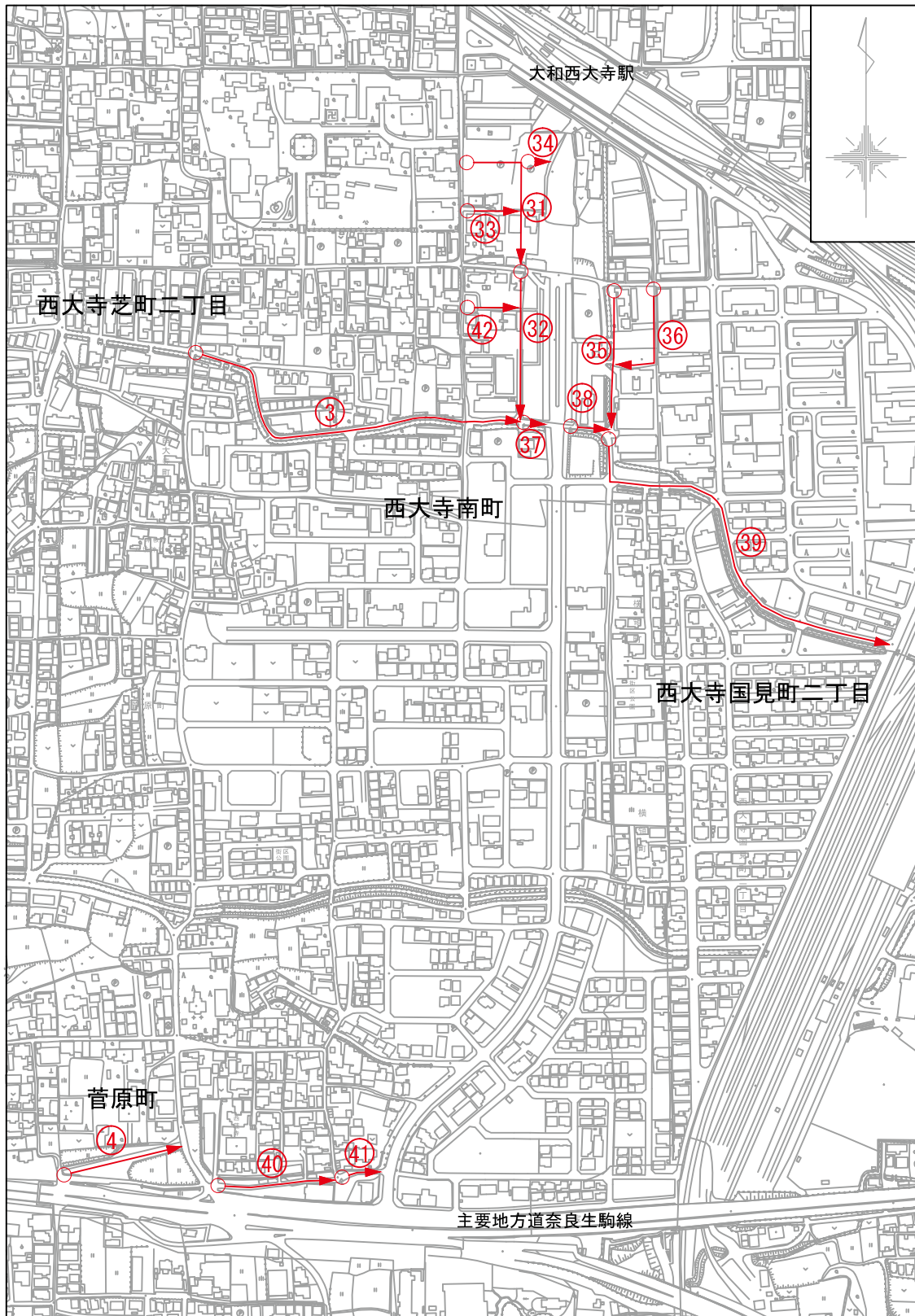
○ → 認定しようとする路線



- | | | |
|--------------|--------------|--------------|
| ③ 中部第706号線 | ③④ 中部第1705号線 | ③⑨ 中部第1710号線 |
| ④ 中部第746号線 | ③⑤ 中部第1706号線 | ④⑩ 中部第1711号線 |
| ③① 中部第1702号線 | ③⑥ 中部第1707号線 | ④⑪ 中部第1712号線 |
| ③② 中部第1703号線 | ③⑦ 中部第1708号線 | ④⑫ 中部第1713号線 |
| ③③ 中部第1704号線 | ③⑧ 中部第1709号線 | |



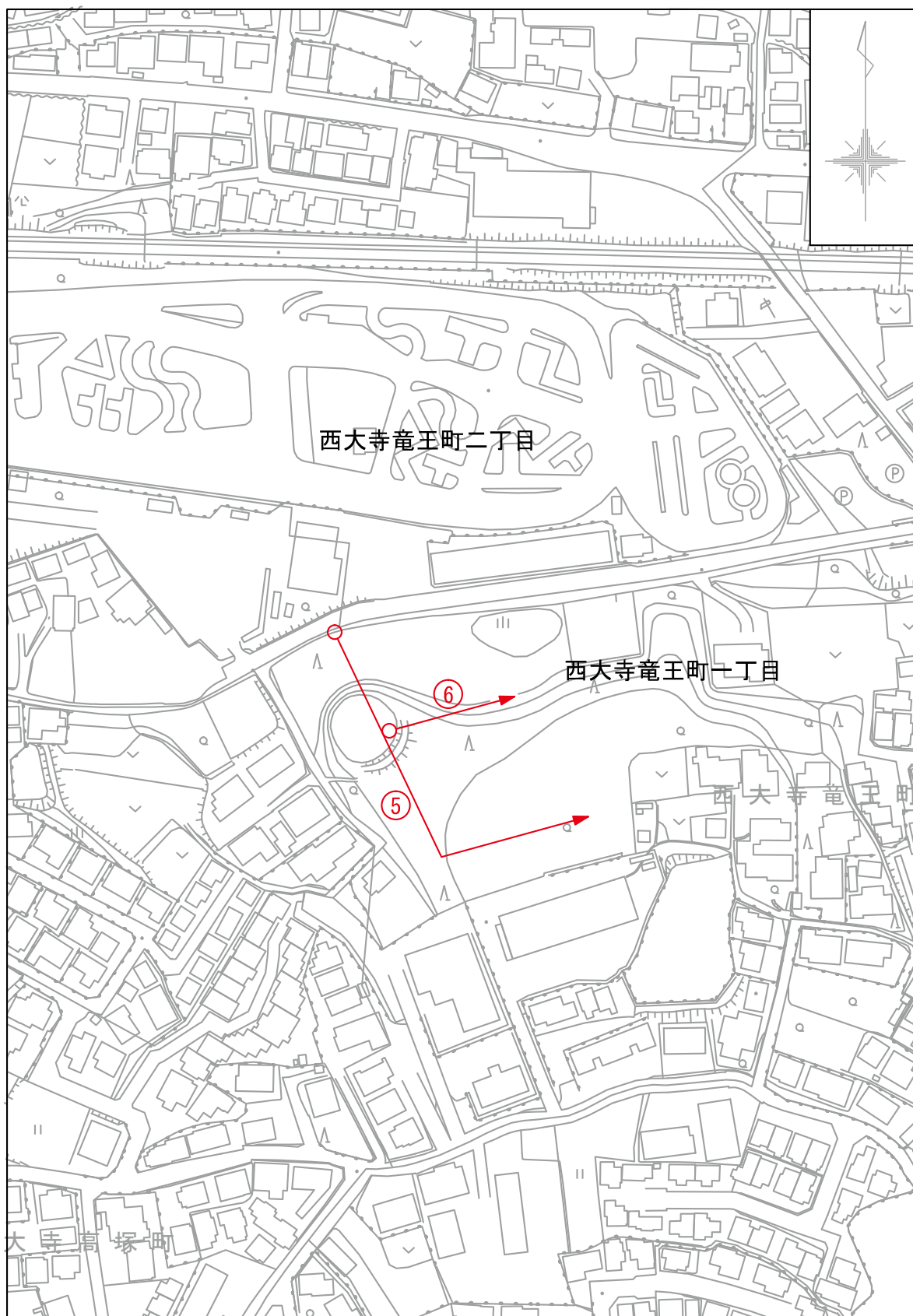
認定しようとする路線



⑤ 中部第1676号線

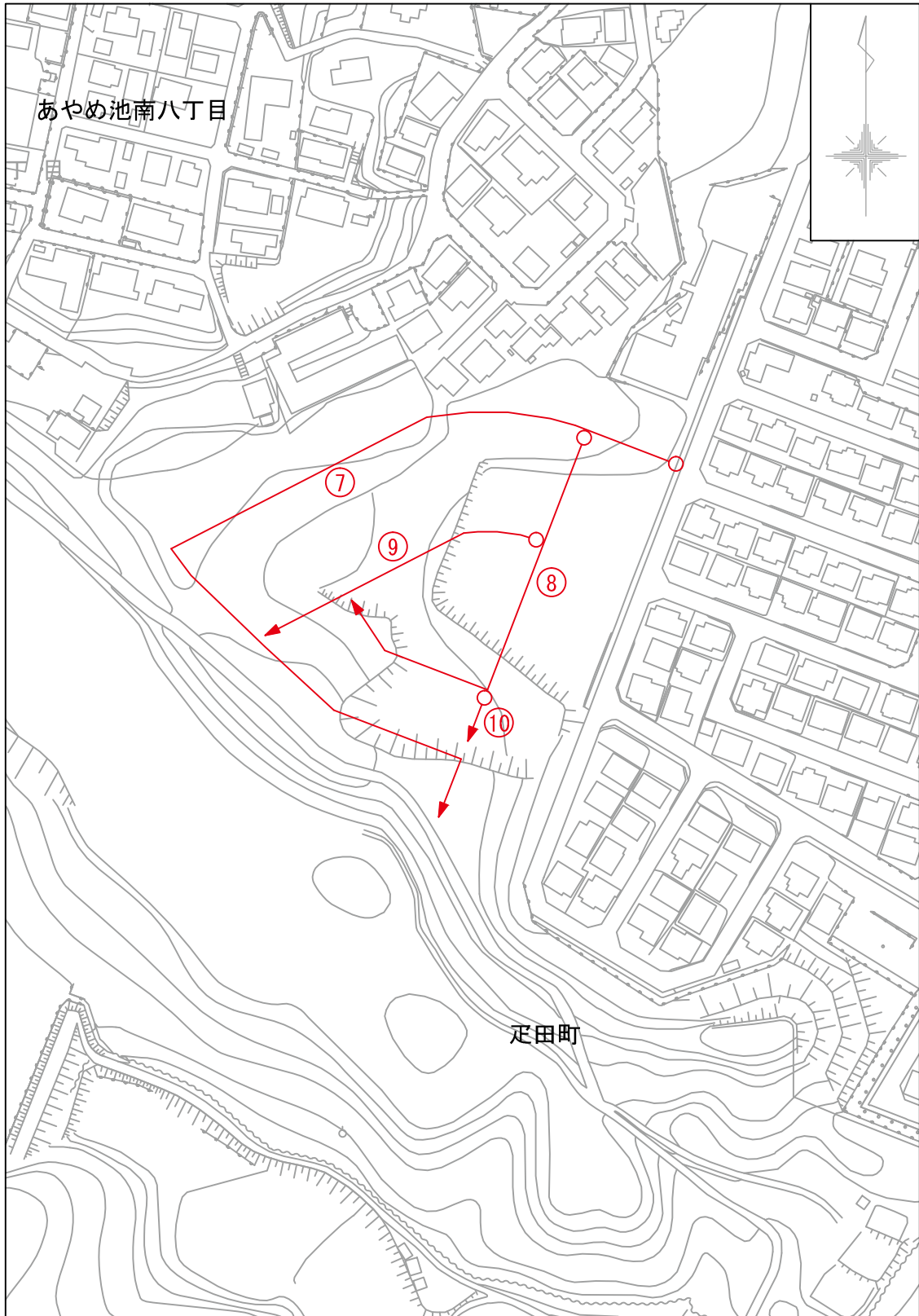
⑥ 中部第1677号線

○ → 認定しようとする路線



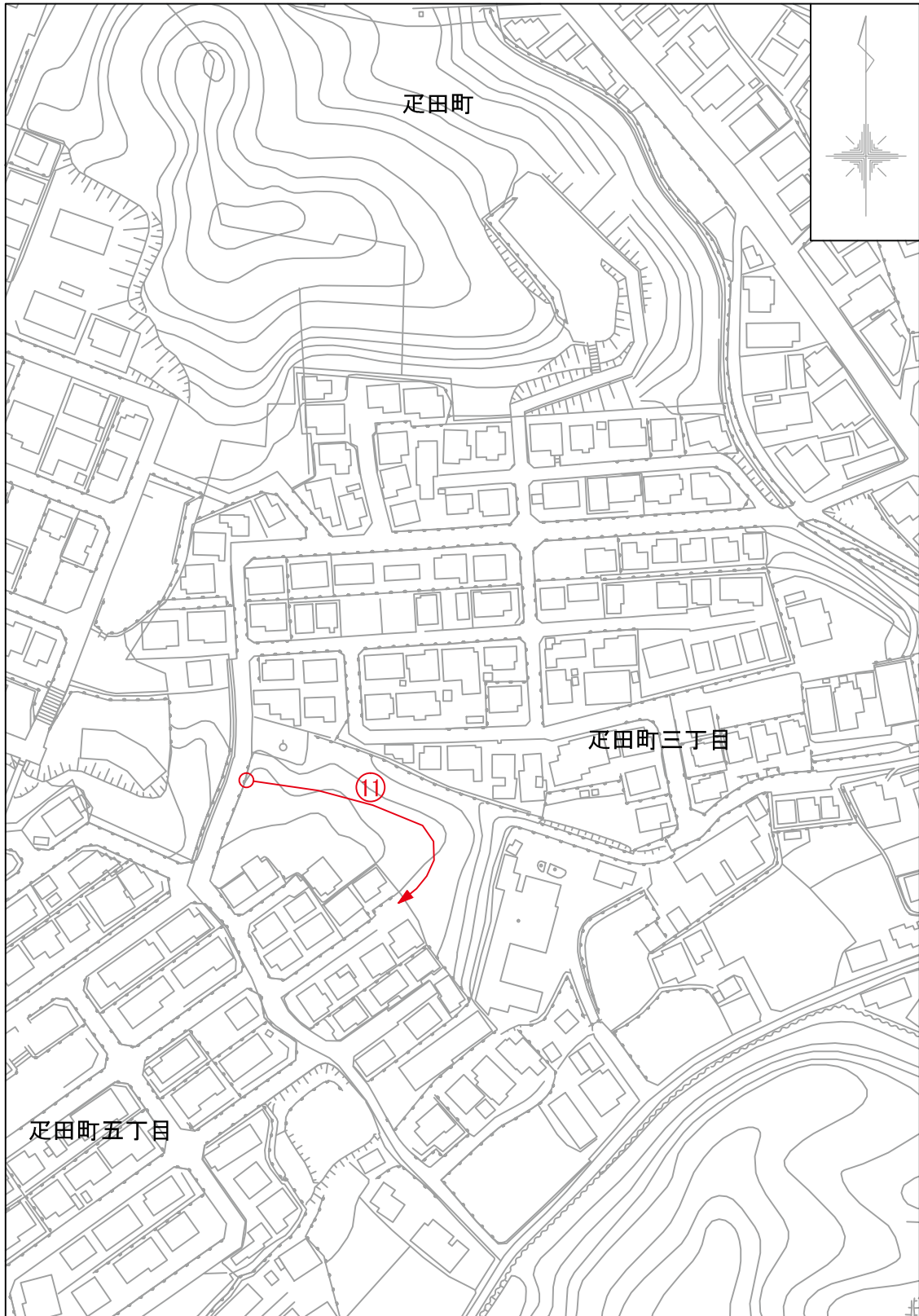
- ⑦ 中部第1678号線
- ⑧ 中部第1679号線
- ⑨ 中部第1680号線
- ⑩ 中部第1681号線

○ → 認定しようとする路線



⑪ 中部第1682号線

○ → 認定しようとする路線



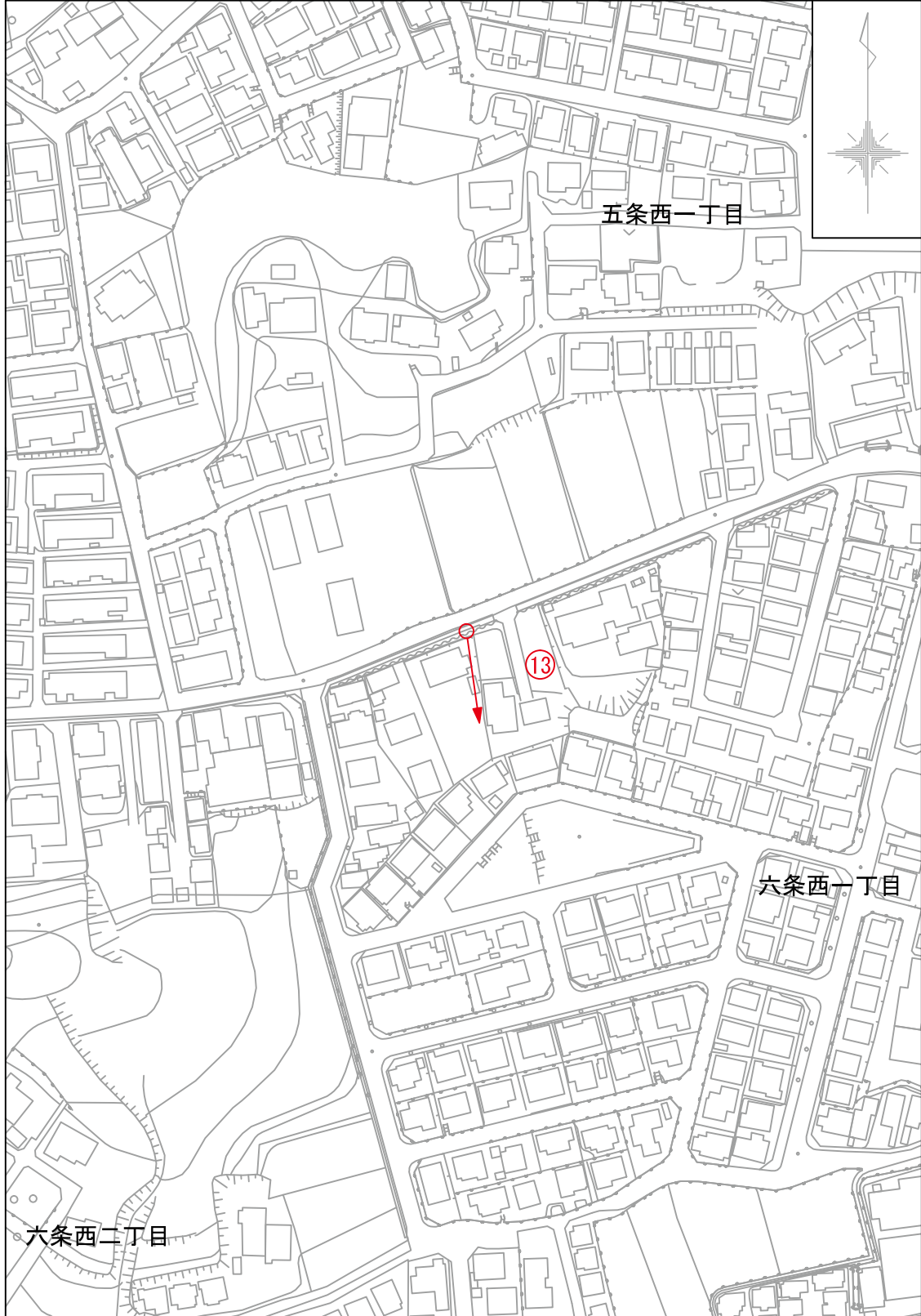
⑫ 中部第1683号線

○ → 認定しようとする路線



⑬ 中部第1684号線

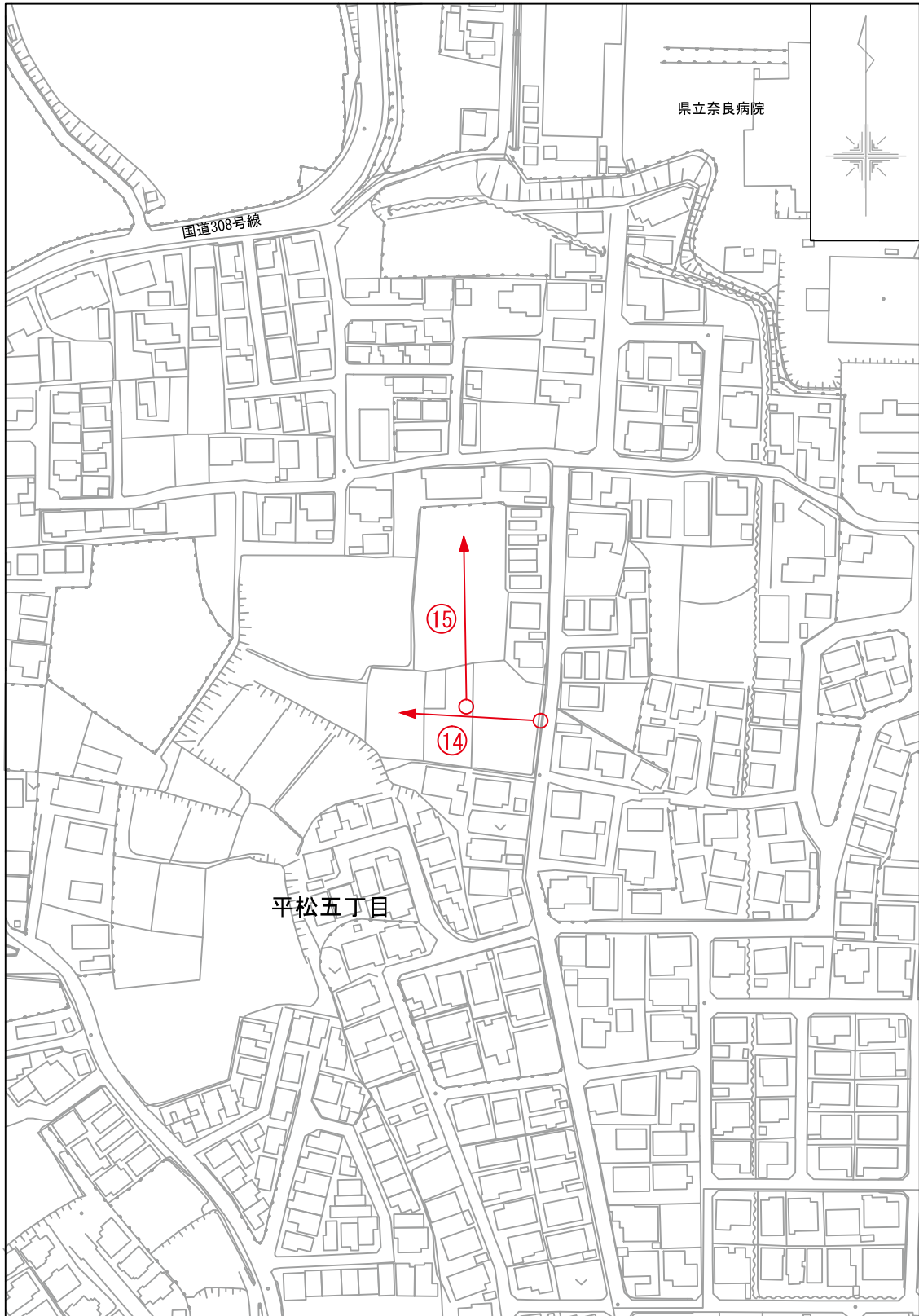
○ → 認定しようとする路線



⑭ 中部第1685号線

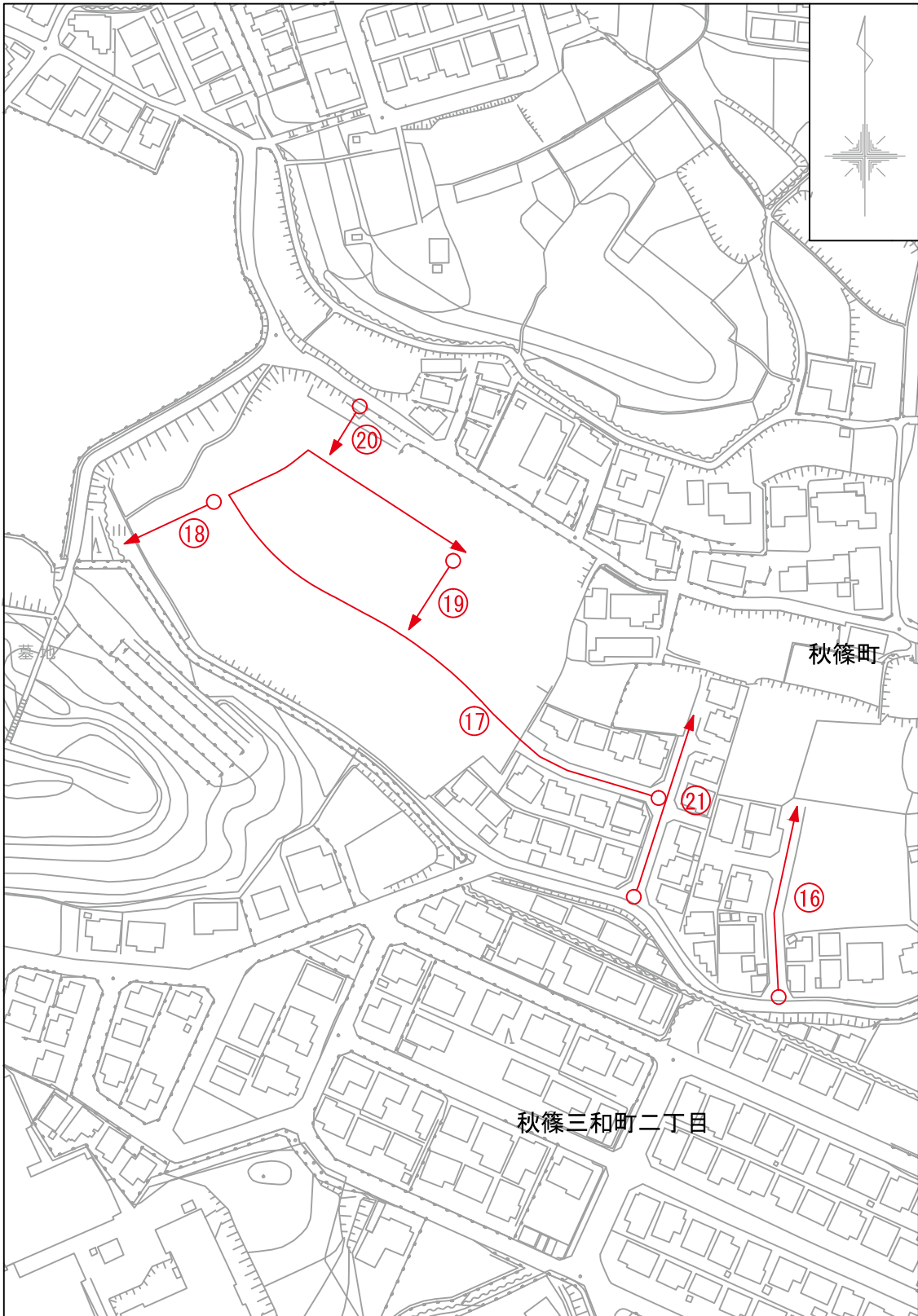
⑮ 中部第1686号線

○ → 認定しようとする路線




- ①⑥ 中部第1687号線 ①⑨ 中部第1690号線
- ①⑦ 中部第1688号線 ②⑦ 中部第1691号線
- ①⑧ 中部第1689号線 ②⑧ 中部第1692号線

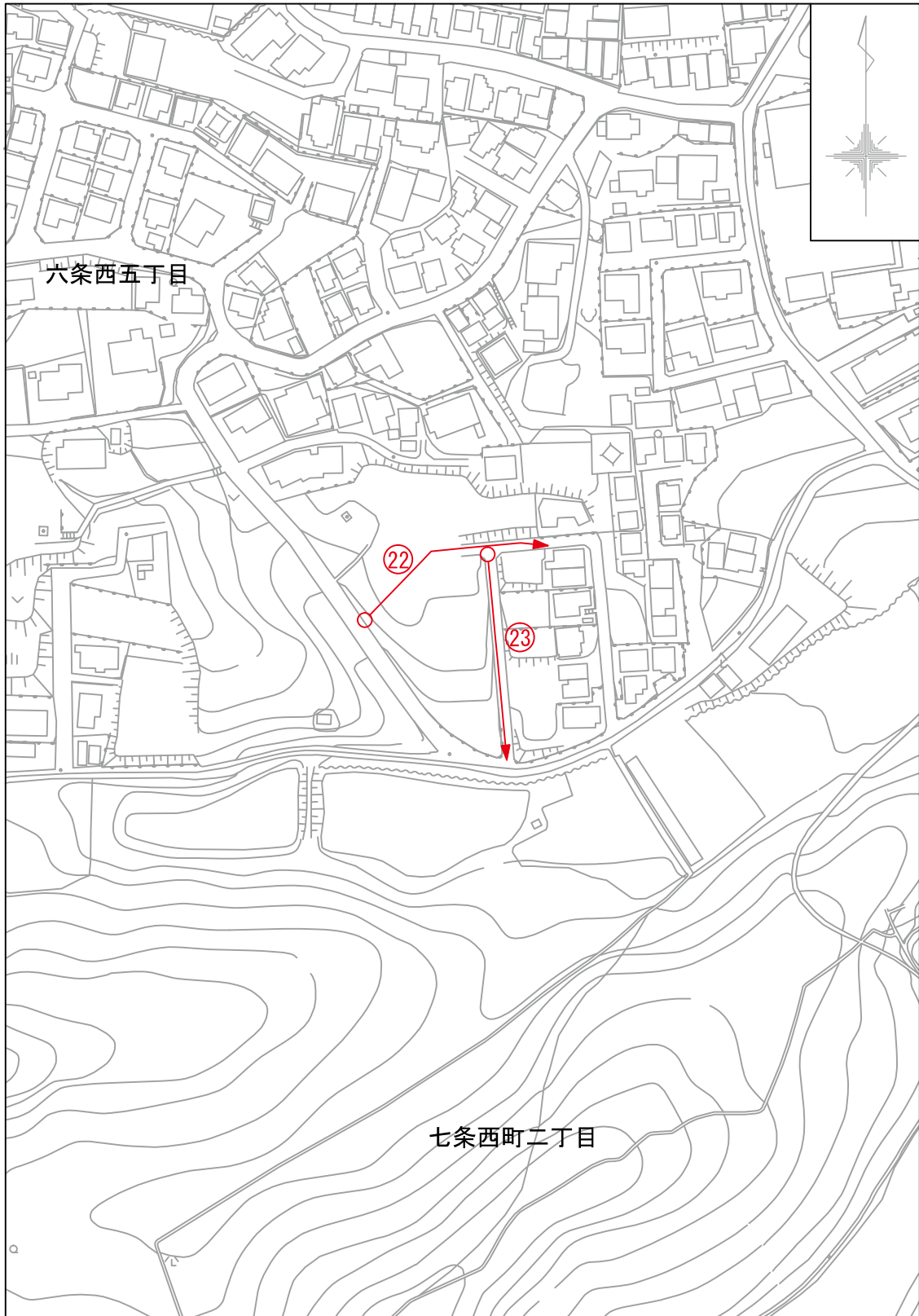
○ → 認定しようとする路線



㉒ 中部第1693号線

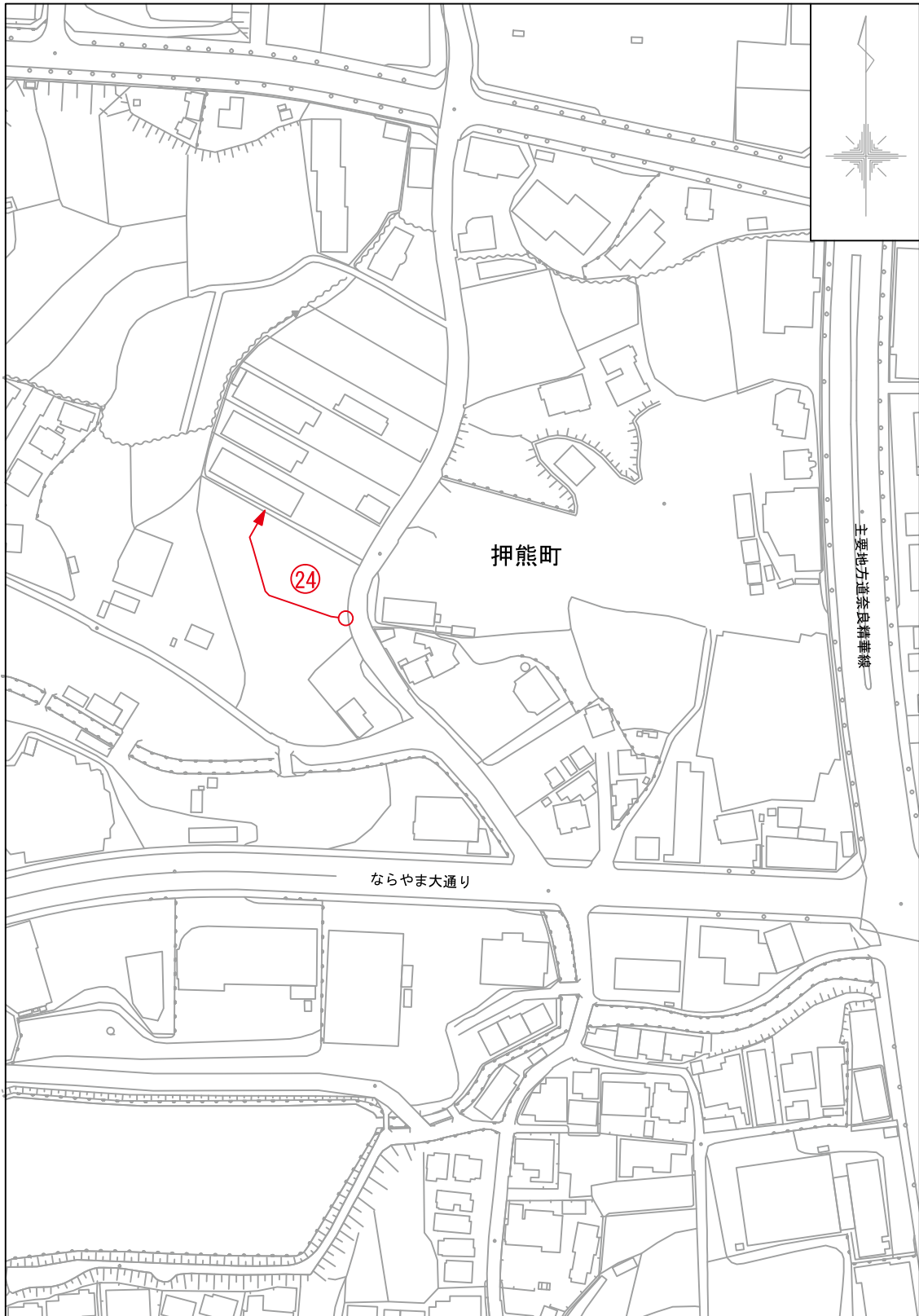
㉓ 中部第1694号線

 認定しようとする路線



②④ 中部第1695号線

○ → 認定しようとする路線



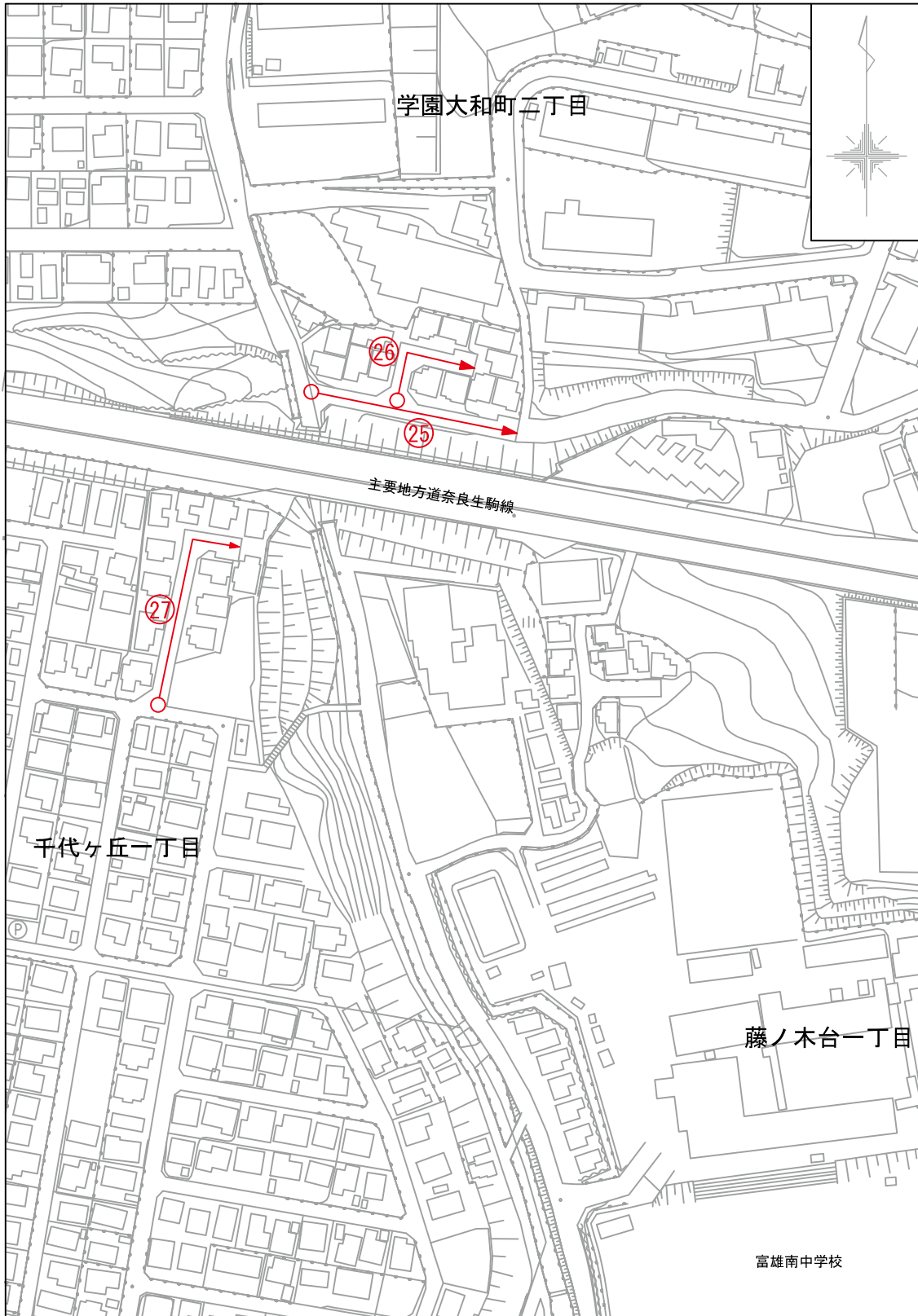
②5 中部第1696号線

②6 中部第1697号線

②7 中部第1698号線



認定しようとする路線



28 中部第1699号線

○ → 認定しようとする路線



㊦ 中部第1700号線

㊦ 中部第1701号線

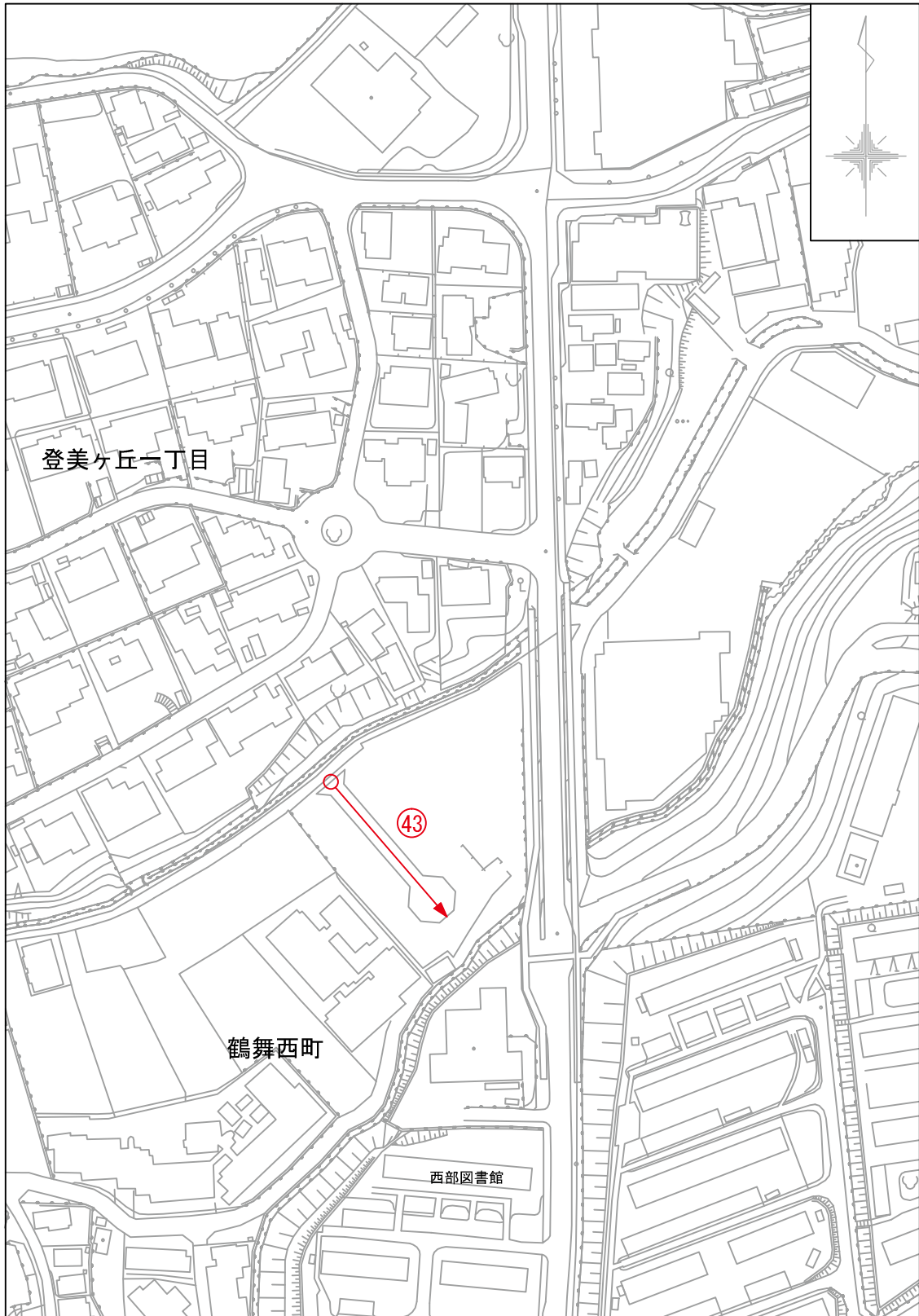


認定しようとする路線



④ 西部第1451号線

○ → 認定しようとする路線



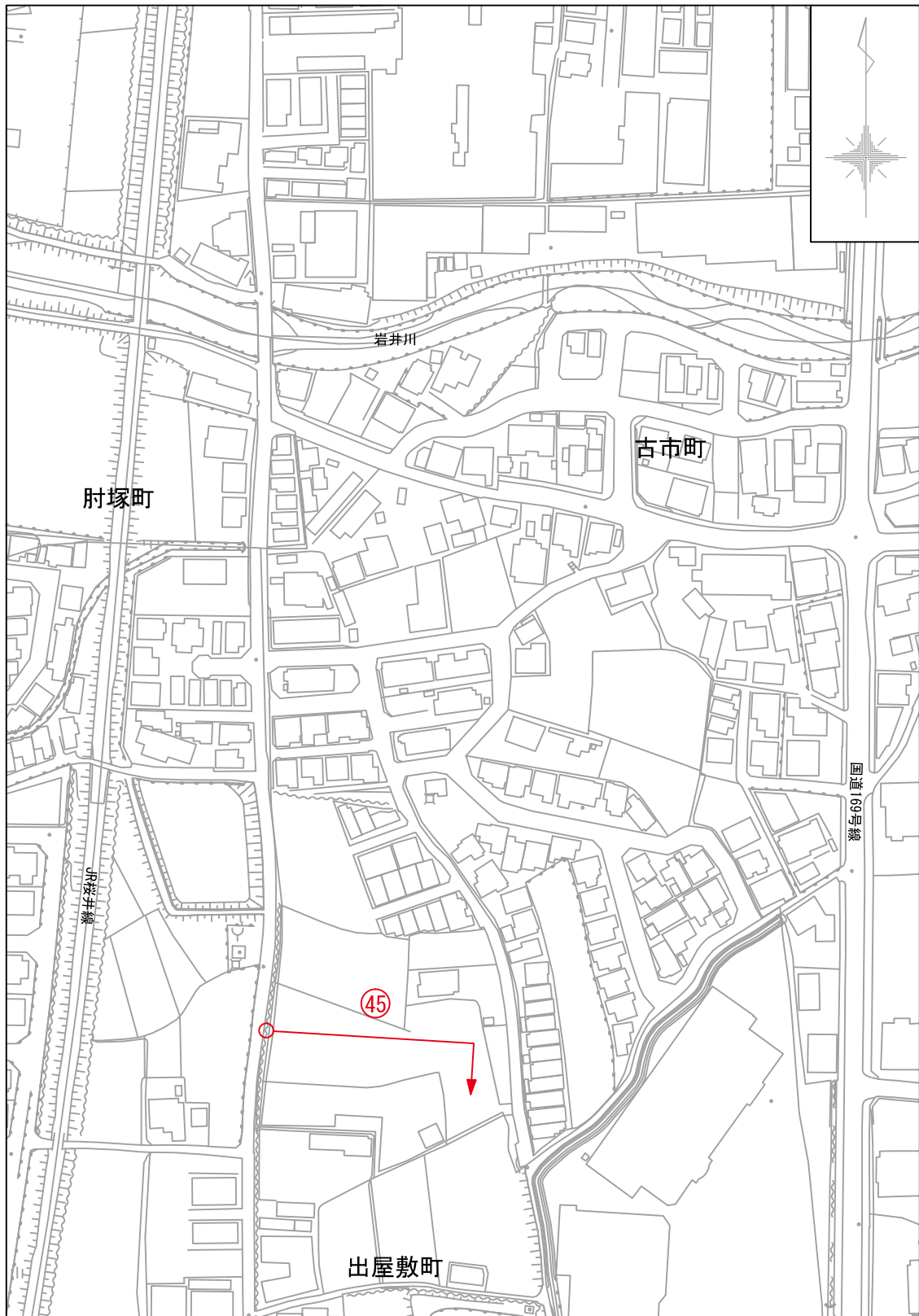
④④ 西部第1452号線

○ → 認定しようとする路線



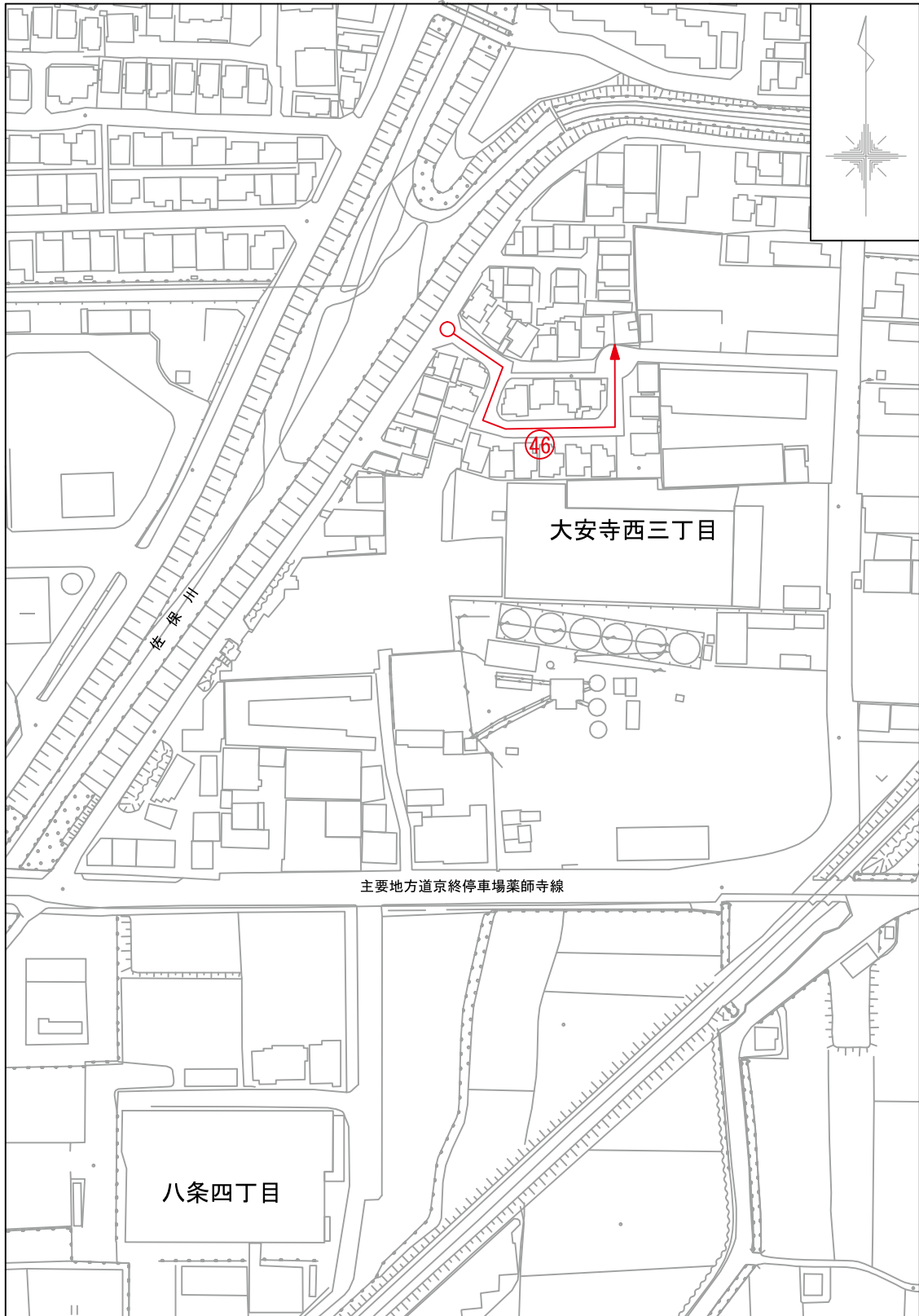
④5 南部第716号線

○ → 認定しようとする路線



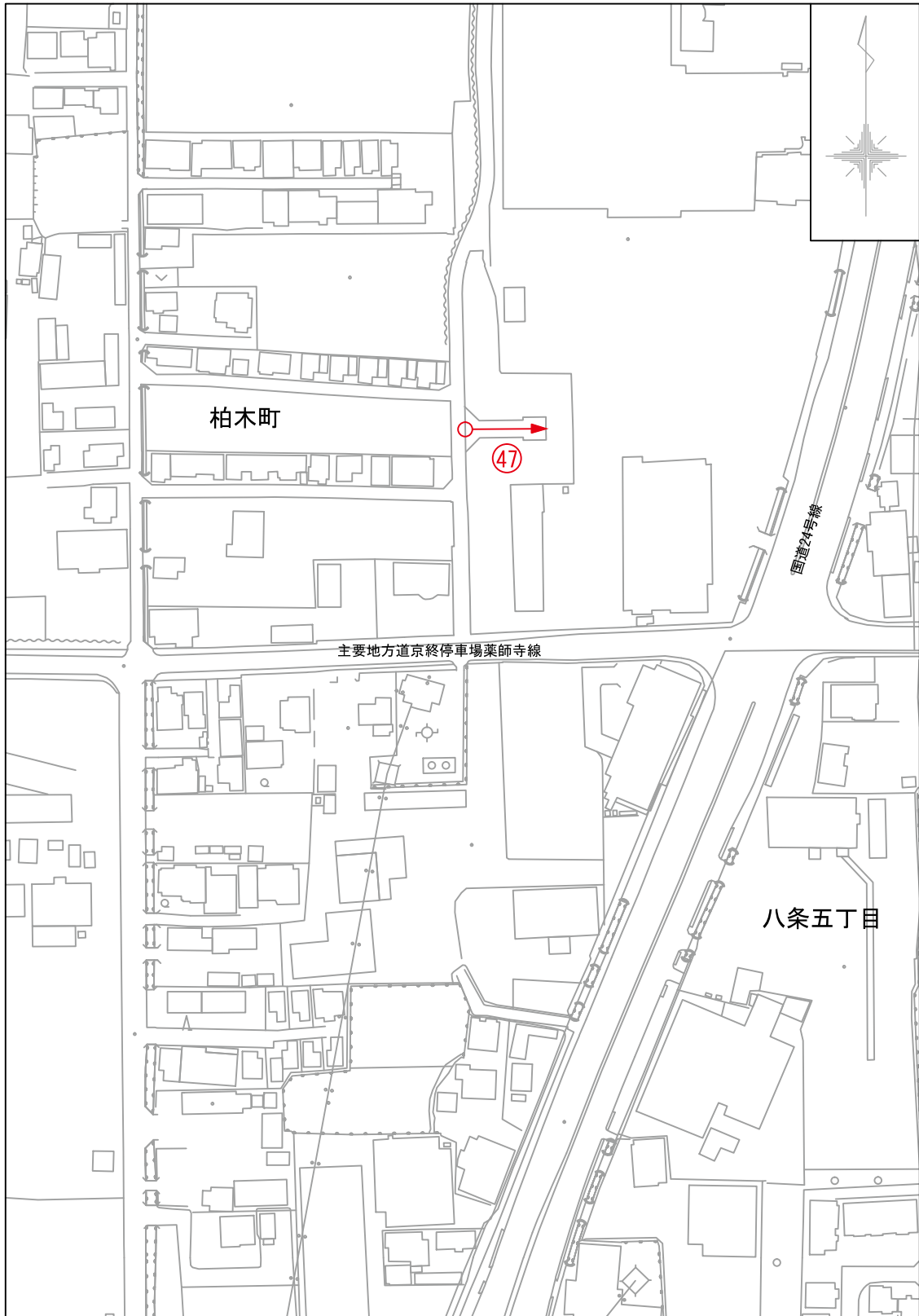
④6 南部第717号線

○ → 認定しようとする路線



④7 南部第718号線

○ → 認定しようとする路線



公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したいので、同条第6項の規定により議会の議決を求める。

平成30年2月28日提出

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市針町345番地

奈良市針テラス情報館

奈良市針ヶ別所町1025番地

奈良市都祁農畜産物処理加工施設

奈良市都祁農林水産物処理加工施設

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市中院町21番地

地域活性局共同体

代表 藤丸 正明

3 指定管理者の指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市針テラス情報館条例第3条に規定する事業の実施に関する事。
- (2) 奈良市針テラス情報館の使用承認及び使用制限に関する事。
- (3) 奈良市都祁農畜産物処理加工施設及び奈良市都祁農林水産物処理加工施設の利用届の受理及び利用制限に関する事。

- (4) 奈良市針テラス情報館並びに奈良市都祁農畜産物処理加工施設及び奈良市都祁農林水産物処理加工施設の施設及び附属設備の維持管理に関すること。
- (5) その他市長が定めること。